

# 官報号外

昭和四十三年四月二十五日

## ○第五十八回 衆議院会議録 第二十八号(一)

昭和四十三年四月二十五日(木曜日)

講事日程 第二十号

昭和四十三年四月二十五日

午後二時開議

第一 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 魚価安定基金の解散に関する法律案(内閣提出)

第六 關稅及び貿易に関する一般協定のジユネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求めるの件

第七 關稅及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

第八 千九百六十七年の國際穀物協定の締結について承認を求めるの件

昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号(一)

日程第八 千九百六十七年の國際穀物協定の締結について承認を求めるの件

日程第九 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

消費者保護基本法案(砂田重民君外二十四名提出)

○副議長(小平久雄君) これより会議を開きます。

出)

地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) これより会議を開きます。

第九 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

の趣旨説明及び質疑

日程第一 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

日程第三 日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

日程第四 港湾整備緊急措置法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

日程第五 魚価安定基金の解散に関する法律案(内閣提出)

日程第六 關稅及び貿易に関する一般協定のジ

ュネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求めるの件

日程第七 關稅及び貿易に関する一般協定第六

条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

○副議長(小平久雄君) これより会議を開きます。

○副議長(小平久雄君) これより会議を開きます。

〔國務大臣赤澤正道君登壇〕

○國務大臣(赤澤正道君) 地方公務員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申しあげます。

第一は、職員の身分変動の重要な態様である離職につきまして、従来地方公務員法の中に統一的な規定がないため、その運用に関する疑義もありませんので、今回職員の離職に関する規定を整備することとしたものであります。すなわち、職員の離職の態様として分限免職、懲戒免職、失職、定年退職、任期満了退職及び辞職があることを明らかにするとともに、職員の離職の事由、手続及び効果については、法律に特別の定めがある場合のほか、条例で定めることとするものであります。

昭和二十五年に地方公務員法が制定される以前には、相当数の地方公共団体が定年制を設けていたにもかかわらず、同法施行後においては、定年制を設けることは解釈上疑義があり、定年制を廢止せざるを得ないこととなつた結果、地方公共団体の中には、職員の新陳代謝が行なわれず、人事の停滞に悩んでいた団体が多数存在していること

ろであります。

一方、民間企業においては、広く定年制が実施されているところであり、また、地方制度調査会、公務員制度調査会等の政府関係の各調査会は、定年制の必要性を認めており、さらに、地方公共団体からも定年制実施の要望が再三にわたって繰り返されているところであります。この法律案によって地方公共団体が定年制を採用することが、地方公務員法上可能であることが明らかになります。

第一は、定年退職者の退職後の生活保障及び年労働力活用の見地から、地方公共団体が定年退職者を特定の業務に期間を定めて再雇用する場合には、これらの者を特別職の職員として弾力的に活用することとし、あわせて定年退職後の再雇用とができるよう措置するものであります。

以上が地方公務員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(小平久雄君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。

山口鶴男君  
〔山口鶴男君登壇〕

○山口鶴男君 私は、日本社会党を代表し、地方

公務員法の一部を改正する法律案につき、若干の質問をいたします。

佐藤内閣が誕生以来すでに三年五ヶ月の月日が流れました。この間、佐藤総理は、社会開発、人間尊重をはじめ、数々の美辞麗句、りっぱな公約を国民に語りかけました。臨時行政調査会の答申に対しても、「答申を尊重し、勇断をもつて臨む気持ちは変わりはない」と言い、選舉制度審議会の答申に対しても、「政治資金規正法改正にあたっては答申を尊重し、骨抜きどころか小骨一本抜くことはしない」と、この本会議場で大みえを切つたのであります。残念ながら、佐藤総理の言ふ勇断は、勇断にあらずして、優柔不断であり、政策なくして無策であったことは、その後の事実が明白に示しているではありませんか。(拍手) 政治資金規正法改正について総理がいかに公約を無視したかは、明日この本会議場で議論せられるでしょう。私がここで問題にいたしたいのは、地方公務員法の一部改正案、すなわち地方公務員定年制法案の扱いについてであります。

去る昭和四十一年三月十日、當時、地方公務員定年制法案の国会上程が伝そられた際、わが党は、定年制法案は公務員制度の基本に関する事項の改変である以上、公務員制度審議会に諮問し、慎重に扱うべきである旨を政府に申し入れたのであります。このため、政府は、翌日の閣議において、国家公務員の定年制問題を含め、公務員制度審議会の意見を開くこととし、三月二十八日、第十四回会議に、当時の安井総務長官が、公務員の定期制に関する問題について審議会の意見を伺いました。この申し入れを行ない、これを受けた審議会は、運営小委員会でその扱いを検討することになりました。

なった経過は、よもや政府はお忘れではないであります。その後、つまみ食い答申強行の結果、公務員制度審議会が中斷し、今日に至っています。

ことは、あげて政府の責任であることも、総理は、事実として否定し得ないと存じます。

地方公務員の定年制に關し、公務員制度審議会は、何らの意見、何らの答申も出していません。いは、事実として否定し得ないと存じます。

間の約束を踏みにじり、突如として地方公務員法の一部改正案を国会に提出したことは、重大な背信行為と断ぜざるを得ません。(拍手) 佐藤総理の答弁を要求いたします。

次に、お尋ねしたいのは、公務員公平の原則についてであります。

今回の定年制は、地方公務員のみを対象とし、国家公務員には触れておりません。ところで、昨年の国家公務員の年齢構成調査によれば、五十六歳以上の比率は七・三%に達しています。地方公務員はどうであるか。地方公務員定年制の推進者と伝えられる全国市長会の資料によつても、都道府県職員のそれは四・三%、六大都市は四・二%、市は五・八%、町村は六・六%であつて、いずれも、国家公務員より、高年齢者ははるかに少ないといふ数字が出ているのであります。しかるに、人事院総裁、総務長官は、国家公務員の定年制は現在考へていないとのことであります。いかがでしょうか、佐藤総理、なぜ高年齢者の少ない地方公務員にのみ定年制を実施しようとするのですか。同じ佐藤でありながら、一方の佐藤は甘く、ばれる人たちは、民間会社をはじめ、公社、公團への天下りの道が大きく開かれています。昭和四十二年、人事院が民間会社、營利会社への就職を承認した数は百二十三件にも達しています。

まず、国会で問題となつたのであります。いままで、政府は、地方公務員定年制法案において、社会保障制度審議会の答申を一方的に踏みにじる行為を行なつたのであります。総務長官は、なぜ総理府社会保障制度審議会答申が審議において無視されたのか、明確な答弁を求める次第であります。

地方公務員の定年制に關し、公務員制度審議会は、何らの意見、何らの答申も出していません。いは、事実として否定し得ないと存じます。

(拍手) 佐藤総理の答弁を要求いたします。

次に、お尋ねしたいのは、公務員公平の原則についてであります。

今回の定年制は、地方公務員のみを対象とし、国家公務員には触れておりません。ところで、昨年の国家公務員の年齢構成調査によれば、五十六歳以上の比率は七・三%に達しています。地方公務員はどうであるか。地方公務員定年制の推進者と伝えられる全国市長会の資料によつても、都道府県職員のそれは四・三%、六大都市は四・二%、市は五・八%、町村は六・六%であつて、いずれも、国家公務員より、高年齢者ははるかに少ないといふ数字が出ているのであります。しかるに、人事院総裁、総務長官は、国家公務員の定年制は現在考へていないとのことであります。いかがでしょうか、佐藤総理、なぜ高年齢者の少ない地方公務員にのみ定年制を実施しようとするのですか。同じ佐藤でありながら、一方の佐藤は甘く、ばれる人たちは、民間会社をはじめ、公社、公團への天下りの道が大きく開かれています。昭和四十二年、人事院が民間会社、營利会社への就職を承認した数は百二十三件にも達しています。

社、公團の常勤役員百七十六名中、公務員の天下りは八十二名、半數に達しております。月給四十円、三十五万円という高給、優雅な生活への道が黒い霧を振りまきながら保障されているのであります。國民の公僕として、住民サービスのために黙々と働いている一般の地方公務員だけが、なぜ冷酷な定年制に泣かなければならぬのであります。

國民の公僕として、住民サービスのために黙々と働いている一般の地方公務員だけが、なぜ冷酷な定年制に泣かなければならぬのであります。

地方公務員法は、地方公務員は國家公務員に準ずると規定し、第二十四条は、勤務条件を定めるにあたっては、國家公務員との間に権衡を失してはならないと明記されております。總理並びに自治大臣、なぜかかる違法な差別を行なうのでありますか、答弁を要求いたします。

次に、中高年齢層の雇用対策についてお伺いいたします。

統計によれば、新規卒就職者の数は年々減少し、昭和四十二年三月卒の百四十八万人に対し、昭和五十年は百十七万人と、三十万以上の減少見込みであり、今後十五年、二十年後は、若年労働力のみならず、わが国の労働力は大いに逼迫することが予見されるのであります。わが国経済が成長を続けていくためには、この労働力不足をいかにして打開するかは、きわめて大きな課題であるといわなければなりません。

すでに、先進諸国においては、定年が延長され、定年が公的年金受給開始年齢と合わされているのであります。また、アメリカなどでは、民間の定年六十五歳であるのに、公務員の定年は七十歳まで引き上げられており実情であります。

労働大臣、雇用対策の責任者として、民間の定年問題、高年齢者の雇用の機会を確保するため、

社、公團の常勤役員百七十六名中、公務員の天下りは八十二名、半數に達しております。月給四十円、三十五万円という高給、優雅な生活への道が黒い霧を振りまきながら保障されているのであります。國民の公僕として、住民サービスのために黙々と働いている一般の地方公務員だけが、なぜ冷酷な定年制に泣かなければならぬのであります。

國民の公僕として、住民サービスのために黙々と働いている一般の地方公務員だけが、なぜ冷酷な定年制に泣かなければならぬのであります。

昭和四十三年度予算は、補正なし予算を前提と

して編成され、國家公務員の給与改定財源は予備費一千二百億円の中に計上され、地方公務員の場合は、昭和四十三年度地方財政計画の中で、一般行政費の中に、災害百億、給与改定七百五十億円として計上されています。

國家公務員の給与改定が人事院勧告を尊重して実施された場合、財源措置がきわめて不十分な地方に対し、当然、不足財源は、地方財政計画の変更、地方交付税法改訂によって措置すべきであります。この点に対し、大臣、自治大臣の見解をお尋ねいたします。

ところで、昭和四十三年度予算五兆八千百八十億九千八百四十一万四千円を評し、わが党の横山議員は、「イヤイヤゴーカクヤシヨ」、いやいや行くのはくやしいよ予算であると喝破されました。地方公務員定年制法案は、いやいや首切りくやしいよ法案といふべきであります。昭和四十三年度の佐藤内閣の政治姿勢を象徴する法案といふべきであります。

佐藤総理、あなたは人間尊重の政策を國民に公約をいたしました。しかし心身障害児童の福祉対策はおくれ、老人福祉もおさりにされています。いま東京で六十五歳以上のお年寄りは五十万人にのぼるといわれ、その一%の方々が老人ホームに入所されておられます。身寄りのないお年寄りの中には、戦争や

災害で子弟を失った方々が相当な部分を

いかなる措置をとっているか。また、中高年齢者

の雇用促進と、この定年制法案との間に大きな矛

盾を感じませんか、お伺いいたします。

この際、地方公務員の給与についてお尋ねいた

します。

昭和四十三年度予算は、補正なし予算を前提と

して編成され、國家公務員の給与改定財源は予備費一千二百億円の中に計上され、地方公務員の場合は、昭和四十三年度地方財政計画の中で、一般行政費の中に、災害百億、給与改定七百五十億円として計上されています。

國家公務員の給与改定が人事院勧告を尊重して実施された場合、財源措置がきわめて不十分な地方に対し、当然、不足財源は、地方財政計画の変更、地方交付税法改訂によって措置すべきであります。この点に対し、大臣、自治大臣の見解をお尋ねいたします。

ところで、昭和四十三年度予算五兆八千百八十億九千八百四十一万四千円を評し、わが党の横

山議員は、「イヤイヤゴーカクヤシヨ」、いやいや行くのはくやしいよ予算であると喝破されました。地方公務員定年制法案は、いやいや首切りくやしいよ法案といふべきであります。昭和四十三年度の佐藤内閣の政治姿勢を象徴する法案といふべきであります。

佐藤総理、あなたは人間尊重の政策を國民に公約をいたしました。しかし心身障害児童の福祉対策はおくれ、老人福祉もおさりにされています。いま東京で六十五歳以上のお年寄りは五十万人にのぼるといわれ、その一%の方々が老人ホームに入所されておられます。身寄りのないお年寄りの中には、戦争や

災害で子弟を失った方々が相当な部分を

いかなる措置をとっているか。また、中高年齢者

の雇用促進と、この定年制法案との間に大きな矛

盾を感じませんか、お伺いいたします。

この際、地方公務員の給与についてお尋ねいた

します。

昭和四十三年度予算は、補正なし予算を前提と

して編成され、國家公務員の給与改定財源は予備費一千二百億円の中に計上され、地方公務員の場合は、昭和四十三年度地方財政計画の中で、一般行政費の中に、災害百億、給与改定七百五十億円として計上されています。

國家公務員の給与改定が人事院勧告を尊重して実施された場合、財源措置がきわめて不十分な地方に対し、当然、不足財源は、地方財政計画の変更、地方交付税法改訂によって措置すべきであります。この点に対し、大臣、自治大臣の見解をお尋ねいたします。

ところで、昭和四十三年度予算五兆八千百八十億九千八百四十一万四千円を評し、わが党の横

山議員は、「イヤイヤゴーカクヤシヨ」、いやいや行くのはくやしいよ予算であると喝破されました。地方公務員定年制法案は、いやいや首切りくやしいよ法案といふべきであります。昭和四十三年度の佐藤内閣の政治姿勢を象徴する法案といふべきであります。

佐藤総理、あなたは人間尊重の政策を國民に公約をいたしました。しかし心身障害児童の福祉対策はおくれ、老人福祉もおさりにされています。いま東京で六十五歳以上のお年寄りは五十万人にのぼるといわれ、その一%の方々が老人ホームに入所されておられます。身寄りのないお年寄りの中には、戦争や

災害で子弟を失った方々が相当な部分を

いかなる措置をとっているか。また、中高年齢者

の雇用促進と、この定年制法案との間に大きな矛

盾を感じませんか、お伺いいたします。

この際、地方公務員の給与についてお尋ねいた

します。

昭和四十三年度予算は、補正なし予算を前提と

して編成され、國家公務員の給与改定財源は予備費一千二百億円の中に計上され、地方公務員の場合は、昭和四十三年度地方財政計画の中で、一般行政費の中に、災害百億、給与改定七百五十億円として計上されています。

國家公務員の給与改定が人事院勧告を尊重して実施された場合、財源措置がきわめて不十分な地方に対し、当然、不足財源は、地方財政計画の変更、地方交付税法改訂によって措置すべきであります。この点に対し、大臣、自治大臣の見解をお尋ねいたします。

ところで、昭和四十三年度予算五兆八千百八十億九千八百四十一万四千円を評し、わが党の横

山議員は、「イヤイヤゴーカクヤシヨ」、いやいや行くのはくやしいよ予算であると喝破されました。地方公務員定年制法案は、いやいや首切りくやしいよ法案といふべきであります。昭和四十三年度の佐藤内閣の政治姿勢を象徴する法案といふべきであります。

佐藤総理の反省を求め、その決意をただして、私の質問を終ります。(拍手)

佐藤総理、あなたは人間尊重の政策を國民に公約をいたしました。しかし心身障害児童の福祉対策はおくれ、老人福祉もおさりにされています。いま東京で六十五歳以上のお年寄りは五十万人にのぼるといわれ、その一%の方々が老人ホームに入所されておられます。身寄りのないお年寄りの中には、戦争や

災害で子弟を失った方々が相当な部分を

いかなる措置をとっているか。また、中高年齢者

の雇用促進と、この定年制法案との間に大きな矛

盾を感じませんか、お伺いいたします。

この際、地方公務員の給与についてお尋ねいた

します。

昭和四十三年度予算は、補正なし予算を前提と

して編成され、國家公務員の給与改定財源は予備費一千二百億円の中に計上され、地方公務員の場合は、昭和四十三年度地方財政計画の中で、一般行政費の中に、災害百億、給与改定七百五十億円として計上されています。

國家公務員の給与改定が人事院勧告を尊重して実施された場合、財源措置がきわめて不十分な地方に対し、当然、不足財源は、地方財政計画の変更、地方交付税法改訂によって措置すべきであります。この点に対し、大臣、自治大臣の見解をお尋ねいたします。

ところで、昭和四十三年度予算五兆八千百八十億九千八百四十一万四千円を評し、わが党の横

山議員は、「イヤイヤゴーカクヤシヨ」、いやいや行くのはくやしいよ予算であると喝破されました。地方公務員定年制法案は、いやいや首切りくやしいよ法案といふべきであります。昭和四十三年度の佐藤内閣の政治姿勢を象徴する法案といふべきであります。

佐藤総理の反省を求め、その決意をただして、私の質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 山口君にお答えいたします。

去る四十一年三月に社会党から、この地方公務員の定年制についての申し入れ、これは確かにございました。

人事管理の適正化をはかるということ、これが私

は必要なことだと思います。いわゆる公務員の公

いわゆる公務員制度審議会にかけなければならぬ事項、かようには考えておりません。このた

び、政府の責任におきまして、この法案を提案い

たしておりますから、どうか十分委員会等におき

まして論議を尽くしていただきたい、かようにお

願いをいたします。

そうしてこれは、私が申し上げるまでもなく、

地方公共団体の人事管理の適正化のために定年制

を設けることができるようになります。このことは、すで

に地方団体の要請もありますし、また各種の審議

会等も同様の意見でございます。したがいまし

て、できるだけ早い機会に成立させたい、かよう

り、やがて該当するのは大正初年生まれの方々で

あります。これらの方々は、青年期、壮年期を

戦争と戦後の混乱の中に過ごし、このため心なら

ざるを得なかつたのであります。戦争によって男

女ともに結婚がおくれ、子女が若年の場合も多い

のであります。このあわな明治末期、大正初

年生まれの人たちが、定年によって所得が中断さ

れ、退職年金の受給資格もないままに職場から追

放せられるのであります。

公務員制度審議会の結論を得ないばかりか、社

会保障制度審議会の答申をも無視し、總理みずか

らの公約である人間尊重の理念に反する地方公務

員の定年制法案、地方公務員法の一部を改正する

法律案は、國民と公党に対する背信行為であり、

私は考えております。これを撤回するような考

え方はございません。

次に、國家公務員と地方公務員との年齢構成を

比べてみると、むしろ國家公務員のほうが高いで

はないかといふ話であります。ただいまおと

りになりましたのは地方公共団体の平均の年齢で

ございまして、私は、全国の多数の地方公共団体

の平均の年齢と國家公務員を比べることは不適當

だと思います。むしろ、個々の地方公共団体とそ

うして国とこれを比べるならば、そこに意義があ

るのであります。したがいまして、地方公共団体

のうちには國よりも高年齢層の多い地方自治体が

あるのであります。こゝにござります。

定年を幾らにするかはあります。定年

をいつに設けるかは、いわゆるそういう道を開いて

いたしまして、私がもはこの法案によりまして

たがいまして、私がもはこの法案によりまして

平の原則に反する、こういうお話をござりますが、そういうような問題ではありません。

また、最後にお話がありましたように、この定年制の施行によっては、人によつて生活設計にたいへんな狂いを生ずる、そういうことを十分考えなければならぬじやないかといふ御指摘をござります。そのとおりのこともあらうと思います。しかし、私が今日定年制を考えるといふのは、組織の能率化をはかる人事管理の必要から採用するのであります。そのとおりのこともあらうと思ひます。それは、これは別個に考えるべき問題だと思ひます。定年制は定年制、また同時に、退職する方々に対する生活設計等に支障を来たさないよう思ひます。それぞれの事情に即して解決をはかるべきだと思ひます。また、法案におきましても再雇用制度を採用いたしております。したがいまして、今後とも行政指導等の面でなお十分これらの方について遺憾なきよう期してまいりますが、それぞれの事情に即して解決をはかるべきだと思ひます。これは当然であります。

【国務大臣赤澤正道君登壇】  
○國務大臣(赤澤正道君) お答えいたします。  
公務員制度審議会との関係についてでございますが、当時の総務長官としては、本来の諸問題として諮詢したものではなくて、たまたま公務員制度審議会が開かれておったので、ちょっと御意見を聞いたまでである。これは通記録によつて私は調べております。審議会はその取り扱いを運営小委員会の検討にゆだねることとされたのであります。その後は小委員会も行なわれず、その取

り扱つて結論が出ないまま終わつております。したがいまして、審議会の経緯など諸般の状況を考慮の上、本案を提出したものであります。

そもそも、公務員制度審議会の審議事項は、總理府設置法に規定されているとおり、公務員などの労働関係の基本に関する事項であります。労働関係の基本とは、労働関係のあり方、仕組みを

さるものであります。離職の一つの態様である定期制は、公務員制度審議会の審議事項ではないとの見解を、私どもは当初から持つておつたものであります。したがいまして、公党が約束を破つた云々ということもございましたけれども、私どもはそういうふうに考えておりません。總理が申しましたように、政府の責任においてこの法案を提出しておるわけでござります。

再雇用職員に対する方針

を適用しないこととした結果、再雇用期間中であつても退職年金の支給は受けられます。が、これは次の理由及び再雇用期間中の生活保障の面からも、かえつて得策であると考えております。

その意味は、退職者の退職後の状況を見ますと、自家営業または自宅に引退する方々、それから民間企業に再就職なさる方々、退職した地方公共団体に非常勤の顧問、嘱託として再就職なさる方々が普通の形態になつております。このいずれの場合であります。共済法は適用されず、年金が支給されることとなりますので、これらの均衡を考慮する必要があります。しかし、社会保障制度審議会の答申では、在職老齢年金制度等について指摘されておるところでありまして、今回

は、とりあえず定年制の施行時に在職する職員が定年で退職し再雇用された場合における当分の間の暫定的な措置としたものであります。今後答申の趣旨を十分に検討の上、善処してまいりたいと考へております。決してこの審議会を無視したな

どということではありません。公務員制度は、国と地方公共団体と同様の状態にあるものにつきましては同じような制度とし、その運用については權衡を失しないよう適当な考慮を払うべきものであることは当然であります。

国と地方と同じ状況にないものにつきましては、それに応じて異なる制度がとるべきものであると考えます。定年制について申しますれば、各地方公共団体が条例で定年制を採用し得るよう定年制を採用し得る現行国家公務員制度と同列に法律上の道を開くことによって、初めて法律で並んだことになると考へております。

次に、諸外国での定年の年齢は、もっと高いではないかといふ御指摘をございました。諸外国での定年年齢は確かに高いです。それは、定年年齢を決定するための諸条件が異なつておるからであると考えます。なお、わが国の民間企業における現在の定年年齢は五十五歳が一般的でありますから、五十七、八歳といふ定年年齢は比較的高いものと想ひ得るのではないかと考えております。

給与に関する地方財政計画についての御質問の意味は、退職者の退職後の状況を見ますと、自家営業または自宅に引退する方々、それから民間企業に再就職なさる方々、退職した地方公共団体に非常勤の顧問、嘱託として再就職なさる方々が普通の形態になつております。このいずれの場合であります。共済法は適用されず、年金が支給されることとなりますので、これらの均衡を考慮する必要があります。しかし、社会保障制度審議会の答申では、在職老齢年金制度等について指摘されておるところでありまして、今回

いたしております。現段階におきましては、人事院の給与改定勧告がどのよろな姿で出されるのか予測はできませんが、人事院勧告の実施についての政府の態度をきめる際には、地方団体における立場ではないか、かように考へております。

また、当然のことでございますが、これは總理が予測になつたとおりでござります。戦後まことに二十三年が経過しております。戦後しばらくして公務員となつた方々でも、年金受給はすでに生じております。また、もう少しで生ずることころまできておるわけでござります。しかし、御指摘のように、近く退職する職員の中には、戦争の影響によって、定年退職後も収入を得ることを希望する方が多いと考えられるることは事実でございます。このような見地から、今回の法改正を契機に、定年退職者のうち当該地方公共団体に再雇用されることを希望なさる方々については、積極的にこれを雇用する制度を採用して、この制度を広く活用するため、再雇用職員は特別職の職員としたものでござります。

なお、定年退職者の退職手当の額は、民間企業のそれをかなり上回つておることは事実でござります。また、退職年金の額は、民間企業のそれよりはるかに上回つておるものであります。定年退職後の生活保障につきましては、むしろ恵まれておる立場ではないか、かように考へております。以上、お答えいたします。(拍手)

【国務大臣小川平二君登壇】

○國務大臣(小川平二君) お答えいたします。わが国の定年制は、終身雇用あるいは年功序列

官 報 (号 外)  
5  
貯金と申しますよりな独特的制度、慣行と関連をして発達したものでございますが、歐米諸国においてはこの点事情を異にいたしておりますので、定年制の形、あるいはその意義もわが国の場合とはかなり異なつております。一般民間労働者につきましては、制度的な定年は少ないのでございませんが、公的年金の受給年齢に達すると退職するのが一般的な慣行であります。その意味では、公的年金受給開始年齢がわが国の定年のような機能を果たしているのでござります。公務員のような特殊な範疇のものにつきましては、歐米諸国でも法律上で退職の年齢を定めている例が多いのでござります。したがいまして、今回地方公務員について定年制が導入されましても、格別異とするには当たらないのでございますが、これが実情に即した彈力的なものであるべきことは当然でございます。  
中高年齢者の雇用の促進についてお尋ねがございましたが、中高年齢者の就職は、当面の労働力との需給逼迫にもかかわらず、なお相当困難な状態にございます。政府といたしましては、中高年齢者の失業期間中の生活の安定をはかりながら就職促進につとめますために、各種の手当を支給します。また、職業安定所の就職促進指導官が、ケースワーカー方式による職業相談、職業紹介等を行なっておりますほか、各種の職業訓練をも実施しております。また、中高年齢者を雇い入れる事業主につきましては、低利の雇用促進融資も行なつてまいります。昨年からは、東京、大阪、愛知に人材銀行を設けまして、管理的、専門的なあるいは技術的な職業に従事してきた人々のために、職業紹介を専門的に実行いたしております。今後もこれらの施策を拡充いたしてまいりたいと存じます。

存じまするし、定年制の導入に伴いまして生ずることあるべき退職者に対しましては、現行の制度を活用いたしまして、再就職、再雇用の機会の確保につとめるつもりでござります。（拍手）

〔国務大臣田中龍夫君登壇〕

○国務大臣（田中龍夫君）　お答えいたします。

私ござりますます御質問の第一点は、社会保険制度

審議会におきましてこれに反対であるが」とへお話をございました。これは社会保障制度審議会が國立病院の特別会計の問題に関連をいたしまして、その年金の問題におきまして論議になつたのでございまして、社会保障制度審議会におきましては定年制ということにつきましては賛成であると、こうなつております。

次に、国家公務員に対する定年制の問題でございますが、御案内のとおりに、これは離職賃制度についての問題でござる。

理の一つの方法でございまして、今日各省庁におきましては、国家公務員はおのおの人事管理をいたしております。将来におきまして各省庁の人事管理

が統一されるというような暁におきましては、当然これらの問題も将来の問題といたしまして研究はいたしますが、ただいまの段階におきまして

は、国家公務員における定年制は考えておりません。(拍手)

○国務大臣(水田三喜男君) お答えいたします。  
今年度は、年度の途中において予算補正の財

源、すなわち税の自然増収を期待することがされて困難でございますので、当初予算において予備費の充実をはかつておくという措置は必要でございました。が、同時に地方財政においても同様のことが望まれるのであります。すなわち、あ

本年度國において予算の補正が行なわれないといふことは、他の方も爲めの答弁文三二、

## 日程第一 石炭鉱害賠償担保等臨時措 一部を改正する法律案(内閣提出)

一部を改正する法律案(内閣提出)  
○副議長(小平久雄君) 日程第一、石炭鉱害賠償

担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題  
といたします。

## 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正

右

昭和四十三年三月二十五日

内閣總理大臣 佐藤栄作

卷之三

## 石炭輸出賠償担保等臨時措置法の一部を改

正する法律

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法（昭和三十八年

題名を次のように改める。

石炭鉱害賠償等臨時措置法

目次中「第二章 鉱害賠償の担保の積立て等(第

第二章の二 銀行貯蓄は國

する裁定(第十一條の二—第十一條の九)」は、一審

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害について、鉱害の賠償を担保するための積立金制度及び鉱害の賠償に関する紛争を解決するための裁定制度を設けるとともに、石炭鉱害事業団に鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧を図るための業務を行なわせることにより、被害者等の保護並びに国土の有効な利用及び保全を図り、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資することを目的とする。

第四条第一項中「鉱害基金（以下「基金」という。）」を「石炭鉱害事業団（以下「事業団」という。）」に改め、同条第三項中「基金」を「事業団」に改め、同条第四項第五号中「昭和二十七年法律第二百九十五号」の下に「以下「復旧法」という。」を加える。

第五条第一項、第六条第五項及び第十一條中「基金」を「事業団」に改める。

第二章の次に次の二章を加える。

(裁定の申請)

第十一条の一 次の紛争が生じたときは、当事者は、通商産業省令で定める手続に従い、地方鉱業協議会の裁定を申請することができる。ただし、その鉱害の賠償に関して、訴訟が係属し、又は調停手続が行なわれているときは、この限りでない。

一 そこに生じている鉱害の賠償に関する紛争

をあらかじめ解決しておくことが事業団の復旧基本計画をいう。以下同じ。)の作成を促進するためには必要であると認めて通商産業大臣が指定した地域内に生じている鉱害の賠償に関する紛争

二 石炭鉱業合理化事業団（以下「合理化事業団」という。）に対し石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十二年法律第二百五十六号）第三十一条又は第三十二条第二項に規定する採掘権又は

鉱業施設の売渡しの申込みがあつた場合におけるその採掘権の鉱区又は鉱業施設に係る租賃権の粗鉱区に係る鉱害の賠償に関する紛争（前号の紛争に該当するものを除く。）

三 合理化事業団が保有する採掘権の鉱区に係る鉱害の賠償に関する紛争（第一号の紛争に該当するものを除く。）

四 石炭鉱業合理化臨時措置法第三十五条の石炭鉱山整理促進交付金の交付の決定の日から

化事業団が同項第二号の債務の弁済を行なうまでの間において同号に規定する鉱害の賠償に関する紛争（第一号の紛争に該当するものを除く。）

（申請の却下）

第十一條の三 地方鉱業協議会は、前条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案が同条ただし書の場合に該当するに至

つたときは、その申請を却下しなければならない。

かつ、これを公示しなければならない。そして、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(裁定)

第十一條の五 地方鉱業協議会は、聴聞の結果に基づき、裁定を行なう。

2 前項の裁定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。

3 地方鉱業協議会は、第一項の裁定をしたとき

込みが取り消され、若しくはその効力を失い、又は合理的事業団がその申込みを拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

3 地方鉱業協議会は、前条第四号の紛争につい

て同条の規定による裁定の申請があつた場合に

おいて、採掘権若しくは鉱業施設の売渡しの申

込みが取り消され、若しくはその効力を失い、

又は合理的事業団がその申込みを拒絶したとき

は、その申請を却下しなければならない。

3 地方鉱業協議会は、前条第四号の紛争につい

て同条の規定による裁定の申請があつた場合に

おいて、石炭鉱山整理促進交付金の交付の決定

が取り消されたときは、その申請を却下しなけ

ればならない。

（裁定の不服の訴え）

第十一條の六 前条第一項の裁定に不服のある者

は、その裁定書の副本の交付を受けた日から三

月以内に、訴えを提起することができる。

2 前項の訴えにおいては、賠償義務者又は被害者を被告とする。

（報告等）

第十一條の七 地方鉱業協議会は、裁定を行なう

ため必要があると認めるときは、当事者若しく

は利害関係人から報告若しくは資料の提出を求

め、又はその委員に紛争の原因たる事実関係に

つき実地に調査させることができる。

（時効の中止）

第十一條の八 第十一條の二の規定による裁定の

申請は、鉱業法第二百五十六条第一項前段の時効の

中断に関しては、裁判上の請求とみなす。





経費（同号ハ及びホの業務を行なうため必要なもの並びに同号ニ及びヘの支払に充てるべきものを除く。以下「事務経費」という。）並びに家屋等の復旧費であつて第五十三条の二第一項の規定により事業団が負担すべきものに充てるため、毎事業年度において、賠償義務者に対し、前事業年度中にその復旧費の全部又は一部を事業団が負担して施行した復旧工事のうちその賠償義務者に係る鉱害の復旧のため必要となつたものの復旧費に、百分の七以内の割合を乗じて得た金額を賦課徴収することができる。

## 2 第七十一条から第七十二条まで及び第七十二条

条の三の規定は、前項の規定による賦課徴収金の徴収に準用する。

第五十七条の見出し中「事務経費補助」を「事務経費交付金」に改め、同条中「を補助する」を「に充てる」に、「百分の四以内において政令で定める割合」を「百分の一」に改める。

第九十八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九十八条に次の二項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九十八条の次に次の二項を加える。

罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九十八条の次に次の二項を加える。

（資料の提出）

第九十八条の二 事業団は、石炭鉱害賠償等臨時措置法第三十条第四号イ、ロ及びヘの業務を行なうため必要があるときは、鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者、被害者又は第五十二条の受益者となるべき者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第一百条を次のように改める。

## 第一百条 刪除

第一百一条第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「又は虚偽の報告を」を「若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避」に改め、同号を同条第一号とする。

第一百三条及び第一百四条を次のように改める。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

第十一条 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 鉱害賠償に関する裁定（第四十三条—第五十一条）」を「第四節 削除」に改める。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の四第一項第二号中「中小企業振興事業団」の下に「石炭鉱害事業団」を加え、「鉱害基金」を削る。

（地方税法の一部改正）

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第一項第二号中「中小企業振興事業団」の下に「石炭鉱害事業団」を加え、「鉱害基金」を削る。

（不服の理由の制限）

第三章第四節を次のように改める。

第四節 削除

第四十二条 第九十八条の二第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、一万円以下の罰金に処する。

第一百六条 第六十八条第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十一条第二項（第九十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第九十二条第一項の規

定により通商産業大臣の認可を受けなければならぬ事項を認可を受けないでした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過規定）

第十二条 この法律の施行前に改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法第四十三条、第四十四条第一項又は第四十四条の二第一項の規定によつてした裁定の申請については、なお從前の例による。

（石炭地域振興臨時措置法の一部改正）

第十三条 産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

（石炭対策特別会計法の一部改正）

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「鉱害基金」を「石炭鉱害事業団」に改める。

（石炭対策特別会計法の一部改正）

第十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「鉱害基金」を「石炭鉱害事業団」に改める。

（石炭対策特別会計法の一部改正）

第十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「中小企業振興事業団」の下に「石炭鉱害事業団」を加え、「鉱害基金」を削る。

（地方税法の一部改正）

第十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「中小企業振興事業団」の下に「石炭鉱害事業団」を加え、「鉱害基金」を削る。

（地方税法の一部改正）

第八十三条 第六十八条第一項の決定についての異議申立てにおいては、対価につい

ての不服をその決定についての不服の理由と

することができない。

八条第二項第一号中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号及び第六号の二中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「中小企業振興事業団」の下に、「石炭鉱害事業団」を加える。

(災害対策基本法の一部改正)

第十七条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第五号を次のように改める。

(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一「石炭鉱害事業団」を削除する。

第二十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中鉱害基金の項及び鉱害復旧事業団の項を削り、税理士会の項の次に次のように加える。

石炭鉱害事業団

(石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号))

(法人税法の一部改正)

第十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中鉱害基金の項を削り、石油開発公団の項の前に次のように加える。

石油開発公団

(石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号))

(法人税法の一部改正)

第十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中鉱害基金の項を削り、石油開発公団の項の前に次のように加える。

石油開発公団

(石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和四十二年法律第二十三号))

(印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

○堂森芳夫君登壇

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

号)の一部を次のように改正する。  
別表第一「中鉱害基金の項及び鉱害復旧事業団」の項を削り、森林開発公団の項の次に次のように加える。

石炭鉱害事業団

石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)

(登録免許税法の一部改正)

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一「中鉱害基金の項を削り、森林開発公団の項の次に次のように加える。

石炭鉱害事業団

石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)

(行政管理庁設置法の一部改正)

第二十二条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に改める。

石炭鉱害事業団

石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)

(行政管理庁設置法の一部改正)

第二十二条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に改める。

石炭鉱害事業団

石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)

(法人税法の一部改正)

第二十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中鉱害基金の項を削り、石油開発公団の項の前に次のように加える。

石油開発公団

(石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号))

(法人税法の一部改正)

第二十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中鉱害基金の項を削り、石油開発公団の項の前に次のように加える。

石油開発公団

(石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和四十二年法律第二十三号))

(印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
被災者の、賠償義務者の三者構成によって設立された鉱害復旧事業団により計画的な復旧が推進され、また、鉱害の賠償のための担保の管理及び鉱害賠償あるいは鉱害防止に要する資金の融資は、鉱害基金が担当して今日に至っている次第であります。

しかし、最近における終閉山の統発に伴い、復旧対象となる鉱害量はますます増大する傾向にあり、とりわけ、無資力鉱害の激増によって、当事者主義に立脚した現行鉱害復旧事業団による鉱害の復旧処理方式では、種々困難な問題が生じてきただけ、国土保全、民生安定の見地から、国による総合的な鉱害復旧の処理体制が強く要請されるところとなつたのであります。

鉱害の復旧の実情に対応して、鉱害基金と鉱害復旧事業団とを統合して石炭鉱害事業団を創設し、総合的、計画的な鉱害の処理をはかるとともに、あわせて、鉱害の賠償に関する紛争の円滑な解決をはかるための裁定制度を設けようとするものであります。

本改正案は、このようないくつかの理由であります。

本改正案は、去る三月二十八日当委員会に付託され、四月三日椎名通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來慎重に審査を行ない、四月二十三日、石炭鉱害事業団の役員のうち、「専務理事」を副理事長に改める旨の修正案が提出され、同日、質疑を終了し、修正案並びに修正部分を除く原案を採決した結果、全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して、鉱害復旧長期計画の作成、統一賠償機関の設置等を内容とする附帯決議が付されましたことを申し添えて、御報告を終わります。(拍手)

〔参考〕

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように改正する。

十三条第二項、第二十四条第二項及び第二十六条の改正規定中「専務理事」を「副理事長」に改める。

第十九条、第二十条、第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十四条第二項及び第二十六条の改正規定中「専務理事」を「副理事長」に改める。

十三条第二項、第二十四条第二項及び第二十六条の改正規定中「専務理事」を「副理事長」に改める。

## (恩給法等の一部を改正する法律)

(恩給法の一部改正)  
第一条 恩給法(大正十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「二十万円」を「十一万円」に、「九十万円」を「百八十八万円」に、「百三十万円」を「百四十四万円」に、「百十萬円」を「百一十二万円」に改める。

別表第一号表中「三八七〇〇〇円」を「四〇六〇〇〇円」に、「三一三〇〇〇円」を「三三一九〇〇〇円」に、「一一五〇〇〇円」を「一六四〇〇〇円」に、「一九〇〇〇〇円」を「一九九〇〇〇円」に、「一四七〇〇〇円」を「一五四〇〇〇円」に、「一一一〇〇〇円」を「一一八〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三八四〇〇〇円」を「四一〇〇〇円」に、「一一一八〇〇〇円」を「一一四一〇〇〇円」に、「一一七一〇〇〇円」を「一九一〇〇〇円」に、「一一一四〇〇〇円」を「一一五〇〇〇円」に改める。

○円」に、「一八〇〇〇円」を「一九〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正す

る。

附則別表第一を次のように改める。

## 附則別表第一

階級	級	仮定俸給年額
大將		一・一七三・四〇〇円
中將		九八一・六〇〇円
少將		七六四・二〇〇円
大佐		六一〇・四〇〇円
中佐		六四七・四〇〇円
少佐		四八〇・四〇〇円
大尉		三八八・一〇〇円
中尉		三〇三・一〇〇円
少尉		二六六・四〇〇円
准士官		二二二・八〇〇円
曹長又は上等兵曹		一九三・七〇〇円
軍曹又は一等兵曹		一八四・四〇〇円

## 伍長又は二等兵曹

一七七・一〇〇円

一五五・八〇〇円

## 兵

一七七・一〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「七七〇〇〇円」を「八一〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「九〇〇〇〇円」を「九七〇〇〇円」に、「九七〇〇〇円」を「一〇一〇〇〇円」に、「六九〇〇〇円」を「七四〇〇〇円」に、「七四〇〇〇円」を「七七〇〇〇円」に、「五四〇〇〇円」を「五八〇〇〇円」に、「五八〇〇〇円」を「六一〇〇〇円」に、「五七〇〇〇円」を「五九〇〇〇円」に、「五九〇〇〇円」を「五三〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

## 附則別表第六

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
一・一七三・四〇〇円	八三・一〇〇円	一四六・六〇〇円
九八一・六〇〇円	六九・五〇〇円	一一一・七〇〇円
七六四・二〇〇円	五四・一〇〇円	九五・五〇〇円
六一〇・四〇〇円	四三・二〇〇円	八〇・九〇〇円
六四七・四〇〇円	三四・〇〇〇円	六〇・〇〇〇円
四八〇・四〇〇円	三四・〇〇〇円	四八・五〇〇円
三八八・一〇〇円	二一・五〇〇円	三七・九〇〇円
三〇三・一〇〇円	一八・九〇〇円	三三・三〇〇円
二六六・四〇〇円	一六・五〇〇円	二九・二〇〇円
一九三・七〇〇円	一三・七〇〇円	二四・二〇〇円
二二二・八〇〇円	一一・一〇〇円	二三・一〇〇円
一五五・八〇〇円	一一・〇〇〇円	一九・四〇〇円

## (国民年金法の一部改正)

第三条 国民年金法(昭和二十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第四項及び第五項中「十二万九千五百円」を「十三万五千五百円」に改める。



る恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律

第一百五十五号附則別表第四の年額に改定する。

ただし、改正後の同法附則別表第四の年額が從

前の年額(同法附則第二十二条第三項ただし書)において適用する恩給法第六十五条第二項から

第五項までの規定による加給の年額を除く。)に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第八条 昭和四十三年九月三十日において現に傷病年金を受けていた者については、同年十月分以降、その年額(妻に係る加給の年額(法律第百五十五号附則第三条の規定により同法による改正前の恩給法第六十五条ノ一第三項の規定の例によることとされた加給の年額)及び法律第百五十五号附則第二十二条の三又は恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十一号)附則第二条の規定による加給の年額をいう。以下この条において同じ。)を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が從前

の年額(妻に係る加給の年額を除く。)に達しない者については、この改定を行なわない。

2 前項の傷病年金を受ける者がこの法律施行後七十歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が從前の年額(妻に係る加給の年額を除く。)に達しない者については、この改定を行なわない。

3 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算に

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第九条 昭和四十三年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧進軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けていた者につい

ては、昭和四十三年十月分以後、その年額を、

改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定

して算出して得た年額に改定する。ただし、六

十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料を

ぞれ対応する改正後の同法附則別表第六の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩

給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げ

る金額)を加えた額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 附則第二条第三項の規定は、前項の恩給年額の改定について適用する。この場合において、

同条第三項中「第一項」とあるのは「前項」と、「前二項」とあるのは「前項ただし書」と読み替えるものとする。

3 附則第四条第二項の規定は、第一項及び前項において準用する附則第二条第三項の規定による扶助料の年額の改定について適用する。

(職權改定)

第十条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三条の規定によるものを除き、裁判所が受給者の請求を待たずに行なう。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十二条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給について改定前の恩給法第五十八条ノ四又は法律第八十三条附則第十四条の規定を適用した場合の支給年額を下することはない。

第十二条 改正後の国民年金法第六十五条第四項及び第五項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十三年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年

金、准母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例によ

る。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
一一三、五〇〇円	一二三、八〇〇円
一一六、六〇〇円	一二七、二〇〇円
一一九、四〇〇円	一二〇、一〇〇円
一二三、二〇〇円	一三四、四〇〇円
一二五、五〇〇円	一三六、九〇〇円
一二九、九〇〇円	一四一、七〇〇円
一三六、二〇〇円	一四八、六〇〇円
一四二、八〇〇円	一五五、八〇〇円
一四九、三〇〇円	一六二、八〇〇円
一五六、一〇〇円	一七〇、二〇〇円
一六二、五〇〇円	一七七、二〇〇円
一七七、五〇〇円	一九三、七〇〇円
一六九、一〇〇円	一八四、四〇〇円
一七三、四〇〇円	一八九、一〇〇円
一八二、四〇〇円	一九九、〇〇〇円
一八九、三〇〇円	二〇六、五〇〇円
一九五、一〇〇円	二一〇、九〇〇円
二〇〇、八〇〇円	二一九、〇〇〇円
二〇七、五〇〇円	二三六、三〇〇円
二一四、三〇〇円	二三三、八〇〇円
二二一、七〇〇円	二四一、八〇〇円

## 官 報 (号 外)

二三九、一〇〇円	一一五〇、〇〇〇円	五八七、八〇〇円	六四一、三〇〇円
二三八、五〇〇円	一一六〇、一〇〇円	五九三、五〇〇円	六四七、四〇〇円
一四四、二〇〇円	二六六、四〇〇円	六一五、九〇〇円	六七一、九〇〇円
二五一、九〇〇円	二七四、八〇〇円	六四四、二〇〇円	七〇一、七〇〇円
二五九、三〇〇円	二八二、八〇〇円	六七一、四〇〇円	七三三、六〇〇円
一七四、一〇〇円	二九九、〇〇〇円	七〇〇、五〇〇円	七六四、二〇〇円
一七八、〇〇〇円	三〇三、一〇〇円	七一八、二〇〇円	七八三、五〇〇円
一八九、一〇〇円	三一五、五〇〇円	七三七、一〇〇円	八〇四、一〇〇円
二〇四、三〇〇円	三三一、九〇〇円	七七三、五〇〇円	八四三、八〇〇円
二一〇、九〇〇円	三五〇、〇〇〇円	八一〇、三〇〇円	八八三、九〇〇円
二三九、三〇〇円	三五九、三〇〇円	八二八、七〇〇円	九〇四、一〇〇円
二三七、四〇〇円	三六八、〇〇〇円	八四六、七〇〇円	九三三、六〇〇円
二四五、七〇〇円	三八〇、八〇〇円	八八三、一〇〇円	九六三、四〇〇円
二七五、五〇〇円	三八八、一〇〇円	八九九、八〇〇円	九八一、六〇〇円
二八五、三〇〇円	四〇九、七〇〇円	九一九、六〇〇円	一〇〇三、一〇〇円
二九五、五〇〇円	四一〇、四〇〇円	九五六、一〇〇円	一〇〇四、一〇〇円
四一五、三〇〇円	四五三、〇〇〇円	九九五、八〇〇円	一〇八六、四〇〇円
四三五、二〇〇円	四七四、七〇〇円	一〇一六、三〇〇円	一一〇八、七〇〇円
四四〇、三〇〇円	四八〇、四〇〇円	一〇三五、七〇〇円	一一二九、八〇〇円
四五六、七〇〇円	四九八、二〇〇円	一〇五六、〇〇〇円	一一五一、〇〇〇円
四八〇、〇〇〇円	五四三、七〇〇円	一〇七五、六〇〇円	一一七三、四〇〇円
五〇三、一〇〇円	五四八、九〇〇円	一一一五、三〇〇円	一二一六、七〇〇円
五一七、四〇〇円	五六四、五〇〇円	一一五五、〇〇〇円	一二六〇、〇〇〇円
五三一、四〇〇円	五七九、七〇〇円	一一七四、六〇〇円	一二八一、四〇〇円
五五九、六〇〇円	六一〇、四〇〇円	一一九四、八〇〇円	一二〇三、四〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、二、三、五〇〇円未満の場合又は一、一九四、八〇〇円をこえる場合においては、その年額に百十分の百二十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
一四四、三〇〇円	三六六、七〇〇円
一一四、三〇〇円	四〇一、九〇〇円
一一一、三〇〇円	四六七、七〇〇円
一一〇、三〇〇円	五四一、三〇〇円
一一〇、三〇〇円	六一五、〇〇〇円
一一〇、三〇〇円	六八九、〇〇〇円
一一〇、三〇〇円	七六二、七〇〇円
一一〇、三〇〇円	八三六、三〇〇円
一一〇、三〇〇円	九九七、七〇〇円
一一〇、三〇〇円	一〇四一、〇〇〇円
一一〇、三〇〇円	一〇八一、二〇〇円
一一〇、三〇〇円	一〇八八、四〇〇円
一一〇、三〇〇円	一〇四五、七〇〇円
一一〇、三〇〇円	九二一、四〇〇円
一一〇、三〇〇円	七五一、七〇〇円
一一〇、三〇〇円	五九〇、五〇〇円
一一〇、三〇〇円	五一〇、一〇〇円
一一〇、三〇〇円	四三八、五〇〇円
一一〇、三〇〇円	三六六、七〇〇円
一一〇、三〇〇円	三六六、五〇〇円

附則別表第三

一一五九、四〇〇円	一八三、〇〇〇円
一一七四、五〇〇円	二九九、四〇〇円
一一〇四、一〇〇円	三三一、八〇〇円
一一一〇、三〇〇円	三四九、四〇〇円
一五六、八〇〇円	三八九、三〇〇円
三九一、〇〇〇円	四一七、七〇〇円
四三五、一〇〇円	四七四、六〇〇円
四四九、五〇〇円	四九〇、三〇〇円
五〇四、八〇〇円	五五〇、七〇〇円
五四〇、七〇〇円	五八九、八〇〇円
六一四、七〇〇円	六七〇、六〇〇円
六六八、六〇〇円	七二九、四〇〇円
六八一、六〇〇円	七四三、五〇〇円
七三七、八〇〇円	八〇四、八〇〇円
八三三、〇〇〇円	八九七、八〇〇円
九五七、〇〇〇円	一、〇四四、〇〇〇円
一〇〇三七、三〇〇円	一、一三一、六〇〇円
一一一七、六〇〇円	一、一一九、一〇〇円
一一九八、三〇〇円	一、一〇七、三〇〇円
一一二三、三〇〇円	一、三三三、六〇〇円
一一三一四、五〇〇円	一、四三四、〇〇〇円
一三八一、九〇〇円	一、五〇七、六〇〇円
一四八三、〇〇〇円	一、六一七、八〇〇円
一八五三、七〇〇円	一、〇〇一、一〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額

附則別表第四

八三一

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
一一一、八〇〇円	八、八〇〇円	一五、五〇〇円
一一七、一〇〇円	九、〇〇〇円	一五、九〇〇円
一一〇、一〇〇円	九、二〇〇円	一六、三〇〇円
一一四、四〇〇円	九、五〇〇円	一六、八〇〇円
一一六、九〇〇円	九、七〇〇円	一七、一〇〇円
一四一、七〇〇円	一〇、一〇〇円	一七、七〇〇円
一四八、六〇〇円	一〇、五〇〇円	一八、五〇〇円
一五五、八〇〇円	一一、〇〇〇円	一九、四〇〇円
一六二、八〇〇円	一一、六〇〇円	一九、四〇〇円
一七〇、二〇〇円	一一、〇〇〇円	一九、一〇〇円
一七七、一〇〇円	一一、六〇〇円	一九、一〇〇円
一八四、四〇〇円	一一、一〇〇円	一九、七〇〇円
一八九、一〇〇円	一一、七〇〇円	一九、七〇〇円
一九三、七〇〇円	一一、七〇〇円	一九、七〇〇円
一九九、〇〇〇円	一四、一〇〇円	二四、八〇〇円
一〇六、五〇〇円	一四、六〇〇円	二五、八〇〇円
一一一、九〇〇円	一五、一〇〇円	二六、六〇〇円
一一九、〇〇〇円	一五、五〇〇円	二七、四〇〇円
一一六、三〇〇円	一六、一〇〇円	二八、三〇〇円
一一三、八〇〇円	一六、五〇〇円	二九、二〇〇円
一四一、八〇〇円	一七、一〇〇円	三〇、一〇〇円
一五〇、〇〇〇円	一七、七〇〇円	三一、一〇〇円
一六〇、一〇〇円	一八、四〇〇円	三一、五〇〇円
一六六、四〇〇円	一八、九〇〇円	三二、一〇〇円

一七四、八〇〇円	一九、五〇〇円	三四、四〇〇円
二八一、八〇〇円	二〇、一〇〇円	三五、四〇〇円
二九九、〇〇〇円	二一、一〇〇円	三七、四〇〇円
三〇九、一〇〇円	二一、五〇〇円	三七、九〇〇円
三一五、五〇〇円	二二、三〇〇円	三九、四〇〇円
三三一、九〇〇円	二三、五〇〇円	四一、五〇〇円
三五〇、〇〇〇円	二四、八〇〇円	四三、八〇〇円
三五九、三〇〇円	二五、四〇〇円	四四、九〇〇円
三六八、〇〇〇円	二六、一〇〇円	四六、〇〇〇円
三八〇、八〇〇円	二六、九〇〇円	四七、六〇〇円
三八八、一〇〇円	二七、五〇〇円	四八、五〇〇円
四〇九、七〇〇円	二九、〇〇〇円	五一、二〇〇円
四一〇、四〇〇円	二九、七〇〇円	五一、五〇〇円
四三一、七〇〇円	三〇、六〇〇円	五六、六〇〇円
四五三、〇〇〇円	三一、一〇〇円	五六、六〇〇円
四五七、七〇〇円	三二、六〇〇円	五九、四〇〇円
四五八、二〇〇円	三三、一〇〇円	六〇、〇〇〇円
四五九、一〇〇円	三四、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
四五九、九〇〇円	三八、九〇〇円	六八、六〇〇円
四五〇、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	七〇、五〇〇円
四五七、四〇〇円	四〇、〇〇〇円	七六、三〇〇円
四五九、九〇〇円	四一、一〇〇円	七八、五〇〇円
四五三、〇〇〇円	四二、三〇〇円	八〇、一〇〇円
六四一、三〇〇円	四五、四〇〇円	八四、〇〇〇円
六七一、九〇〇円	四五、九〇〇円	八〇、九〇〇円

七〇一、七〇〇円	四九、八〇〇円	八七、九〇〇円
七三三、六〇〇円	五一、九〇〇円	九一、七〇〇円
七六四、一〇〇円	五四、一〇〇円	九五、五〇〇円
七八三、五〇〇円	五五、五〇〇円	九七、九〇〇円
八〇四、一〇〇円	五七、〇〇〇円	一〇〇、五〇〇円
八四三、八〇〇円	五九、八〇〇円	一〇五、五〇〇円
八八三、九〇〇円	六二、六〇〇円	一一〇、五〇〇円
九〇四、一〇〇円	六四、〇〇〇円	一一三、〇〇〇円
九二三、六〇〇円	六五、五〇〇円	一一五、五〇〇円
九六三、四〇〇円	六八、一〇〇円	一一〇、四〇〇円
九八一、六〇〇円	六九、五〇〇円	一一一、七〇〇円
一〇〇三、一〇〇円	七一、一〇〇円	一一五、四〇〇円
一〇四三、〇〇〇円	七三、九〇〇円	一一〇、四〇〇円
一〇八六、四〇〇円	七六、九〇〇円	一一五、八〇〇円
一、一〇八、七〇〇円	七八、五〇〇円	一三八、六〇〇円
一、一一九、八〇〇円	八〇、〇〇〇円	一四一、一〇〇円
一、一五二、〇〇〇円	八一、六〇〇円	一四五、〇〇〇円
一、一七三、四〇〇円	八三、一〇〇円	一四六、六〇〇円
一、一八一、七〇〇円	八六、一〇〇円	一五一、一〇〇円
一、二六〇、〇〇〇円	八九、三〇〇円	一五七、五〇〇円
一、二八一、四〇〇円	九〇、七〇〇円	一六〇、一〇〇円
一、三〇三、四〇〇円	九二、四〇〇円	一六三、〇〇〇円

仮定俸給年額が一二三、八〇〇円未満の場合又は一、三〇三、四〇〇円をこえる場合には、当該年額に対応する第一欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額に百分の百二十八・五を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする)と仮定俸給年額との差額に相当する額とする。

三四九、四〇〇円	一四、八〇〇円	四三、七〇〇円	五八五、六〇〇円	七〇一、七〇〇円	七五一、五〇〇円	七九〇、六〇〇円
三八九、三〇〇円	一七、六〇〇円	四八、六〇〇円	五五九、九〇〇円	六七一、九〇〇円	七一九、五〇〇円	七五五、九〇〇円
四二七、七〇〇円	三〇、三〇〇円	五三、四〇〇円	五三九、五〇〇円	六四七、四〇〇円	六九三、三〇〇円	七二八、三〇〇円
四七四、六〇〇円	三三、六〇〇円	五九、三〇〇円	三七七、五〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円	五〇九、六〇〇円
四九〇、三〇〇円	三四、八〇〇円	六一、三〇〇円	三五九、五〇〇円	四三一、四〇〇円	四六一、〇〇〇円	四八五、三〇〇円
五五〇、七〇〇円	三九、〇〇〇円	六八、八〇〇円	三五三、四〇〇円	三八八、一〇〇円	四一五、六〇〇円	四三六、六〇〇円
五八九、八〇〇円	四一、八〇〇円	七三、七〇〇円	一六一、九〇〇円	三一五、五〇〇円	三三七、八〇〇円	三五四、九〇〇円
六七〇、六〇〇円	四七、五〇〇円	八三、八〇〇円	一五二、七〇〇円	三〇三、二〇〇円	三一四、七〇〇円	三四一、一〇〇円
七一九、四〇〇円	五一、六〇〇円	九一、一〇〇円	一三五、七〇〇円	二八一、八〇〇円	三〇一、九〇〇円	三一八、二〇〇円
七四三、五〇〇円	五一、七〇〇円	九三、〇〇〇円	二三九、〇〇〇円	一七四、八〇〇円	二九四、三〇〇円	三〇九、二〇〇円
八〇四、八〇〇円	五七、〇〇〇円	一〇〇、大〇〇円	二二二、〇〇〇円	一六六、四〇〇円	一八五、三〇〇円	二九九、七〇〇円
八九七、八〇〇円	六三、六〇〇円	一一一、三〇〇円	一九四、八〇〇円	一三三、八〇〇円	一五〇、三〇〇円	二六三、〇〇〇円
九六三、八〇〇円	六八、三〇〇円	一一〇、五〇〇円	一七二、一〇〇円	二〇六、五〇〇円	二二一、一〇〇円	二二二、三〇〇円
一〇四四、〇〇〇円	七四、〇〇〇円	一一〇、五〇〇円	一六五、八〇〇円	一九九、〇〇〇円	二二二、八〇〇円	二二三、八〇〇円
一一一九、二〇〇円	八六、四〇〇円	一五一、四〇〇円	一六一、四〇〇円	一九三、七〇〇円	二〇七、四〇〇円	二一七、九〇〇円
一一〇七、三〇〇円	九二、六〇〇円	一六三、四〇〇円	一五七、六〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇一、五〇〇円	二二二、八〇〇円
一一三三、六〇〇円	九三、八〇〇円	一六五、五〇〇円	一四五、七〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円	二〇七、五〇〇円
一四三四、〇〇〇円	一〇一、六〇〇円	一七九、三〇〇円	一四一、八〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八九、八〇〇円	一九九、四〇〇円
一五〇七、六〇〇円	一〇六、七〇〇円	一八八、四〇〇円	一二九、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円	一七五、二〇〇円
一六一七、八〇〇円	一一四、六〇〇円	一一〇、三〇〇円	九三、四五七円	一一二、一七八円	一二〇、〇九六円	一二六、一四四円
一七〇二、二〇〇円	一四三、三〇〇円	二五一、八〇〇円				

## 附則別表第七

(1) 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料の場合

第一 欄	第二 欄	第三 欄	第四 欄
六三六、八〇〇円	七六四、二〇〇円	八一八、三〇〇円	八五九、七〇〇円
六三六、八〇〇円	七六四、二〇〇円	八一八、三〇〇円	八五九、七〇〇円

(2) 恩給法第七十五条第一項第三号に規定する扶助料の場合

第一 欄	第二 欄	第三 欄	第四 欄
六三六、八〇〇円	七六四、二〇〇円	八一八、三〇〇円	八五九、七〇〇円
五八五、六〇〇円	七〇二、七〇〇円	七五二、五〇〇円	七九〇、六〇〇円
五五九、九〇〇円	六七一、九〇〇円	七一九、五〇〇円	七五五、九〇〇円

五三九、五〇〇円	六四七、四〇〇円	六九三、三〇〇円	七一八、三〇〇円
三七七、五〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円	五〇九、六〇〇円
三一三、四〇〇円	三八八、一〇〇円	四一五、六〇〇円	四三六、六〇〇円
三〇六、七〇〇円	三六八、〇〇〇円	三九四、一〇〇円	四一四、〇〇〇円
二五一、七〇〇円	三〇三、一〇〇円	三二四、七〇〇円	三四一、一〇〇円
二三五、七〇〇円	二八二、八〇〇円	三〇一、九〇〇円	三一八、一〇〇円
二二一、〇〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円	二九九、七〇〇円
二〇八、三〇〇円	二五〇、〇〇〇円	二六七、七〇〇円	二八一、一〇〇円
一九四、八〇〇円	二三三、八〇〇円	二五〇、三〇〇円	二六三、〇〇〇円
一八八、六〇〇円	二二六、三〇〇円	二四一、四〇〇円	二五四、六〇〇円
一七七、四〇〇円	二二一、九〇〇円	二二八、〇〇〇円	二三九、五〇〇円
一五七、六〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇一、五〇〇円	二二二、八〇〇円
一五三、七〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円	二〇七、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一七七、一〇〇円	一八九、八〇〇円	一九九、四〇〇円
一四一、八〇〇円	一七〇、一〇〇円	一八二、二〇〇円	一九一、四〇〇円
一二九、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円	一七五、二〇〇円
五六、〇三一円	六七、二五五円	七一、〇〇一円	七五、六二八円

## 理由

最近の経済情勢にかんがみ、戦傷病者、戦没軍人の遺族、退職公務員等の恩給年額について所要の是正を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長三池信君。

## 〔三池信君登壇〕

## 〔報告書は本号〔1〕に掲載〕

め、恩給年額を増額するとともに、普通恩給の多額所得停止基準の引き上げ等を行なおうとするものであります。

本案は、三月二十六日本委員会に付託、四月三日提案理由の説明を聴取し、四月十六日より質疑に入り、慎重審議を行なつてまいりましたところ、四月二十三日、井原岸高君外三名より、普通恩給最短年限に達するまでを限度として通算することとしている場合の外国政府職員及び国外特殊法人職員の職員としての在職期間の通算について、昭和四十四年一月からこの制限を廃止する旨の自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党四党共同提案にかかる修正案が提出され、趣旨説明の後、内閣の意見を聴取し、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参考〕

恩給法等の一部を改正する法律案に対する  
修正案(委員会修正)

恩給法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条中恩給法の一部を改正する法律附則別表第一の改正に関する部分の前に次のようになります。

附則第四十二条第一項第三号中「その年月数」を昭和四十三年十二月三十一日までの間は、「その年月数」に改める。

附則第十二条を附則第十三条とし、附則第十三条の下に「及び前条」を加え、同条を附則第十一

条とし、附則第九条の次に次の一条を加える。

(法律第百五十五号附則第四十二条の改正に伴う経過措置)

第十一条 昭和四十三年十二月三十一日において現に普通恩給又は扶助料を受けている者で、改正後の法律第百五十五号附則第四十二条(同法附則第四十三条において準用する場合を含む)の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられるべき期間を有することとなるものについては、昭和四十四年一月分以降、その年額を、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定により算出して得た年額に改定する。

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

## 日程第三 日本国博覧会の準備及び運営のため必要な特別措置に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第三、日本万国博覧会の準備及び運営のため必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、昨年十月実施の恩給年額の改善率を一〇ないし一八・五%から二〇ないし三五%に改めます。



## 理由

最近における港湾取扱貨物量の増大、海上輸送の合理化の必要性等にかんがみ、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施をいつそ促進するため、昭和四十年度を初年度とする港湾整備五箇年計画を昭和四十三年度を初年度とする新港湾整備五箇年計画に改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長大野市郎君。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

〔大野市郎君登壇〕

○大野市郎君 ただいま議題となりました法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、昭和四十年度を初年度とする現行港湾整備五カ年計画の策定後において生じた港湾取り扱い貨物量の予想外の伸び、及び海上コンテナ輸送の開始、超大型船の就航等、海上輸送の合理化の必要性、並びに船舶の大型化と航行船舶のふくそくに伴う海難防止の要請等に対処するため、新たに昭和四十三年度を初年度とする港湾整備五カ年計画を作成し、これに基づき、港湾の整備を積極的に促進しようとするものであります。

本法案は、三月二十六日本委員会に付託され、四月三日政府より提案理由の説明を聴取し、四月十六日より四回にわたり質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、二十四日、質疑を終了、討論を省略し、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

## (基金の解散)

第二条 基金は、この法律の施行の時において解散する。

## (清算人の任命等)

第三条 農林大臣は、前条の規定により基金が解散したときは、遅滞なく、解散前の基金の役員の中から清算人を任命しなければならない。

2 農林大臣は、清算人が職務上の義務に違反したとき、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができます。

3 清算人が欠けたときは、農林大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の基金の役員以外の者の中からも任命することができるのである。

## (清算人の代表権)

第四条 清算人は、基金を代表する。

## (清算事務の監督)

第五条 清算人は、就任の後、遅滞なく、基金の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

## (清算人の定める清算計画に従つて清算を行なわなければならない)

2 清算人は、農林大臣の定める清算計画に従つて清算を行なわなければならない。

## (清算の終了)

3 農林大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に関する必要な事項を命ずることができる。

## (清算行為の特則)

第六条 清算人が次の行為をしようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

## (基金の財産の処分)

1 基金の財産の処分

## 三 和解契約又は仲裁契約の締結

四 権利又は利益の放棄

は、大蔵大臣に協議しなければならない。

## (剩余財産の帰属)

第七条 清算人は、魚価安定基金法(昭和三十六年法律第二百二十九号)第四十三条第一項及び第二項の規定により残余財産を分配した後において、なお剰余を生じたときは、基金の目的に類似する目的のためにその剰余財産の全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定により処分されなかつた剰余財産は、国庫に帰属する。

## (決算書類提出の義務)

第八条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の決算報告書には、清算に関する重要な書類、基金の帳簿及びその業務に関する重要な書類を添附しなければならない。

## (第六条第二項の規定)

3 第六条第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

## (民法の適用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三条及び第七十八条から第八十一条までの規定は、基金の清算について準用する。

## (罰則)

第十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の清算人は、三万円以下の過料に処する。

## (この法律の規定による農林大臣の認可又は

昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号(一) 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案 魚価安定基金の解散に関する法律案



## 官報号外

関する協定の締結について承認を求めるの件  
千九百六十七年の国際穀物協定の締結について  
承認を求めるの件

〔本号〔〕に掲載〕

○副議長（小平久雄君） 委員長の報告を求めま  
す。外務委員会理事田中榮一君。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

〔田中榮一君登壇〕

○田中榮一君登壇

田中榮一君 ただいま議題となりました三案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、一九六四年五月から始められたケネディラウンドは、わが国をはじめ五十四カ国及びEECが参加して、三年の長きにわたり交渉が続けられましたが、昨年六月交渉がまとまり、その結果ジエヌーヴ議定書その他が作成されたのであります。

まず、ジエヌーヴ議定書及び関係交換公文について申し上げます。

ジエヌーヴ議定書は、参加国がこの議定書に附属する譲許表に掲げている品目について、一九七〇年一月一日までに国税を段階的に引き下げるこ

とを約束しているものでありますて、わが国は、二千四十七の品目について、本年七月一日にその總引き下げ幅の五分の二を引き下げ、残りの五分の三は、三回に均分して、それぞれ一九七〇年、七一年及び七二年の一月一日に税率を引き下げることになっております。

関係交換公文は、イタリア政府が、わが国の乗用自動車に対する輸入ワクを、一定数以上増加するか、または自由化することを条件に、わが国の乗用自動車に関する譲許を修正することを取り組めているものであります。

次に、ガット第六条の実施に関する協定について申し上げます。

ガット第六条のダンピング防止措置に関する規定は、抽象的原則的であるため、その乱用を規制し得ないうらみがありました。そこで、ガット第六条の実施について、国際的に統一された規制を行なうために、ダンピングの存在及び損害の判定基準等について規定を設けているものであります。

最後に、国際穀物協定について申し上げます。わが国も締約国である現行の国際小麦協定は、本年七月末に失効することになりますが、ケネディラウンド交渉において、わが国を含む主要締約国間に合意された覚書を基礎に、現行の小麦協定にかわるものとして、この国際穀物協定が作成されたのであります。

この協定は、小麦貿易規約と食糧援助規約の二部からなっており、わが国など主要国はこの双方に参加しなければならないことになつております。

小麦貿易規約は、価格に関する規定に改正を加え、価格帯の水準を若干引き上げておほかは、大体従来の小麦協定を踏襲しているものであります。

食糧援助規約は、従来の小麦協定にはなかつたものであります、参加国が年間四百五十万トンの小麦または現金を提出して、開発途上国に対する

支糧援助を行なうことを規定し、参加国の提出割り当てを定めているものでありますて、わが国の割り当てはその五分に当たる二十二万五千トンとなつております。しかしながら、わが国は、開発途上国に対する援助の必要性は認めるものの、この協定によって援助義務づけることは妥当でないとの考え方から、援助義務規定である第二条の受諾を留保して参加しようとするものであります。

なお、わが国は、留保を行なうにあたつて、わが国の割り当てにひとしい額を、米または農業物資で援助を行なう意図を表明しております。

以上三案件は、三月十四日外務委員会に付託されましたが、詳細は会議録により御了承願います。

かくて、四月二十四日、右三案件についての質疑を終了しましたので、討論を省略して採決を行ないましたところ、右三案件はいずれも多数をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（小平久雄君） 三件を一括して採決いたしました。

三件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小平久雄君） 起立多數。よつて、三件

は委員長報告のとおり承認するに決しました。

右

昭和四十三年二月二十四日  
内閣総理大臣 佐藤栄作

交付税及び譲与税配付金特別会計法一部を改正する法律案

○副議長（小平久雄君） 日程第九、交付税及び譲与税配付金特別会計法一部を改正する法律案

日程第九 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）

附則第二十二項中「第十六項」の下に「（第二十五項において準用する場合を含む。）」を、「第二十一項」の下に「第二十一項」を加え、「若しくは第二十五項」を「第十五項、第二十三項若しくは第二十四項」に改め、「臨時地方財政交付金」の下に「地方交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のとおりに改正する。附則第二十二項中「第十六項」の下に「（第二十五項において準用する場合を含む。）」を、「第二十一項」を加え、「若しくは第二十五項」を「第十五項、第二十三項若しくは第二十四項」に改め、「臨時地方財政交付金」の下に「地

方交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のとおりに改正する。附則第二十二項中「第十六項」の下に「（第二十五項において準用する場合を含む。）」を、「第二十一項」を加え、「若しくは第二十五項」を「第十五項、第二十三項若しくは第二十四項」に改め、「臨時地方財政交付金」の下に「地

方交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を改正する。附則第二十二項中「第十六項」の下に「（第二十五項において準用する場合を含む。）」を、「第二十一項」を加え、「若しくは第二十五項」を「第十五項、第二十三項若しくは第二十四項」に改め、「臨時地方財政交付金」の下に「地



賛成者

上村千一郎 外三十二名

## 消費者保護基本法

## 目次

## 第一章 総則(第一条—第六条)

## 第二章 消費者の保護に関する施策等(第七条—第十五条)

## 第三章 行政機関等(第十六条—第十七条)

## 第四章 消費者保護会議等(第十八条—第十九条)

## 第五章 消費者保護会議等(第十八条—第二十一条)

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

## 第一条 この法律は、消費者の利益の擁護及び増進に關し、国、地方公共団体及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明確化することとともにその施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に關する対策の総合的推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(国の責務)  
第二条 国は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者の保護に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(計量の適正化)  
第八条 国は、消費者が事業者との間の取引に際するため、商品及び役務について適正な計量及ぶ表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する消費者の保護に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)  
第四条 事業者は、その供給する商品及び役務について、危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する消費者の保護に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)  
第五条 消費者は、経済社会の発展に即応して、みずからすんで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するよう努めることによつて、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)  
第六条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(第二章 消費者の保護に関する施策等)  
第七条 国は、国民の消費生活において商品及び役務が国民の生命、身体及び財産に対して及ぼす危害を防止するため、商品及び役務について、必要な危害防止の基準を整備し、その確保を図る等必要な措置を講ずるものとする。

(計量の適正化)  
第八条 国は、消費者が事業者との間の取引に際するため、商品及び役務について適正な計量及ぶ表示の実施等必要な措置を講ずるものとする。

(規格の適正化)  
第九条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。

(表示の適正化等)  
第十条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようするため、商品及び役務について、品質その他の内容に関する表示制度を整備し、虚偽又は誇大な表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の確保等)  
第十一条 国は、商品及び役務の価格等について公正かつ自由な競争を不當に制限する行為を規制するために必要な施策を講ずるとともに、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるにあたり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

(苦情処理体制の整備等)  
第十五条 事業者は、消費者との間の取引に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努めなければならない。

2 市町村(特別区を含む)は、事業者と消費者との間の取引に關して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。

3 国及び都道府県は、事業者と消費者との間の取引に關して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようするにるために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(第三章 行政機関等)  
第十六条 国及び地方公共団体は、消費者の保護に関する施策を講ずるにつき、総合的見地に立

つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(消費者の組織化)

第十七条 国は、消費者がその消費生活の安定及び向上を図るために健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第十八条 総理府に、附屬機関として、消費者保護会議(以下「会議」という。)を置く。

会議は、消費者の保護に関する基本的な施策の企画に関する審議し、及びその施策の実施を推進する事務をつかさどる。

第十九条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 会議の庶務は、経済企画庁国民生活局において処理する。

(号外)

官報

て処理する。

前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に必要な事項は、政令で定める。

(国民生活審議会)

第二十条 消費者の保護に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、經濟企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)第十四条の定めるところにより、国民生活審議会において行なうものとする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会の項の次に次のように加える。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。物価問題等に関する特別委員長八百板正君。

[報告書は本号〔〕に掲載]

〔八百板正君登壇〕

○八百板正君 ただいま議題となりました砂田重民君外二十四名提出の消費者保護基本法案について、本特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、消費者の利益の擁護とその増進に関する、國、地方公共団体、事業者並びに消費者の果たすべき責務と役割りを明らかにし、かつ、その施策の基本となる事項を定めることにより、国民の消費生活の安定及び向上を確保しようとするものであります。

そのおもな内容は、

第一に、國、地方公共団体、事業者、消費者のため、消費者の利益の擁護及び増進に関し、國、地方公共団体及び事業者の果たすべき責務並びに消

費者の果たすべき役割を明らかにするとともにそ

の施設の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

こと、事業者は、その供給する商品、役務につ

て危害の防止、適正な計量、表示の実施等必要な措置を講ずることとともに、國、地方公共団体の施設

の施設に準じて施設を講ずるとともに、地域の状況に応じた施設を策定し、実施する責務を有する

こと、事業者は、その供給する商品、役務について危害の防止、適正な計量、表示の実施等必要な措置を講ずることとともに、國、地方公共団体の施設

に協力する責務を有すること、消費者は、必要な知識の修得及び自主的合理的行動につとめること

によつて、消費生活の安定向上に積極的な役割りを果たすものとすることを定めております。

第二に、國の消費者保護に関する施設を明示したこととあります。すなわち、商品及び役務についての危害の防止、適正な計量の実施の確保、適

正な規格の整備及び普及、適正な表示の実施の確保、価格等についての公正自由な競争の確保及び公共料金決定に際しての消費者利益の配慮、消費者の啓発活動及び教育の推進並びに消費者の意見の取扱いに反映、の各項目について國の施設の目標を定めたものであります。

第三に、苦情処理についての事業者等の責務を示したこととあります。事業者は消費者との間の取扱いに關して生じた苦情を適切かつ迅速に処理

## (外) 号二

するため必要な体制の整備等につとめること、市町村は苦情の処理のあっせん等につとめること、

国、都道府県は苦情処理が適切、迅速に行なわれるよう必要な施策を講ずることを定めておりま

す。

第四に、消費者の組織化についての規定がありまして、國は消費者がその消費生活の安定及び向上をはかるための健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずることを定めてお

ります。

第五に、これらの施策を総合的、計画的に実施するため、内閣総理大臣を会長とし、関係行政機関の長を委員とする消費者保護会議の設置を定めております。

その他本法施行に伴う所要の経過措置を定めております。

本案は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案にかかるもので、四月十日本委員会に付託され、四月十五日提出者を代

表して砂田重民君から提案理由の説明並びに武部文君から補足説明をそれぞれ聴取した後、数回にわたり熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

本日、討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました次第

であります。

なお、消費者保護強化の観点から、本法を実効あらしめるため、消費者行政機構の整備、関係法令の再検討との運用の強化、國、公立の試験研究機関の整備及び消費者の苦情処理体制の整備等、さしあり政府が行なるべき具体策について、全会一致の決議を行なったことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

## 出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 桑作君

(政府委員任命)

外務大臣 三木 武夫君

大蔵大臣 水田 三喜男君

農林大臣 西村 直己君

通商産業大臣 岩名悦三郎君

運輸大臣 中曾根康弘君

労働大臣 小川 平二君

自治大臣 赤澤 正道君

國務大臣 田中 龍夫君

國務大臣 宮澤 喜一君

## 出席政府委員

内閣法制局第三課長 荒井 勇君

人事院事務総局 人事院事務総局長 尾崎 朝美君

人事院事務総局 佐藤 達夫君

人事院事務総局 岡田 勝二君

人事院事務総局長 給与局長 尾崎 朝美君

人事院事務総局 尾崎 朝美君

## ○副議長(小平久雄君) 探決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

## ○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る二十三日、石井議長は、佐藤内閣總理大臣

申出の、次の者を第五十八回国会政府委員に任命することを承認した。

法務省証務局長事務取扱 上田 明信

一、去る二十三日、佐藤内閣總理大臣から石井議長宛、二十三日議長において承認した上田明信を同日第五十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十四日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求める件

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求める件



官 報 (号 外)

29

郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外四名提出)	(議案付託)	沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる。
国税審判法案(横山利秋君外十二名提出)	一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。	日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案
刑事補償法等の一部を改正する法律案(横山利秋君外七名提出)	二、昨二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。	公衆電気通信法の一部を改正する法律案
競馬法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外四名提出)	三、昨二十四日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。	地方交付税法の一部を改正する法律案
(議案受領)	アジアリオセニア郵便条約の締結について承認を求めるの件	競馬法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外四名提出)
一、昨二十四日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。	アジアリオセニア郵便条約の締結について承認を求めるの件	刑事補償法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)(参議院送付)
(議案受領)	社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)(参議院送付)	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)(参議院送付)
一、昨二十四日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。	社会労働委員会 付託	地方行政委員会 付託
社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案	四名提出、衆法第三二号	四名提出、衆法第三二号
一、昨二十四日、参議院から同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	農林水産委員会 付託	法務委員会 付託
消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(議約付託)	四名提出、衆法第三二号	社会労働委員会 付託
一、昨二十四日、委員会に付託された条約は次の通りである。	郵便局舎等整備促進法案(久保三郎君外九名提出)	刑事補償法等の一部を改正する法律案(横山利秋君外七名提出)
アジアリオセニア郵便条約の締結について承認を求めるの件(議約第一七号)(参議院送付)	出、衆法第二九号	都市鉄道整備促進法案(久保三郎君外四名提出)
一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。	通信委員会 付託	郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外四名提出)
(議案付託)	(議案送付)	郵便局舎等整備促進法案(久保三郎君外九名提出)
一、昨二十四日、委員会に付託された条約は次の通りである。	日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件	日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件
(議案通知書受領)	日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件	日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件
一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。	一、昨二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。	日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件
宇田開発委員会設置法案	二、昨二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。	金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号)
外務委員会 付託	三、昨二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。	酒税法の一部を改正する法律案
	四、昨二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。	郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案
	五、昨二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。	金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案
	六、昨二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。	金屬鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案
	七、昨二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。	酒税法の一部を改正する法律案
	八、昨二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。	郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案
	九、昨二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。	金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案
	十、昨二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。	金屬鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案

## 衆議院会議録第二十六号(中正誤)

バシ	段 行	誤	正
セ三	二 二 六	教職員特別手当	教職特別手当
セ五	二 二 七	頂山	頂上
セ六	一 一〇	おいてという	おいてとうとい
セ八	三 末六	皆さん	皆さん方
セ九	一 一六	おきまる	おきまする
セ一	二 六	硫黃島	硫黄島
セ四	一 設備	整備	整備
セ六	一 未五	民間航空路	民間航路
セ七	三 三	調整区内	調整区域内
セ三	四 三	保安政治	保守政治

## 衆議院会議録第二十七号(中正誤)

バシ	段 行	誤	正
セ七	三 二〇	任務し、	任務とし、
セ四	三 末九	引下げ	引上げ

昭和四十三年四月二十五日 衆議院會議錄第二十八号(一)

第三種  
明治二十九年三月三十日  
官報  
便  
物  
誌

# 官報号外

昭和四十三年四月二十五日

## ○第五十八回 衆議院会議録 第一十八号(二)

〔本号(二)参照〕

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

右

昭和四十三年二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

國、歐州經濟共同体その他の参加国が関税の引下げに関して行なつた交渉の結果、各参加国が千九百七十二年一月一日までに段階的に関税を引き下げるることを約束したものであり、また、交換公文は、我が国が特定の乗用自動車について行なう関税譲許の特例について欧州經濟共同体との間に取り決めたものである。これらの議定書及び交換公文は、わが国の貿易の一層の発展に資するものと考える。よつて、この議定書及び交換公文を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)及び同議定書に附屬している第三十八表に掲げる乗用自動車に関する日本国と歐州經濟共同体との間の交換公文の規定について、日本国憲法第七十三条第二号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この議定書は、関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が世界貿易の一層の拡大を目的として開催した千九百六十四年から千九百六十七年までの貿易会議において、わが国を初め、米国、英

国税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」という)第二十四条6、第二十八条の二及び第三十三条の規定並びに関連するその他の規定に基づつて交渉を行ない、

それぞれの代表者を通じて、次のとおり協定し

た。

## I 譲許表に関する規定

1 この議定書に附属しているいすれかの参加国に関する譲許表は、この議定書が6の規定に従つて当該参加国について効力を生じた日から、当該参加国に関する一般協定の譲許表となる。

2 各参加国は、その譲許表中の譲許税率を掲げる欄に定める税率(以下「最終税率」という。)のいずれかが千九百六十八年一月一日に有効となるときには、その最終税率が千九百七十二年一月一日以前に有効となるようにする。参加国は、その譲許表に別段の明示の規定がある場合を除くほか、千九百六十八年一月一日から千九百七十二年一月一日までの期間内に、(a)又は(b)のいずれかに定める幅より小さくない幅の税率の引下げをそれぞれ又は(b)に定める日以前の日に行なう。

(a) 千九百六十八年一月一日に税率の引下げを開始する参加国は、最終税率への総引下幅の五分の一の引下げをその開始の日に実施し、総引下幅の五分の四の引下げを四回に均等に分割してそれぞれ千九百六十九年、千九百七十一年、千九百七一年及び千九百七十二年のの引下げをそれぞれ(a)又は(b)に定める日以前の日に行なう。

(b) 千九百六十八年七月一日に又は同年一月一日後七月一日前のいずれかの日に税率の引下

等に分割してそれぞれ千九百七十年、千九百七一年及び千九百七十二年の一月一日に実施する。

3 いすれの参加国も、この議定書に附属しているその譲許表が1の規定に従つて一般協定の譲許表となつた後は、当該譲許表に定める譲許で、この議定書又は千九百六十四年から千九百六十七年までの貿易会議において加入を交渉した政府(以下「加入政府」という。)の加入のための議定書に附属しているその譲許表がまだ一般協定の譲許表となつていすれかの参

加国又は加入政府が主要供給国としての利害関係を有するいすれかの産品に関するものについては、いつでもその全部又は一部を停止し又は撤回することができる。もつとも、

(a) 前記の譲許の停止は、その停止の日の後三十日以内に締約国団に書面により通知しなければならない。

(b) 前記の譲許の撤回をしようとする意思は、その撤回の日の少なくとも二十日前に締約国団に書面により通知しなければならない。

(c) 要請があつたときは、当該産品について実質的な利害関係を有する参加国又は加入政府でその関係譲許表が一般協定の譲許表となつたものと協議しなければならない。

(d) 前記の譲許のうち停止され又は撤回されたものは、主要供給国としての利害関係を有す



もつとも、日本國政府が3に定めるところに従つて千九百六十八年七月一日後にその譲許表の実施を開始する場合には、第一及び第二年度の税率は、その日に有効となるものとし、第三年度の税率は、第一及び第二年度の税率が有効となるのが千九百六十八年七月一日より運延した日数の二倍だけ千九百七十年一月一日より早、日に有効となるものとする。

追加の譲許が行なわれるものとする。	基準税率	品名	番号	関税率表
六八・〇	粉状又は粒状の天	然又は人造の研磨 材料を織物、紙、 板紙その他の材料 に付着させた物品	六のうち	六八・〇

(1)合衆国が(レーザークリム) *Quinta parte*,  
以外のクラムで気密容器入りのもの(合衆国  
の関税率表の番号第一一二四〇五号)及び(6)価格  
が一ダースにつき一・七五ドル以下の毛製の編  
み手袋(レース又は網のもの及び装飾のあるも  
のを除く。)(合衆国の関税率表の番号第七〇四  
五五号)についてのアメリカ販売価格評価制度  
を廃止すること、並びに(2)合衆国が関税引下げ  
のための基準税率を、(1)にいう商品に関するて  
は、価格が正味一ポンドにつき四十セント以下  
のものについては正味一ポンドにつき十二・五  
セント以下及び価格が正味一ポンドにつき四十  
セントをこえるものについては合衆国の千九百  
三十年関税法第四百二条に定める評価方法に基  
づいて従価二十分の一セント以下とし、(3)にいう  
产品に関しては、一ポンドにつき四十セントに  
合衆国の千九百三十年関税法第四百二条に定め  
る評価方法に基づいて従価三十五分の一セントを

ら受領した後三十日を経過する前の一定の日に当該譲許を実施する旨の日本国政府から一般協定の事務局長にあてた書面による通告により実施される。ただし、この譲許は、日本国政府が前記の書面による通告を一千九百六十九年一月一日までに受領しないときは、両政府が別段の合意をしない限り、実施されないものとする。

歐州經濟共同体がジニネーヴ譲定書（一千九百六十七年）に附屬する譲許表第四十表において(c)の記号を附してある品目の税率を引き上げ、その結果他の参加国が自国の譲許を修正する場合には、日本国政府は、一般協定の事務局長にあてた書面による通告により、第六回貿易交渉のわく内において行なわれた譲許から日本国が得る利益が害され又は無効になる限度まで、その譲許を修正することができる。

第三十八表 日本国の譲許表

第一部 最惠国待遇税率表

昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号(一) 関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

○三・〇三のうち												
甲殻類及び軟体動物（殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていなものについては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。）並びに単に水煮した殻付きの甲殻類												
一　えび												
(一) 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもののうち												
(二) その他のもの												
一五〇% 七・五%												
○四・〇五のうち												
鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥その他貯蔵に適する処理をしたものに限るものとし、甘味を付けたものであるかどうかを問わない。）												
一　殻付きのもの												
(一) ふ化用のもの												
無税												
○五・〇一												
人髪（加工してないものに限るものとし、洗つてあるかどうかを問わない。）及び人髪のくず												
○五・〇二												
馬毛及びそのくず（片面又は両面に他の支持物を用いて層状にしてあるかどうかを問わない。）												
○五・〇四												
動物（魚を除く。）の腸、ぼうこうら又は胃の全形のもの及び断片												
一　腸												
二　その他のもの												
魚のくず												
○五・〇六												
腱、筋及び原皮くず												
○五・〇八のうち												
骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、單に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの粉及びくず												
二　その他のもの												
無税												
○五・一〇のうち												
角、ひづめ、つめ及びくばし（加工してないもの及び單に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにこれらの毛及びくず												
二　さいの角												
三　その他のもの												
○五・一〇												
かめの甲（加工してないもの及び單に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びにアイボリーの粉及びくず												
二　アイボリー												
二　べつこう												
二　その他のもの												
○五・一一のうち												
さんご及びこれに類する物品（加工してないもの及び單に整えたものに限るものとし、その他の加工をしたものとし、軟体動物の殻（加工してないもの及び單に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。）並びに軟体動物の殻の粉及びくず												
二　その他のもの												
○五・一二のうち												
アンバーブリス、海狸、シベット、じや香 内に満たないもの												
○五・一四												
無税												
五%												

昭和四十三年四月二十五日 業議院会議録第二十八号(二)

關稅及び貿易に関する一般協定のジユネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件 八五四

		○五・一五のうち				○五・一五のうち			
		○六・〇一				○六・〇一のうち			
		○六・〇一 りん葉、塊茎、塊根、球茎及び根茎で、休眠しているもの、茎葉が生長しているもの又は花がついているものその他の生きている植物(樹木、灌木、根、さし穂及びつぎ穂を含む。) 切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)				○六・〇一 りん葉、塊茎、塊根、球茎及び根茎で、休眠しているもの、茎葉が生長しているもの又は花がついているものその他の生きている植物(樹木、灌木、根、さし穂及びつぎ穂を含む。) 切花(生鮮のもの又は乾燥、染色、漂白その他他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)			
		○六・〇一 五% 一〇% 一〇% 五%				○六・〇一 五% 一〇% 一〇% 五%			
		○七・〇一のうち				○七・〇一のうち			
		野菜(生鮮又は冷蔵のものに限る。 たまねぎ以外のもの)				野菜(生鮮又は冷蔵のものに限る。 たまねぎ以外のもの)			
		一〇%				一〇%			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五のうち			
		○八・〇五のうち				○八・〇五			



昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号(二) 賦税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号(二) 關稅及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

昭和四十三年四月二十五日 關稅及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

八五七

一三・〇一のうち	第一三類	主として染色用又はなめし用に供する植物性	センナ葉及びウワウルシ葉のうち ヤボランジ葉、ペチニリ葉、センナ 葉及びウワウルシ葉
一一・〇八のうち			キナ皮、コンズランゴ皮及びカスカラ サグラダ
一一・〇九			甘草、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、 大黄、セネガ根、遠志、甘松香、コロ ンボ根、海藻、ヤラッパ根、デリス根、 インド蛇木根、木香及び白及のうち 甘草、吐根、りんどう、ゲンチアナ 根、大黄、セネガ根、遠志、甘松香、 コロンボ根、海藻、ヤラッパ根、イ ンド蛇木根、木香及び白及
一一・一〇			沈香
一一・一二のうち			その他もののうち プランタゴシリウムの種 その他のもの(キューベ根、大麻 草及びけしがらを除く)
一一・一〇八のうち			ローカストビーン(生鮮又は乾燥のもので、 碎いてあるが、又はひいてあるかどうかを問 わないものとし、さらに調製したものを除 く)及び主として食用に供する果実の核その 他の植物性生産品で他の号に該当しないもの 一ローカストビーン
一一・一二のうち			その他のもの 穀物のわら及び殻(調製してないもの及び切 つたものに限るものとし、その他の調製をし たものを除く) 飼料用ビート、ルタバガその他の飼料用の根 菜類及び飼料用乾草、ルーサン、クローバー、 セインホイン、飼料用ケール、ルーピン、 ベーフチその他これらに類する飼料用植物

一一・一〇九	無税	無税	一〇%	無税	無税	無税	無税
一一・一二のうち	無税	無税	五%	無税	無税	無税	無税

一一・一二のうち			一三・〇二のうち				
一一・一二のうち			セラック、シードラック、スマクラックそ の他のラック並びに天然のガム、樹脂、ガム レジン及びバルサム				
一一・一二のうち			一 スチックラック				
一一・一二のうち			二 シードラック				

一一・一二のうち			一三・〇三のうち				
一一・一二のうち			三 セラックその他の精製ラック				
一一・一二のうち			四 セラックその他の精製ラック				
一一・一二のうち			五 パルサム				
一一・一二のうち			六 アラビアゴム及びトラガカントゴム				
一一・一二のうち			七 その他のもの				
一一・一二のうち			八 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペク チニン酸塩、ペクチニン酸塩並びに寒天その他 植物性原料から得た粘質物及びシックナード カルシニアナットシェル液				
一一・一二のうち			九 パパイア乳液及びその乾燥物				
一一・一二のうち			十 麻黄エキス				
一一・一二のうち			十一 ベクチニン質、ペクチニン酸塩及びペク チニン酸塩				
一一・一二のうち			一二 その他のもの				
一一・一二のうち			一三 大麻樹脂、大麻のエキス又はチ				

一一・一二のうち			一一・一二のうち				
一一・一二のうち			一四 アルコール分が五〇度以上のもの				
一一・一二のうち			一五 その他のもののうち				
一一・一二のうち			一六 大麻樹脂、大麻のエキス又はチ				

昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号(一) 國稅及び貿易に関する一般協定のジエネーヴ議定書(一千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件 一八

一五・〇八	一二 カメリヤ油	一〇%
一五・〇九	デグラス	一五%
一五・一〇	脂肪性の酸、アシッドオイルで油脂の精製の 際に生ずるもの及び脂肪性のアルコール	一五%
一五・一一	一 オレイン	一五%
一五・一二	二 ステアリン	一五%
一五・一三	三 その他のもの	七・五%
一五・一四	グリセリン、グリセリン水及びせつけん廢液	七・五%
一五・一五	一 グリセリン	七・五%
一五・一六	二 その他のもの	七・五%
一五・一七	動物性又は植物性の油脂（完全に又は部分的に 水素添加したもの及びその他の処理によ り固形にし又は硬化したものに限ることも に、精製してあるかどうかを問わないものと し、さらに調製したものと除く。）	七・五%
第一六類	植物性ろう（着色してあるかどうかを問わな い。）	一〇%
	一 カルナバろう	一五%
	二 その他のもの	一五%
一六・〇一のうち	脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろう の処理の際に生ずる殘留物	五%
肉又はくず肉のその他の調製品		一〇%
一 なまこ、くらげ又はうに（卵を含む。） のもの		一五%

一九・〇一	麦芽エキス	第一九類	第一八類	第一七類	第一六類	第一五類
一九・〇四	カカオ脂	一八・〇四	一七・〇四のうち	一六・〇五のうち	一六・〇三	一六・〇四のうち
		一八・〇一	砂糖菓子（ココアを含有するものを除く。）	甲殻類又は軟体動物の調製品	肉エキス及びミートジュース	魚の調製品（キャビア及びその代用物を含む。）
		一八・〇二	二 その他もの	一 キャビア及びその代用物	一 キャビア	一 その他のもののうち
		一八・〇三のうち	(一) 甘草エキス（菓子として作られているものを除く。）	二 えび	二 魚卵以外のもの	二 魚卵
		一八・〇一	カカオ豆（全形のもの又は割つたもので、生のものであるか、又はいつたものであるかどうかを問わない。）	一五 %	一一〇 %	一一〇 %
		一八・〇二	ココアペースト（塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない。）	一〇 %	一〇 %	一〇 %
		一八・〇四	カカオ豆の殻、皮及びくず	五 %	一五 %	一五 %
				無税	七・五 %	一五 %
				無税	一〇 %	一一〇 %
				無税	一〇 %	一一〇 %
				無税	一五 %	一五 %
				*		

昭和十四年四月二十五日 衆議院会議録第一十八号

開港及び貿易に関する一般協定のジエネラル議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件　八六

八六〇

一九・〇一のうち	穀粉、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品（ココアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。）	二五%
一九・〇六	砂糖を加えたもののうち しょ糖の含有量が全重量の一五%以下 下のもの（ケー・キミックスを除く。）	三五%
一九・〇七	二 その他のもののうち ケー・キミックス以外のもの 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラー ト、シリングウエハー、ライスペーパーそ の他これらに類する物品 食パン、乾パンその他これらに類するベーカ リー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チー ズ又は果実を加えたものを除く。）	一〇%
一九・〇八	一 砂糖を加えたもの	一〇%
二〇・〇一	一〇・〇一のうち 食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実（砂 糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてある かどうかを問わない。）	一五%
二〇・〇二	二 その他もの 調製した野菜（食酢又は酢酸で調整したもの を除く。）	一五%
二〇・〇三	一 砂糖を加えたもの	一五%
二〇・〇四	二 その他のもの にんにくの粉及びきのこ 気密容器入りのもの（容器とも の一個の重量が一〇キログラム 以下のものに限る。）以外のもの マリネードづけ野菜 気密容器入りのもので、容器と もの一個の重量が一〇キログラ ム以下のも	一五%
二〇・〇五	一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含 有するもの 二 その他のもののうち 桃及びなし（砂糖を加えたもの のうかん詰、びん詰又はつぼ詰の ものに限る。）	一五%
二〇・〇六	一 砂糖を加えたもの及びアルコールを含 有するもの 二 その他のもののうち さくらんぼ（砂糖を加えたものの うちかん詰、びん詰又はつぼ詰の もので、容器ともの一個の重量が 一〇キログラム以下のものに限る ものとし、マラスキーノチェリー を除く。）	一五%
二〇・〇七	さくらんぼ（砂糖を加えたものの うちかん詰、びん詰又はつぼ詰の もので、容器ともの一個の重量が 一〇キログラム以下のものを除 く。）アピリコット、ミックスド フルーツ、フルーツサラダ及びフ ルーツカクテル	一五%
二〇・〇八	桃及びなし（かん詰、びん詰又は トマト その他のもの（アスパラガス、た	一五%

		二〇・〇七のうち	
		(一) 果汁(ぶどう搾汁を含む)及び野菜ジュース(砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。)	一一〇%
		(二) 野菜ジュース	一五%
		(一) 砂糖を加えたもののうち トマトジュース以外のもの	一五%
		(二) その他のもののうち トマトジュース及び気密容器入りのもの以外のもの	一七%
第二一類			
一一・〇一	チロリーやその他のコーヒー代用物(いつたものに限る)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物飲料のもととして用いるエキス、エッセンス及び濃縮物(アルコール又は砂糖を含有するものを除く。)	一七・五%	一一〇%
一一・〇一のうち	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	一五%	一五%
(一)	砂糖を加えたもの	一五%	一五%
(二)	その他のもの	一五%	一五%
二 その他	インスタントコーヒー及びインスタントティーのうち インスタントティー	二七・五%	二七・五%
第二二類			
一一一・〇一	水(鉱水及び炭酸水を含む)、氷及び雪	一〇%	一一〇%
一一一・〇一	一 鉱水及び炭酸水	五%	五%
一一一・〇一	二 その他のもの	無税	無税
一一一・〇七	ビール	一一〇%	一一〇%
一一一・〇七	その他の発酵酒(たとえば、りんご酒、なし酒及びミード)	一八%	一八%
一一一・〇七	一 清酒及び湯酒	一五%	一五%
一一一・〇九のうち	二 その他のもの	二五%	二五%
一一一・〇九のうち	エチルアルコール(変性していないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの	一〇%	一〇%
(一)	エチルアルコール及び蒸留酒	一〇%	一〇%
(二)	その他のもの	一〇%	一〇%
二 その他	インスタントコーヒー及びインスタントティーのうち インスタントティー	三〇%	三〇%

昭和四十三年四月二十五日

## 關稅及び貿易に関する一般協定のシーネ

八一

一一一・〇一のうち	肉、くず肉、魚、甲殻類又は軟体動物の粉及びミール（食用に適しないものに限る。）並びに臓脂かす	無税	一五 %	一一一・〇六	ふどう酒かす 飼料用の植物性生産品（他の号に該当するものを除く。） 甘味を付けた飼料その他の調製飼料及び飼料用調製品
一一一・〇二のうち	鯨の肉若しくはくず肉又は魚の粉及びミール以外のもの	無税	一五 %	一一一・〇七のうち	一二一・〇九
一一一・〇三のうち	ふすま、ねかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限る。）	無税	一五 %	一一一・〇八	一二五・一〇
一一一・〇四のうち	オイルケーキその他の植物性の油かす（油さいを除く。）	無税	五 %	一一一・〇九	一二五・一〇
一一一・〇五のうち	菜種油かす及びからし種油かす以外のもの	無税	五 %	一一一・一〇	一二五・一〇
一一一・〇六	アースカラーベードクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	無税	五 %	一一一・一〇	一二五・一〇
一一一・〇七のうち	白垩	無税	五 %	一一一・一〇	一二五・一〇
一一一・〇八	アースカラーベードクレー（焼いてあるが、又は相互に混和してあるかどうかを問わない。）及び天然の雲母状酸化鉄	無税	五 %	一一一・一〇	一二五・一〇
一一一・〇九	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニ	無税	五 %	一一一・一〇	一二五・一〇

二五・一 二五・一のうち  
二五・一三のうち  
二五・一一のうち  
二五・一四のうち  
二五・一五のうち

(一) 粉末のもの  
A 塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六%以上のもの  
B その他のもの  
(1) その他のもの  
二 炭酸バリウム(毒重石)  
けいそう土その他これに類するけい酸質の土(焼いてあるかどうかを問わないものとし、見掛け比重が一以下のものに限る。)  
二 その他のもの  
コランダム、ガーネットその他の研磨用鉱物性材料(天然のものに限るものとし、熱処理してあるかどうかを問わない)並びにペミスストーン及びエメリー  
一 コランダム及びエメリーのうち  
エメリーサンド及びコランダムサンド  
(粉状のものを含む)  
課税価格が一キログラムにつき111111  
○円に満たないもの  
二 ガーネット  
課税価格が一キログラムにつき111111  
○円以下のもの  
三 その他のもの  
その他のもの  
スレート(荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。)  
大理石、トラバーチン、エコーシンその他の

無税	無税	一五%	一〇%	一五%	一〇%	無税	無税	一〇%	一〇%	無税
七	七	七	五	五	五	無税	無税	五	一〇%	無税
七	七	七	五	五	五	無税	無税	五	一〇%	無税

二五・一六  
二五・一七  
二五・一八  
二五・一九のうち  
二五・一〇  
二五・一一  
二五・一二

花崗岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。）コンクリート用、道路舗装用又は鉄道その他バラスト用に通常供する碎石（熱処理してあるかどうかを問わない。）、砂利、マカダム及びタルマカダム並びにフリント及び小石（熱処理してあるかどうかを問わない。）並びに第二五・一五号又は第二五・一六号に該当する岩石を粒状にし又は破片にしたもの（熱処理してあるかどうかを問わない。）及び粉状にしたもの

ドロマイト（焼いてあるかどうかを問わないものとし、荒く割り若しくは角材にし、又は角材にひいたものを含む。）及び凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）

天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化マグネシウムを除く。）

二 その他のもの

天然石膏、天然無水石膏及び天然石膏を焼いたもの並びに硫酸カルシウムをもととしたプラスチック（天然石膏を焼いたもの及びプラスチックにあつては、着色してあるかどうかを問わないものとし、歯科用に特に調製したプラスチックを除く。）

一 天然石膏及び天然無水石膏  
二 天然石膏を焼いたもの

三 ブラスター

無税	一 ○ % 一一一 ○○○	無税	無税	無税	無税
無税	五 % 五 % 五 %	無税	無税	無税	無税

昭和四十三年四月二十五日

第二十八号〔一〕 関務及び貿易に関する一般協定のジーネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

八六四

二七・〇五 二七・〇五の二 二七・〇六 二七・〇七のうち	レトルトカーボン 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス 石炭、重炭又は泥炭を蒸留して得たタールその他の鉱物性タール（これを蒸留して成分の一部を除去したものの及びピッヂにクレオソート油その他のコールタール蒸留物を混じたものを含む。） 高温コールタールの蒸留物及びこの類の注2に規定する物品	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス 石炭、重炭又は泥炭を蒸留して得たタールその他の鉱物性タール（これを蒸留して成分の一部を除去したものの及びピッヂにクレオソート油その他のコールタール蒸留物を混じたものを含む。） 高温コールタールの蒸留物及びこの類の注2に規定する物品	レトルトカーボン 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス 石炭、重炭又は泥炭を蒸留して得たタールその他の鉱物性タール（これを蒸留して成分の一部を除去したものの及びピッヂにクレオソート油その他のコールタール蒸留物を混じたものを含む。） 高温コールタールの蒸留物及びこの類の注2に規定する物品
二七・〇八	A 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の八〇%をこえるもの B 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえ、八〇%以下のも C その他のもの	温度一五度における比重が〇・八三以下のもの A 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の八〇%をこえるもの B 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえ、八〇%以下のも C その他のもの	温度一五度における比重が〇・八三以下のもの A 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の八〇%をこえるもの B 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえ、八〇%以下のも C その他のもの
二七・〇九	一 ピッヂ 二 ピッヂコーキス	一 ピッヂ 二 ピッヂコーキス	一 ピッヂ 二 ピッヂコーキス
二七・一〇のうち	石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。） 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。）	石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。） 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。）	石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。） 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。）

二・五%	無税	一〇%	五%	五%	二・五%
二・五%	無税	一〇%	五%	五%	二・五%

一五%	五%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一五%	五%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%

一一〇%	一〇%	一〇%	一一〇%	一一〇%	一一〇%
一一〇%	一〇%	一〇%	一一〇%	一一〇%	一一〇%

一五%	一〇%	一〇%	一五%	一五%	一五%
一五%	一〇%	一〇%	一五%	一五%	一五%

一五%	七・五%	九・五%	七・五%	一〇%	一〇%
一五%	七・五%	九・五%	七・五%	一〇%	一〇%

二七・一四	石油アスファルト、石油コードクスその他の石油又は沥青油の残留物	無税	一〇%
一 石油アスファルト			
二 石油コードクス			
三 潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物(流动点が温度三五度以下のものに限る。)			
四 その他のもの			
天然アスファルト、油母頁岩、アスファルチックロック及びタルサンド	無税	一〇%	一〇%
ギルソナイト以外のもの			
マスチック、カットパックその他の沥青質混合物(天然アスファルト、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールビッチをもととしたものに限る。)			
一 ビチユーメンエナメル			
二 その他のもの			
二七・一五のうち			
二七・一六			
二八・〇一	ハロゲン(ふつ素、塩素、臭素及びよう素に限る。)	一〇%	一〇%
一 ふつ素及び塩素			
二 臭素及びよう素			
昇華いおう、沈降いおう及びコロイドいおう			
炭素(カーボンブラック、アントラセンブラック、アセチレンブラック及びランプブラックを含む。)			
水素、希ガスその他の非金属元素			
一 希ガス			
二 けい素			
(一) 単結晶のもの			
三 セレン及びテルル			
二八・〇四			
二八・〇一			
二八・〇三			
二八・〇四			
二八・〇五			
二八・〇六			
二八・〇七			
二八・〇八			
二八・〇九			
二八・一〇			
二八・一一			
二八・一二			
二八・一三			
二八・一四			
二八・一五			
二八・一六			
二八・一七			
二八・一八			
二八・一九			
二八・二〇			
二八・二一			
二八・二二			
二八・二三			
二八・二四			
二八・二五			
二八・二六			
二八・二七			
二八・二八			
二八・二九			
二八・二一〇			
二八・二一一			
二八・二一二			
二八・二一三			
二八・二一四			
二八・二一五			
二八・二一六			
二八・二一七			
二八・二一八			
二八・二一九			
二八・二二〇			
二八・二二一			
二八・二二二			
二八・二二三			
二八・二二四			
二八・二二五			
二八・二二六			
二八・二二七			
二八・二二八			
二八・二二九			
二八・二二一〇			
二八・二二一一			
二八・二二一二			
二八・二二一三			
二八・二二一四			
二八・二二一五			
二八・二二一六			
二八・二二一七			
二八・二二一八			
二八・二二一九			
二八・二二二〇			
二八・二二二一			
二八・二二二二			
二八・二二二三			
二八・二二二四			
二八・二二二五			
二八・二二二六			
二八・二二二七			
二八・二二二八			
二八・二二二九			
二八・二二二一〇			
二八・二二二一一			
二八・二二二一二			
二八・二二二一三			
二八・二二二一四			
二八・二二二一五			
二八・二二二一六			
二八・二二二一七			
二八・二二二一八			
二八・二二二一九			
二八・二二二二〇			
二八・二二二二一			
二八・二二二二二			
二八・二二二二三			
二八・二二二二四			
二八・二二二二五			
二八・二二二二六			
二八・二二二二七			
二八・二二二二八			
二八・二二二二九			
二八・二二二二一〇			
二八・二二二二一一			
二八・二二二二一二			
二八・二二二二一三			
二八・二二二二一四			
二八・二二二二一五			
二八・二二二二一六			
二八・二二二二一七			
二八・二二二二一八			
二八・二二二二一九			
二八・二二二二二〇			
二八・二二二二二一			
二八・二二二二二二			
二八・二二二二二三			
二八・二二二二二四			
二八・二二二二二五			
二八・二二二二二六			
二八・二二二二二七			
二八・二二二二二八			
二八・二二二二二九			
二八・二二二二二一〇			
二八・二二二二二一一			
二八・二二二二二一二			
二八・二二二二二一三			
二八・二二二二二一四			
二八・二二二二二一五			
二八・二二二二二一六			
二八・二二二二二一七			
二八・二二二二二一八			
二八・二二二二二一九			
二八・二二二二二二〇			
二八・二二二二二二一			
二八・二二二二二二二			
二八・二二二二二二三			
二八・二二二二二二四			
二八・二二二二二二五			
二八・二二二二二二六			
二八・二二二二二二七			
二八・二二二二二二八			
二八・二二二二二二九			
二八・二二二二二二一〇			
二八・二二二二二二一一			
二八・二二二二二二一二			
二八・二二二二二二一三			
二八・二二二二二二一四			
二八・二二二二二二一五			
二八・二二二二二二一六			
二八・二二二二二二一七			
二八・二二二二二二一八			
二八・二二二二二二一九			
二八・二二二二二二二〇			
二八・二二二二二二二一			
二八・二二二二二二二二			
二八・二二二二二二二三			
二八・二二二二二二二四			
二八・二二二二二二二五			
二八・二二二二二二二六			
二八・二二二二二二二七			
二八・二二二二二二二八			
二八・二二二二二二二九			
二八・二二二二二二二一〇			
二八・二二二二二二二一一			
二八・二二二二二二二一二			
二八・二二二二二二二一三			
二八・二二二二二二二一四			
二八・二二二二二二二一五			
二八・二二二二二二二一六			
二八・二二二二二二二一七			
二八・二二二二二二二一八			
二八・二二二二二二二一九			
二八・二二二二二二二二〇			
二八・二二二二二二二二一			
二八・二二二二二二二二二			
二八・二二二二二二二二三			
二八・二二二二二二二二四			
二八・二二二二二二二二五			
二八・二二二二二二二二六			
二八・二二二二二二二二七			
二八・二二二二二二二二八			
二八・二二二二二二二二九			
二八・二二二二二二二二一〇			
二八・二二二二二二二二一一			
二八・二二二二二二二二一二			
二八・二二二二二二二二一三			
二八・二二二二二二二二一四			
二八・二二二二二二二二一五			
二八・二二二二二二二二一六			
二八・二二二二二二二二一七			
二八・二二二二二二二二一八			
二八・二二二二二二二二一九			
二八・二二二二二二二二二〇			
二八・二二二二二二二二二一			
二八・二二二二二二二二二二			
二八・二二二二二二二二二三			
二八・二二二二二二二二二四			
二八・二二二二二二二二二五			
二八・二二二二二二二二二六			
二八・二二二二二二二二二七			
二八・二二二二二二二二二八			
二八・二二二二二二二二二九			
二八・二二二二二二二二二一〇			
二八・二二二二二二二二二一一			
二八・二二二二二二二二二一二			
二八・二二二二二二二二二一三			
二八・二二二二二二二二二一四			
二八・二二二二二二二二二一五			
二八・二二二二二二二二二一六			
二八・二二二二二二二二二一七			
二八・二二二二二二二二二一八			
二八・二二二二二二二二二一九			
二八・二二二二二二二二二二〇			
二八・二二二二二二二二二二一			
二八・二二二二二二二二二二二			
二八・二二二二二二二二二二三			
二八・二二二二二二二二二二四			
二八・二二二二二二二二二二五			
二八・二二二二二二二二二二六			
二八・二二二二二二二二二二七			
二八・二二二二二二二二二二八			
二八・二二二二二二二二二二九			
二八・二二二二二二二二二二一〇			
二八・二二二二二二二二二二一一			
二八・二二二二二二二二二二一二			
二八・二二二二二二二二二二一三			
二八・二二二二二二二二二二一四			
二八・二二二二二二二二二二一五			
二八・二二二二二二二二二二一六			
二八・二二二二二二二二二二一七			
二八・二二二二二二二二二二一八			
二八・二二二二二二二二二二一九			
二八・二二二二二二二二二二二〇			
二八・二二二二二二二二二二二一			
二八・二二二二二二二二二二二二			
二八・二二二二二二二二二二二三			
二八・二二二二二二二二二二二四			
二八・二二二二二二二二二二二五			
二八・二二二二二二二二二二二六			
二八・二二二二二二二二二二二七			
二八・二二二二二二二二二二二八			
二八・二二二二二二二二二二二九			
二八・二二二二二二二二二二二一〇			
二八・二二二二二二二二二二二一一			
二八・二二二二二二二二二二二一二			
二八・二二二二二二二二二二二一三			
二八・二二二二二二二二二二二一四			
二八・二二二二二二二二二二二一五			
二八・二二二二二二二二二二二一六			
二八・二二二二二二二二二二二一七			
二八・二二二二二二二二二二二一八			
二八・二二二二二二二二二二二一九			
二八・二二二二二二二二二二二二〇			
二八・二二二二二二二二二二二二一			
二八・二二二二二二二二二二二二二			
二八・二二二二二二二二二二二二三			
二八・二二二二二二二二二二二二四			
二八・二二二二二二二二二二二二五			
二八・二二二二二二二二二二二二六			
二八・二二二二二二二二二二二二七			
二八・二二二二二二二二二二二二八			
二八・二二二二二二二二二二二二九			
二八・二二二二二二二二二二二二一〇			
二八・二二二二二二二二二二二二一一			
二八・二二二二二二二二二二二二一二			
二八・二二二二二二二二二二二二一三			
二八・二二二二二二二二二二二二一四			
二八・二二二二二二二二二二二二一五			
二八・二二二二二二二二二二二二一六			
二八・二二二二二二二二二二二二一七			
二八・二二二二二二二二二二二二一八			
二八・二二二二二二二二二二二二一九			
二八・二二二二二二二二二二二二二〇			
二八・二二二二二二二二二二二二二一			
二八・二二二二二二二二二二二二二二			
二八・二二二二二二二二二二二二二三			
二八・二二二二二二二二二二二二二四			
二八・二二二二二二二二二二二二二五			
二八・二二二二二二二二二二二二二六			
二八・二二二二二二二二二二二二二七			
二八・二二二二二二二二二二二二二八			
二八・二二二二二二二二二二二二二九			
二八・二二二二二二二二二二二二二一〇			
二八・二二二二二二二二二二二二二一一			
二八・二二二二二二二二二二二二二一二			
二八・二二二二二二二二二二二二二一三			
二八・二二二二二二二二二二二二二一四			
二八・二二二二二二二二二二二二二一五			
二八・二二二二二二二二二二二二二一六			
二八・二二二二二二二二二二二二二一七			
二八・二二二二二二二二二二二二二一八			
二八・二二二二二二二二二二二二二一九			
二八・二二二二二二二二二二二二二二〇			
二八・二二二二二二二二二二二二二二一			
二八・二二二二二二二二二二二二二二二			
二八・二二二二二二二二二二二二二二三			
二八・二二二二二二二二二二二二二二四			
二八・二二二二二二二二二二二二二二五			
二八・二二二二二二二二二二二二二二六			
二八・二二二二二二二二二二二二二二七			
二八・二二二二二二二二二二二二二二八			
二八・二二二二二二二二二二二二二二九			
二八・二二二二二二二二二二二二二二一〇			
二八・二二二二二二二二二二二二二二一一			
二八・二二二二二二二二二二二二二二一二			
二八・二二二二二二二二二二二二二二一三			
二八・二二二二二二二二二二二二二二一四			
二八・二二二二二二二二二二二二二二一五			
二八・二二二二二二二二二二二二二二一六			
二八・二二二二二二二二二二二二二二一七			
二八・二二二二二二二二二二二二二二一八			
二八・二二二二二二二二二二二二二二一九			
二八・二二二二二二二二二二二二二二二〇			
二八・二二二二二二二二二二二二二二二一</			

二八・一八	かせいソーダ及びかせいカリ
二 過酸化ナトリウム	
三 過酸化カリウム	
二 その他のもの	ストロンチウム、バリウム又はマグネシウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物
一 水酸化バリウム	
二八・一九	
一 酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	
二 過酸化亜鉛	
二八・二〇	
人造コランダム	酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び酸化アルミニウム、パリウム又はマグネシウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物
一 酸化アルミニウム	
二 人造コランダム	アルミニウム製錬用のもの
三 その他のも	その他のも
二八・二一	
二水酸化アルミニウム	
二八・二二	
二水酸化アルミニウム	
二八・二三	
二八・二四	
二八・二五	
二八・二六	
二八・二七	
二八・二八	
二八・二九	
二八・三〇	
二八・三一	
二八・三二	
二八・三三	
二八・三四	
二八・三五のうち	
一 酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	
二 その他のもの	ヒドログリシン、ヒドロキシルアミン及びこれら無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物
一 二酸化ゲルマニウム	

五%	一〇%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一六%	一〇%	一五%	一五%	一五%
二・五%	一四%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	一〇%	一〇%	七・五%	七・五%	七・五%

二八・二九	その他のもの
二八・三〇	ふつ化物及びフルオロロイド酸塩、フルオロホウ酸塩その他のふつ素錯塩
一 人造クリオライト及び人造オライド	
二 フルオロタンタル酸カリウム	
三 その他のも	
二八・三一	
二八・三二	
二八・三三	
二八・三四	
二八・三五のうち	
一 塩化アンモニウム	
二 塩化リチウム	
三 塩化水銀	
四 その他のも	
二八・三六	
二八・三七	
二八・三八	
二八・三九	
二八・四〇	
二八・四一	
二八・四二	
二八・四三	
二八・四四	
二八・四五	
二八・四五のうち	
一 塩素酸塩及び過塩素酸塩	
二 その他のも	
二八・四五	
二八・四五のうち	
一 塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム	
二 その他のも	
二八・四五	
二八・四五のうち	
一 臭化カリウム及び臭化リチウム	
二 その他のも	
二八・四五	
二八・四五のうち	
一 よう化物、オキシよう化物、よう素酸塩及び	
二 その他のもの	
二八・四五	
二八・四五のうち	
一 硫化物及び多硫化物	
二 その他のもののうち	

二八・四五	一〇%	一五%										
二八・四五	一五%	七・五%										

昭和四十三年四月二十五日

## 関税及び貿易に関する一般協定のシステム認定書

卷之三

六  
六





二九・一〇	スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一一	アセタール、ヘミアセタール並びに单一又は混成の酸素官能のアセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九・一二	一 フェニルアセトアルデヒドジメチルアセタール 二 その他のもの
二九・一二のうち	アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の一又は混成の酸素官能のアルデヒド
二九・一三のうち	一 ホルマリン 二 シトラール、フェニルアセトアルデヒド、シンナムアルデヒド、アルファ-アミルシンナムアルデヒド、シクラメンアルデヒド、ヒドロキシシトロネラール、ヘリオトロピジン、バニリン及びエチルバニリン 三 その他のもの
第二九・一一号に該当する物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・一二のうち 一 塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
一 ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の单一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・一三のうち 一 ケトン官能化合物 二 アセトン 三 メチルエチルケトン

二九・一四のうち	一 一〇%	二 一〇%	三 一〇%	四 一五%	五 一五%	六 一五%	七 一五%	八 一五%	九 一五%	一〇 一五%	一一 一五%	一二 一五%	一三 一五%	一四 一五%	一五 一五%	一六 一五%	一七 一五%	一八 一五%	一九 一五%	二〇 一五%
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

二九・一四のうち	一 一〇%	二 一〇%	三 一〇%	四 一〇%	五 一〇%	六 一〇%	七 一〇%	八 一〇%	九 一〇%	一〇 一〇%	一一 一〇%	一二 一〇%	一三 一〇%	一四 一〇%	一五 一〇%	一六 一〇%	一七 一〇%	一八 一〇%	一九 一〇%	二〇 一〇%
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

二九・一四のうち	一 一〇%	二 一〇%	三 一〇%	四 一〇%	五 一〇%	六 一〇%	七 一〇%	八 一〇%	九 一〇%	一〇 一〇%	一一 一〇%	一二 一〇%	一三 一〇%	一四 一〇%	一五 一〇%	一六 一〇%	一七 一〇%	一八 一〇%	一九 一〇%	二〇 一〇%
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号

関税及び貿易に関する一般協定のジネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

八七一

ロキシ—二—アセトキシブレグナ  
ン—三・一一・二〇—トリオン及び  
四一プロム—一七アルファ—ヒドロキ  
シ—二—アセトキシブレグナン—  
三・一一・二〇—トリオノ

七 その他のもののうち  
フエニル酢酸及びその塩以外のもの

多塩基酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一 しゆう酸

二 アジビン酸

三 フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸

四 テレフタル酸  
五 その他のもの

二九・一六のうち

アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の單一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  
一 アルコール酸及びその誘導体  
二 酒石酸  
三 コール酸  
四 その他のもの  
二 フェノール酸及びその誘導体  
三 フェノール酸  
四 サリチル酸  
五 アセチルサリチル酸  
六 その他のもの  
三 その他  
四 デヒドロコール酸  
五 その他のもの

二〇% 無税	一〇% %	一〇% %	一〇% %	一五% %	一〇% %	一五% %	一〇% %	一〇% %
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

一〇% 無税	一〇% %	一〇% %	一〇% %	一五% %	一〇% %	一〇% %	一〇% %	五% %
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

二九・一七	二九・一八	二九・一九	二九・二〇	二九・二一	二九・二二	二九・二三	二九・二四	二九・二五
一〇%								

一〇% 無税	一〇% %	一〇% %	一〇% %	一五% %	一〇% %	一〇% %	一〇% %	一〇% %
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

二九・二六	二九・二七	二九・二八	二九・二九	二九・三〇	二九・三一	二九・三二	二九・三三	二九・三四
一〇%								

一〇% %								
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

二九・三五	二九・三六	二九・三七	二九・三八	二九・三九	二九・四〇	二九・四一	二九・四二	二九・四三
一〇%								

一〇% %								
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

二九・四四	二九・四五	二九・四五	二九・四六	二九・四七	二九・四八	二九・四九	二九・五〇	二九・五一
一〇%								

一〇% %								
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

二九・五二	二九・五三	二九・五四	二九・五五	二九・五六	二九・五七	二九・五八	二九・五九	二九・六〇
一〇%								

一〇% %								
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

二九・六一	二九・六二	二九・六三	二九・六四	二九・六五	二九・六六	二九・六七	二九・六八	二九・六九
一〇%								

一〇% %								
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

硫酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  
亞硝酸エステル及び硝酸エステル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  
フェートを含む。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

炭酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  
その他の炭酸エステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  
一 パラチオン

二 その他のもの  
アミン官能化合物  
一 ヘキサメチレンジアミン  
三 オルト—トルイジン  
四 N—フェニル—ベータ—ナフチルアミン、N—N—ジフェニル—バラ—フェニレンジアミン、N—N—ジ—ベータ—ナフチル—バラ—フェニレンジアミン及びN—フェニル—N—シクロヘキシル—バラ—フェニレンジアミン  
五 ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの  
その他のもの(フェニルメチルアミノプロパン及びその塩を除く。)

二九・二九	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	一一〇%
二九・三〇	その他の窒素官能基を有する化合物	一一〇%
二九・三一	有機いおう化合物	一一〇%
二九・三二	ジメチルスルホキシド	一一〇%
二九・三三	メチオニン	一一〇%
二九・三四	ジエチルジチオカルバミン酸亜鉛、エカルフェニルジチオカルバミン酸亜鉛、テトラメチルチウラムモノスルフィド及びテトラメチルチウラムジスル	一一〇%
二九・三五のうち	フイド	一一〇%
二九・三六	ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	一一〇%
二九・三七	その他のもの	一一〇%
二九・三八	有機水銀化合物	一一〇%
二九・三九	その他のオルガノインオルガニック化合物	一一〇%
二九・四〇	複素環式化合物及びスクレイン酸	一一〇%
二九・四一	フルフラール	一一〇%
二九・四二	ビリジン及びピコリン	一一〇%
二九・四三	メチルビニルビリジン	一一〇%
二九・四四	二-アミニボリミジン	一一〇%
二九・四五	塩酸ヒドラジン	一一〇%
二九・四五	二-メルカプトベンゾチアゾール及びその亜鉛塩、ジ-二-ベンゾチアゾリルジスルフィド、N-シクロヘキシル-二-ベンゾチアゾールスルフェンアミド、N-オキシジエチレン-二-ベンゾチアゾールスルフェンアミド、二-メルカプトイミダゾール並びに六	一一〇%
二九・四五	一-エトキシ-二-二-四-トリメチルジオスゲニン及びヘコゲニン	一一〇%
二九・四六	アミド官能化合物	一一〇%
二九・四七	尿素	一一〇%
二九・四八	ズルチン	一一〇%
二九・四九	ジメチルホルムアミド	一一〇%
二九・五〇	ジエチルアミノアセト-二-六-キシ	一一〇%
二九・五〇	リジド	一一〇%
二九・五〇	その他のもののうち	一一〇%
二九・五〇	麻薬以外のもの	一一〇%
二九・五〇	イミド官能化合物及びイミン官能化合物	一一〇%
二九・五〇	サッカリン	一一〇%
二九・五〇	ジフェニルグアニジン及びアルドール	一一〇%
二九・五〇	一-アルファ-ナフチルアミン	一一〇%
二九・五〇	ヘキサメチレンテトラミン	一一〇%
二九・五〇	クロルヘキシジン及びその塩	一一〇%
二九・五〇	その他のもののうち	一一〇%
二九・五〇	ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	一一〇%
二九・五〇	その他のもの	一一〇%
二九・五〇	ニトリル官能化合物	一一〇%
二九・五〇	アクリロニトリル	一一〇%
二九・五〇	アセトニトリル	一一〇%
二九・五〇	その他のもののうち	一一〇%
二九・五〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	一一〇%
二九・五〇	リル以外のもの	一一〇%
二九・五〇	麻薬及びフェニルアセトアセトニトロ	一一〇%
二九・五〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	一一〇%

昭和四十三年四月二十五日

関税及び貿易に関する一般協定のジネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

八七四

八 ノナラクトン、ウンデカラクトン、エクザルトリド、アンブレットリド及びクマリン

九 サントニン  
 一〇 その他のもののうち

酒石酸デキストロ—(パラ—メトキシベンジル)—(メチルオクタヒドロイソキノリン、デキストロ—ヒドロキシ—N—メチルモルヒナン及び三・四—ジメチル—五—アミノイソオキサゾトルゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの

その他のもの（麻薬を除く。）

スルホニアミド

スルトン及びスルタム

プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限るものとし、天然のプロビタミンコンセントレー及びビタミンコンセントレートを含む。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（溶媒に溶かしてあるかどうかを問わない。）

一 プロビタミン及びその誘導体

二 ビタミンB群及びその誘導体

(1) ビタミンB<sub>1</sub>及びその誘導体

(2) その他のもの

三 ビタミンC及びその誘導体

四 ビタミンD及びその誘導体

五 ビタミンD<sub>3</sub>及びその誘導体

六 その他のもの

ホルモン（天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。）及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの

一 脳下垂体ホルモン及びその誘導体

一〇%	一一一五五五五 % % % % %	一〇%	一一〇一〇一五 % % % % %	一五 %	二五 %
一〇%	七七七七七 • • • • •	一〇%	一二一〇一〇 • • % % %	七·五 %	一一·五 %
一〇%	五五五五五 % % % % %	一〇%	一一〇一〇一〇 % % % % %	二九·一 一一九·一 一一九·一	二九·一 一一九·一 一一九·一

二 シュイ臘ホルモン及びその誘導体  
 (1) インシリリン  
 (2) その他のもの

三 副腎皮質ホルモン及びその誘導体  
 (1) 醋酸コルチゾン  
 (2) その他のもの

四 性ホルモン及びその誘導体  
 (1) テストステロン  
 (2) その他のもの

五 その他もの

酵素

- 一 ペプシン
- 二 レンネット
- 三 パペイント
- 四 その他のもの

グリコシド(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

二 キナアルカロイド及びその誘導体

(1) 塩酸キニーネ、硫酸キニーネ、エチル炭酸キニーネ、硫酸キニジン、塩酸シンコニン及び硫酸シンコニン

(2) その他のもの

三 その他のもの

(1) カフェイン

(2) 硫酸ニコチン

(3) 酒石酸エルゴタミン、ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド

その他のもののうち

(1) コカ葉アルカロイド、フェニルアミノプロパン、一一フェニル一二メチルアミノプロパノール

一 五 %	二 〇 %	二 五 %	一 〇 %	一 〇 無 税	一 〇 %								
七 • 五 %	一 七 %	一 〇 %	五 %	無 税	一 〇 %	一 一 • 五 %							

二九・四三のうち	二一メチルアミノプロパン、一 フェニル-二-ジメチルアミノプロパン、一-フェニル- 一-クロル-二-ジメチルアミノプロパン、一-フェニル- メチルアミノプロパン及びこれら の塩以外のもの	一一〇%					
二九・四四	糖類(化學的に純粹なものに限るものとし、 しよ糖、グルコース及び乳糖を除く。)並びに 糖エーテル、糖エステル及びこれらの塩(第 二九・三九号、第二十九・四一号又は第二十九・ 四二号に該當するものを除く。)	一一〇%					
二九・四五	三 その他のもののうち 一 糖エーテル、糖エステル及びこれら の塩	一一〇%					
二九・四五	二 その他のもの 一 ベニシリソ及びストレプトマイシン 二 バイオマイシン 三 ジヒドロストレプトマイシン、シク ロセリン、テトラサイクリン、クロ ルテトラサイクリン及びオキシテト ラサイクリン 四 その他のもの	一一〇%	一七・五%	一五%	一〇%	一〇%	一〇%
二九・四五	五 その他の有機化合物	一一〇%	一七・五%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
二九・四五	六 第二〇類	一一〇・〇一	一一〇・〇一のうち 一 免疫血清並びに微生物性ワクチン、毒素、培 養微生物(発酵微生物を含むるものとし、酵母 を除く。)及びこれらに類する物品	一一〇・〇一	一一〇・〇一のうち 二 その他のもののうち 三 免疫血清以外のもの	一一〇・〇一	一一〇・〇一のうち 三 その他のもの
二九・四五	七 医薬品(動物用のものを含む) 一 抗生物質製剤 二 ベニシリソ又はストレプトマイシン の製剤 三 バイオマイシン製剤 四 ジヒドロストレプトマイシン、シ クロセリン、テトラサイクリン、オキ シテトラサイクリンの製剤 五 その他のもの	一一〇・〇一	一一〇・〇一のうち 一 医薬品(動物用のものを含む) 二 抗生物質製剤 三 ベニシリソ又はストレプトマイシン の製剤 四 バイオマイシン製剤 五 ジヒドロストレプトマイシン、シ クロセリン、テトラサイクリン、オキ シテトラサイクリンの製剤 六 その他のもの	一一〇・〇一	一一〇・〇一のうち 三 その他のもの	一一〇・〇一	一一〇・〇一のうち 三 その他のもの
二九・四五	八 第二〇類	一一〇・〇四	一一〇・〇四のうち 一 脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ばんそうじ の以外のもの 二 その他のもののうち 三 麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの の以外のもの 四 その他のもの	一一〇・〇四	一一〇・〇四のうち 一 脱脂綿、ガーゼ、包帯、被覆材、ばんそうじ の以外のもの 二 その他のもののうち 三 麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの の以外のもの 四 その他のもの	一一〇・〇四	一一〇・〇四のうち 三 その他のもの
二九・四五	九 第二〇類	一一〇・〇五	一一〇・〇五のうち 一 その他の医療用品	一一〇・〇五	一一〇・〇五のうち 一 その他の医療用品	一一〇・〇五	一一〇・〇五のうち 三 その他のもの

昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号

第三類

昭和四十三年四月二十五日

第二十八号(二)

昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号

關稅及び貿易に關す

る一般協定のジユネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

八七八

三四・〇三

調製潤滑剤及び紡織用織維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品（石油又は墨青油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く。）

グリース

切削油及び絶縁油（石油又は墨青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえ、温度一五度における比重が〇・八四九四をこえるものに限る。）

その他のもの

調製潤滑剤（石油又は墨青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%をこえるものに限る。）

その他のもの

調製ろう（乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。及び人造ろう（水溶性の人造ろうを含む。）

つや出し用ワックス

その他のもの

はき物用、家具用又は床用のみがき料及びクリーム、メタルボリッシュ、調製みがき粉その他これらに類する調製品（第三四・〇四号に該当する調製ろうを除く。）

つや出し用ワックス

二

鉱物性材料を主成分とするもの

三

その他のもの

ろうそく及びこれに類する物品

モデリングベースト（児童用のもの及び取りそろえたものを含む。）及び板状、馬てい状、棒状その他これらに類する形狀の歯科用ワックス

一 モデリングペースト  
二 歯科用ワックス

三四・〇六	一一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一一一・五%	一五%	七・五%
三四・〇七	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一一一・五%	一〇%	七・五%
	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一一一・五%	一〇%	七・五%

三五・〇二のうち

第三五類

アルブミン、アルブミナート及びその他のアラブミン誘導体  
二 その他のもの

ゼラチン（正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。）、ゼラチン誘導体並びににかわ、魚膠及びアイシングラス

一 ゼラチン及びにかわ  
ゼラチン（写真用のものに限る。）

二 魚膠及びアイシングラス  
三 その他のもの

ペプトン及びその他のたんぱく質系物質並びにこれらの誘導体並びに皮粉（クロムみようばんを加えた皮粉を含む。）

一 ペプトン及びその誘導体  
二 皮粉

三五・〇四のうち

二 皮粉

調製膠着剤（他の号に該当するものを除く。）及び膠着剤に適する物品のうち膠着剤として小売用に包装したもので正味の重量が一キログラム以下のもの

一 小売用に包装したもの

天然ゴムの溶液及びペースト

二 その他のもの

二 その他のもの

第三六類

三五・〇六

花火、鐵道用の霧中信号用品、のろし、レイソロケットその他これらに類する火工品  
マッチ（ベンガルマッチを除く。）

一 七〇本以下入りのもの

三六・〇七

二 その他のもの  
フェロセリウムその他の発火性合金（形狀を

三六・〇五	一五%	五%	一〇%	七・五%						
三六・〇六	一五%	五%	一〇%	七・五%						
三六・〇七	一五%	五%	一〇%	七・五%						

昭和四十三年四月二十五日

関税及び貿易に関する、般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件 天八(一)



の並びにいおうを含ませた帶、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。)

一 小売用の形状又は包装にしたもの

二 その他のもの

(H) ジクロルジフェニルトリクロルエタノン(DDT)又はベンゼンヘキサクロリド(BHC)の製剤

(I) オクタクロルテトラヒドロメタノイソダイン(クロルテン)、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインデン(ヘプタクロル)、ヘキサクロルヘキサヒドローエンド・エキソージメタノナフタリン(アルドリン)、ヘキサクロルエボキシオクタヒドローエンド・エンドージメタノナフタリン(エンドリン)又はヘキサクロルエボキシオクタヒドローエンド・エキソージメタノナフタリン(テルドリン)の製剤

(J) その他のもの

三八・一二のうち

つや出し剤、仕上剤及び媒染剤(調製したもので、繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において用いるものに限る。)

一 媒染剤

二 その他のもののうち

でん粉質の物品を主体とするもの以外のもの

三八・二三

金属表面処理用の調製浸せき剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用の粉末及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接棒又は電極のしん又は被覆に用いる調製品

一 溶接用のフラックス  
二 その他のもの

アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤

二 その他のもの

調製したゴム加硫促進剤

微生物用の調製培養剤

消火器用の調製品及び装てん物にした薬剤並びに装てんした消火弾

配合溶剤及び配合シンナー(ワニスその他これに類する物品用いるものに限る。)

化学品及び化学工業(類似の工業を含む)による調製品(天然物のみの混合物を含む)並びに当該工業において生ずる残留物(他の号に該当するものを除く。)

一 低重合度の混合アルキレン

二 液状アルキルアリール炭化水素の混合物

三 液状ポリエチレングリコール

四 ナフテン酸

五 触媒

(A) 鉄触媒及び白金触媒

(B) シリカ・アルミナ触媒

(C) その他のもの

六 ゴム老化防止剤

七 耐火セメント及び耐火モルタル  
高温耐火セメント及び高温耐火ボンディングモルタル

八 チューリングガムベース(チクルガムをもととして製造したものに限るものとし、砂糖その他の甘味料、香料、人造プラスチック又は合成ゴムを含有するものを除く。)

九 その他のもの

十 無税

十一 五%  
十二 一〇%  
十三 一五%  
十四 二〇%  
十五 二五%  
十六 一〇%  
十七 一五%  
十八 一〇%  
十九 一〇%  
二十 一〇%  
二十一 一〇%  
二十二 一〇%  
二十三 一〇%  
二十四 一〇%  
二十五 一〇%  
二十六 一〇%  
二十七 一〇%  
二十八 一〇%  
二十九 一〇%  
三十 一〇%  
三十一 一〇%  
三十二 一〇%  
三十三 一〇%  
三十四 一〇%  
三十五 一〇%  
三十六 一〇%  
三十七 一〇%  
三十八 一〇%  
三十九 一〇%  
四十 一〇%  
四十一 一〇%  
四十二 一〇%  
四十三 一〇%  
四十四 一〇%  
四十五 一〇%  
四十六 一〇%  
四十七 一〇%  
四十八 一〇%  
四十九 一〇%  
五十 一〇%  
五十一 一〇%  
五十二 一〇%  
五十三 一〇%  
五十四 一〇%  
五十五 一〇%  
五十六 一〇%  
五十七 一〇%  
五十八 一〇%  
五十九 一〇%  
六十 一〇%  
六十一 一〇%  
六十二 一〇%  
六十三 一〇%  
六十四 一〇%  
六十五 一〇%  
六十六 一〇%  
六十七 一〇%  
六十八 一〇%  
六十九 一〇%  
七十 一〇%  
七十一 一〇%  
七十二 一〇%  
七十三 一〇%  
七十四 一〇%  
七十五 一〇%  
七十六 一〇%  
七十七 一〇%  
七十八 一〇%  
七十九 一〇%  
八十 一〇%  
八十一 一〇%  
八十二 一〇%  
八十三 一〇%  
八十四 一〇%  
八十五 一〇%  
八十六 一〇%  
八十七 一〇%  
八十八 一〇%  
八十九 一〇%  
九十 一〇%  
九十一 一〇%  
九十二 一〇%  
九十三 一〇%  
九十四 一〇%  
九十五 一〇%  
九十六 一〇%  
九十七 一〇%  
九十八 一〇%  
九十九 一〇%  
一百 一〇%





昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号

關稅及び貿易に關する

一般協定のジエネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係文書公文の締結について承認を求める件

八九五

ス	二 天然ゴムのプリバルカナイズドラテックス	三 天然ゴム
四〇・〇一のうち	(一) 凝固前に可塑剤その他の物品(保存剤及び粘土を除く。)をえたもの	
四 その他のもののうち	四 タベルカ以外のもの	
四〇・〇二	合成ゴムのラテックス及びプリバルカナイズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクチス	
四〇・〇三	一 合成ゴムラテックス	
四〇・〇四	(一) 感熱ラテックス及び酸性ラテックス 二 合成ゴムのブリバルカナイズドラテックス	
四〇・〇五	三 合成ゴム	
	(一) 天然ゴムを人造プラスチックで変性したもの(この類の注4(c)に定めるものに限る。)	
	(二) その他のもの	
	A 凝固前に可塑剤その他の物品(鉱物油、保存剤及び單に識別を容易にするための着色料を除く。)をえたもの	
	四 その他のも	
	再生ゴム	
	くずゴム(エボナイトのものを除くものとし、ゴム製品のくずにつては、再生用のみに適するものに限る。)及びその粉	
	天然ゴム又は合成ゴムの板、シート及びストリップ(第四〇・〇一号又は第四〇・〇二号のスマートシート及びクリープシートを除く。)、加硫用配合をした天然ゴム又は合成ゴムの粒並びに凝固の前又は後にカーボンブレーフ又はシリカを配合した天然ゴム又は合	

無税	一〇%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
無税	五%	無税	*	七·五%	七·五%	七·五%	七·五%	七·五%	七·五%

四〇・〇六  
四〇・〇七  
四〇・〇八  
四〇・〇九  
四〇・一〇  
四〇・一一

成ゴムのマスター・パッチ（加硫してないものの  
に限るものとし、マスター・パッチにあつては、  
鉱物油を加えたものを含み、形状を問わな  
い。）

天然ゴム又は合成ゴム（ゴムラテックスを含  
む。）のその他の形状又は状態のもの（たとえ  
ば、棒、管、形材、溶液及び分散液。加硫し  
てないものに限る。）及び天然ゴム又は合成ゴ  
ムの製品（たとえば、紡織用繊維の糸でゴム  
を塗布し又はしみ込ませたもの、リング及び  
円盤。加硫してないものに限る。）

一 天然ゴム溶液及びペースト

二 その他のもの

ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆して  
あるかどうかを問わない。）並びにゴムを被覆  
し又はしみ込ませた紡織用繊維の糸（加硫し  
たものに限る。）

ゴムの板、シート、ストリップ、棒及び形材  
(加硫したものに限るものとし、エポナイド  
のものを除く。)

一 エキスパンデッドラバー、フォームラ  
バー又はスポンジラバーのもの（紡織  
用繊維の繊物類を単に補強のために結  
合したものを含む。）

二 その他のもの

ゴム管（加硫したものに限るものとし、エポ  
ナイドのものを除く。）

ゴム製の伝動用、コンベア用又はエレベータ  
ー用のベルト及びベルチング（加硫したもの  
に限る。）

ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイ  
ヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフ  
ラップ（車輪用のものに限る。）

一 自動車用のもの（公称の幅が一〇一・  
六ミリメートルをこえるタイヤ及びタ

一 五 %	一 五 %	一 五 ○ %	一 五 %	一 五 五 %	一 五 %
七 • 五 %	一 〇 %	七 • 一 五 ○ %	七 • 五 %	七 • 五 五 %	七 • 五 %

成ゴムのマスター・バッチ（加硫しないもの）に限るものとし、マスター・バッチにあつては、鉱物油を加えたものを含み、形状を問わな  
い。)

一  
五  
%

四〇・一二	空気タイヤ及び空気タイヤケース その他のもの	一一・五%
四〇・一三	ゴム製の衛生用品及び医療用品(乳首を含み、加硫したものに限るものとし、エボナイト製のもの(附属品として取り付けたものを除く)を除く。)	一五%
四〇・一四	ゴム製の衣類及び衣類附属品(手袋を含み、加硫したものに限るとともに、エボナイト製のものを除くものとし、用途を問わない。)その他のゴム製品(加硫したものに限るものとし、エボナイト製のものを除く。)	一五%
一 エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバー(紡織用繊維の織物類を単に補強のために結合したものと含む。)の製品	七・五%	
二 その他のもの	一〇%	
エボナイトの塊、片、粒、板、シート、ストリップ、棒、形材、管、くず及び粉	一五%	
一 塊、片、粒、板、シート、ストリップ、	一五%	
二 くず	七・五%	
エボナイト製品	一五%	
四〇・一六		七・五%
四一・〇一のうち		七・五%
四一・〇二のうち		七・五%
四一・〇三のうち		七・五%
四一・〇四のうち		七・五%
羊革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。) 二 その他のもの	無税	一五%
やぎ革(第四一・〇六号、第四一・〇七号又		一五%

昭和四十三年四月一十五日 総務院会議録第一十八号(一) 國稅及び關稅に關する一般協定のシノボル・ツ議定書(十九九六年七月)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

八  
八

四二・〇五	その他革製品及びコンボジションレザーリー製品	一五% 五%	一五% 五%	一五% 五%
四二・〇四	機械用又は工業用の革製品及びコンボジションレザーリー製品	一五% 五%	一五% 五%	一五% 五%
四二・〇三	手袋(革製のものに限るものとし、運動用のものを除く。) その他のもの	一一・五% 七・五%	一一・五% 一〇%	一一・五% 一〇%
四二・〇二	手袋(革製のものに限るものとし、運動用のものを除く。) その他のもの	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一	衣類及びその附属品(革製又はコンボジションレザーリー製のものに限る。)	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇〇	一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつき り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さん 石、真珠、さくらん、ぞうげ又はべつこうを用いたもの のうち、課税価格が一個につき六、〇〇円をこえるものに限る。	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	二 その他のもの	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	三 ハンドバッグ、さいふ及び化粧具入れ (貴金属、これを張り若しくはめつき した金属、貴石、半貴石、真珠、さん 石、真珠、さくらん、ぞうげ又はべつこうを用いたもの のうち、課税価格が一個につき六、〇〇円をこえるものに限る。)	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	四 ハンドバッグ(革製のものに限る。)	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	五 その他のもの	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	六 その他(毛皮以外のもの)	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	七 腹、ゴールドビーターススキン、ぱうこふ又 は腱の製品	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	八 第四三類	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	九 毛皮(なめしてないものに限る。)	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	十 その他のもののうち	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	十一 りす又はむささび若しくはももんが 毛皮(板状、十字形その他これらに類する形 状のもの及び頭部、脚部、尾部その他の毛皮 の部分で組み合わせてないものを含む。)	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	十二 毛皮製品	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	十三 腹、ゴールドビーターススキン、ぱうこふ又 は腱の製品	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	十四 第四四類	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	十五 薪材及び木くず(のこくずを含む。)	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	十六 木材(粗のものに限るものとし、皮をはいで あるか、又は單に荒削りしてあるかどうかを 問わない。)	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	十七 かりん、つけ、たがやさん、紅木、し たん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	十八 その他もののうち	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	十九 広葉樹(リグナムバイタ、チーク及 びラワン、クルイノ、メルサワその 他のふたばがき科のものを除く。)の もの	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	二十 木材(荒く角にし、又は太鼓落とししたものに 限るものとし、さらに加工したものを除く。)	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	二十一 かりん、つけ、たがやさん、紅木、し たん又はこくたん(しまこくたんを除 く。)のもの	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	二十二 その他(木材)	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	二十三 木材(長さの方向にひいたもの又は平削りし たもの)	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	二十四 その他(木材)	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	二十五 無税	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	二十六 無税	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	二十七 無税	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%
四二・〇一のうち	二十八 無税	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%	一一・〇% 一〇%

四四・〇九のうち	四四・〇八	四四・〇七	四四・〇六	二 桐のもの
木製の軌条用まくら木	木製のおけ材及びたる材(割り又はひいたもので、割つたものにあつては主要な一面のみをひいたものに限り、ひいたものにあつては主要な面のうち少なくとも一面を曲面にひいたものに限るものとし、のこぎり以外の加工をしたものと除く。)	木製の軌条用まくら木	木製のおけ材及びたる材(割り又はひいたもので、割つたものにあつては主要な一面のみをひいたものに限り、ひいたものにあつては主要な面のうち少なくとも一面を曲面にひいたものに限るものとし、のこぎり以外の加工をしたものと除く。)	木製の軌条用まくら木
一 経木その他これに類する物品及び食酢	一 経木その他これに類する物品及び食酢	一 経木その他これに類する物品及び食酢	一 経木その他これに類する物品及び食酢	一 経木その他これに類する物品及び食酢
二 シュービング	二 シュービング	二 シュービング	二 シュービング	二 シュービング
木製のくい及びたが材	木製のくい及びたが材	木製のくい及びたが材	木製のくい及びたが材	木製のくい及びたが材
一 木製の棒(つえ、むち、ゴルフクラブのシャフト、かさの柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、荒削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他他の加工をしたものと除く。)	一 木製の棒(つえ、むち、ゴルフクラブのシャフト、かさの柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、荒削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他他の加工をしたものと除く。)	一 木製の棒(つえ、むち、ゴルフクラブのシャフト、かさの柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、荒削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他他の加工をしたものと除く。)	一 木製の棒(つえ、むち、ゴルフクラブのシャフト、かさの柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、荒削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他他の加工をしたものと除く。)	一 木製の棒(つえ、むち、ゴルフクラブのシャフト、かさの柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、荒削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他他の加工をしたものと除く。)
二 引抜材、マッチの軸木及びはき物用の木くぎ	二 引抜材、マッチの軸木及びはき物用の木くぎ	二 引抜材、マッチの軸木及びはき物用の木くぎ	二 引抜材、マッチの軸木及びはき物用の木くぎ	二 引抜材、マッチの軸木及びはき物用の木くぎ
木毛及び木粉	木毛及び木粉	木毛及び木粉	木毛及び木粉	木毛及び木粉
一 かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材(寄せ木用又	一 かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材(寄せ木用又	一 かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材(寄せ木用又	一 かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材(寄せ木用又	一 かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材(寄せ木用又

四四・一五のうち	四四・一六	四四・一七	四四・一八	二 桐のもの
一 無税	一 無税	一 無税	一 無税	一 無税
一五 %	一五 %	一五 %	一五 %	一五 %
二・五 %	七・五 %	七・五 %	七・五 %	二・五 %
五 %	五 %	五 %	五 %	五 %

四四・一六	四四・一七	四四・一八	四四・一九	二 桐のもの
一 無税				
一五 %				
七・五 %				
五 %	五 %	五 %	五 %	五 %

四四・一六	四四・一七	四四・一八	四四・一九	二 桐のもの
一 無税				
一五 %				
七・五 %				
五 %	五 %	五 %	五 %	五 %

四四・一六	四四・一七	四四・一八	四四・一九	二 桐のもの
一 無税				
一五 %				
七・五 %				
五 %	五 %	五 %	五 %	五 %

は床板用のブロック、ストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、さらに加工したものと除く。)

一 かりん、つけ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの

二 桐のもの

合板、ブロックボード、ラミンボード、パワーテンボードその他これらに類する積層木材(ベニヤドペネル及びベニヤドシートを含む)及び象眼し又は寄せ木した木材(合板(両表面の板が針葉樹材のものに限るものとし、ワニス塗装、プリント、み付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたものと除く。))

セララーウッドペネル(卑金属を表面に張つてあるかどうかを問わない。)

木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器(組み立てないものを含む。)

おけ、たるその他これらに類する容器及びこれらに部分品(木製のものに限るものとし、第四四・〇八号に該当するおけ材及びたる材を除く。)

一 使用したもの

二 その他のもの

建築用木工品及び木製建具(プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。)

木製の家用器具

木製工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボディ、柄及び握り並びにくつの木型

一 くつの木型

二 その他のもの

木製のスプール、コップ、ボビンその他これ

四四・二七のうち		らに類する糸巻類(ふくろがけをしたものに限る。)	
一 ボビン		一五%	一〇%
二 その他のもの		七・五%	一〇%
四四・二八		しょく合その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物その他装飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、バイオリンのケースその他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し、又は身边に付けて用いる身辺用品及び身辺用装飾品並びにこれらの部分品(木製のものに限る。)	
一 その他のもの		一五%	一〇%
(一) かりん、つけ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの		三〇%	一〇%
二 その他のもの		一五%	一〇%
四五・〇四		その他の木製品	
一 かりん、つけ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの		三〇%	一〇%
二 その他のもの		一五%	一〇%
第四五類		四六・〇一のうち	
一 凝集コルク(凝集剤を用いてあるかどうかを問わない。)及びその製品		一五%	一〇%
一 王冠用ディスク及びその製造に適する直径に仕上げた丸棒		一一一・五%	一〇%
二 その他のもの			
第四六類		四七・〇一のうち	
一 さなどその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものと含む。)		一五%	一〇%
二 その他のもの			
四六・〇一のうち		四七・〇一のうち	
一 人造プラスチック製のもの		三〇%	一五%
二 その他のもの		一五%	一〇%
(一) 人造プラスチック製のもの		三〇%	一五%
二 その他のもの		一五%	一〇%
第四七類		四八・〇一のうち	
一 人造プラスチック製のもの		三〇%	一五%
二 コットンリинтерパルプ		三〇%	一五%
紙又は板紙のくず(紙又は板紙の製品のくずについて、製紙用のみに適するものに限る。)		無税	無税
機械すきの紙及び板紙(セルロースウォーフディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)		無税	無税
一 薄葉紙(一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。)		無税	無税
(一) 製造たばこの用の巻紙用紙		無税	無税
二 印刷用紙、筆記用紙及び图画用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムをこえ、三〇〇グラム以下のものに限る。)		一〇%	一〇%



昭和四十三年四月二十五日 兼議院会議録第二十八号(二) 關稅及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係文書

及並用公文の締結について承認を求める件

八九一

四九・〇三のうち 第四九類 幼児用の絵本及び習画本	四九・一九 紙製又は板紙製のラベル(印刷してあるか、又はのりを付けてあるかどうかを問わない。) 四九・二〇 紙製用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類(あなたげしてあるか、又は硬化してあるかどうかを問わない。) 四九・二一 製紙用パルプ、紙、板紙又はセルロースウォッティングのその他の製品 一 セン孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの 二 その他のもの 三 製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 四 その他のもの	四八・一九 紙製又は板紙製の書類箱、格納箱その他これらに類する物品で事務用のもの 四八・二〇 帳簿、練習帳、雜記帳、メモ帳、注文帳、領收帳、日記帳、プローチングパッド、書類はさみ、ファイルカバーその他紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー 一 アルバム 二 その他のもの	四八・一七 紙製又は板紙製の書類箱、格納箱その他これらに類する物品で事務用のもの 四八・一八 帳簿、練習帳、雜記帳、メモ帳、注文帳、領收帳、日記帳、プローチングパッド、書類はさみ、ファイルカバーその他紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー 一 アルバム 二 その他のもの	四八・一七 紙製又は板紙製の書類箱、格納箱その他これらに類する物品で事務用のもの 四八・一八 帳簿、練習帳、雜記帳、メモ帳、注文帳、領收帳、日記帳、プローチングパッド、書類はさみ、ファイルカバーその他紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー 一 アルバム 二 その他のもの	四九・〇五 地図、海図その他これらに類する図(製本したもの、壁掛け用のもの及び地形図を含む。)、地球儀及び天球儀(印刷したものに限る。) 四九・〇六 設計図及び図案(工業用、建築用、工学用、商業用その他これらに類する用途に供するもので、原図であるか、又は感光紙に複写したものであるかどうかを問わない。)並びに手書き文書及びタイプ文書 四九・〇七 郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品(本邦において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。)並びにこれらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券並びに株券、債券その他これらに類する有価証券及び小切手	四九・〇四 習画本 樂譜(手書きのものを含むものとし、製本したものであるか、又はさし絵があるかどうかを問わない。) 四九・〇五 地図、海図その他これらに類する図(製本したもの、壁掛け用のもの及び地形図を含む。)、地球儀及び天球儀(印刷したものに限る。) 四九・〇六 設計図及び図案(工業用、建築用、工学用、商業用その他これらに類する用途に供するもので、原図であるか、又は感光紙に複写したものであるかどうかを問わない。)並びに手書き文書及びタイプ文書 四九・〇七 郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品(本邦において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。)並びにこれらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券並びに株券、債券その他これらに類する有価証券及び小切手
		一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
		一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
		七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%
		一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%

五〇・〇二のうち 第五〇類 生糸(よつてないものに限る。) 二 その他のもの 一 紡のくず(織糸に適しない繭、絹ノイル及び	四九・一〇 絵葉書、クリスマスカードその他これらに類する絵入りのカード(印刷したものに限るものとし、トリミングしてあるかどうかを問わない。) カレンダー(カレンダー・プロフクを含むものとし、紙製又は板紙製のものに限る。) 一 写真、印刷した絵画及びその他の印刷物 二 その他のもののうち 一 広告用の印刷した書籍(板とじのもの、パンフレット及びリーフレットを含む。)及び定期刊行物以外のもの	四九・一一のうち 一 写真 二 その他のもののうち 一 広告用の印刷した書籍(板とじのもの、パンフレット及びリーフレットを含む。)及び定期刊行物以外のもの	五〇・〇三 無税 一五%	五〇・〇三 無税 一五%	五〇・〇三 無税 一五%	五〇・〇三 無税 一五%
			七・五%	七・五%	七・五%	七・五%
			七・五%	七・五%	七・五%	七・五%

昭和四十三年四月一（丁）五日 衆議院会議録第二十八号〔〕 関税及び貿易に関する一般協定のジユネーヴ講定書（一千九百六十七年）及び関係交換公文の締結について承認を求める件

八九二



昭和四十三年四月二十五日

議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件 八九四



昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号

五九・〇三	不織布及びその製品（塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。）	一 フェルト 二 フェルト製品	一〇・五 %
五九・〇四	綿製のもの その他のもの	一 不織布の製品 二 編製のもの	一四 %
五九・〇五	ひも、綱及びケーブル（組んであるかどうかを問わない。）	一 編製のもの 二 黄麻製又はマニラ麻製のもの 三 亜麻製、ラミー製、大麻製又はサイザル麻製のもの 四 合成纖維製のもの 五 その他のもの	一〇 %
五九・〇六	漁網（製品にしたもので、糸、ひも又は綱で作つたものに限る。）並びに網及び網地（ひも又は綱で作つたものに限る。）	一 編製のもの 二 亜麻製、ラミー製、大麻製、黃麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの 三 合成纖維製のもの 四 その他のもの	一〇 %
五九・〇七	糸、ひも、綱又はケーブルのその他の製品（紡織用纖維の織物類及びその製品を除く。）	一 亜麻製、ラミー製、大麻製、黃麻製、マニラ麻製又はサイザル麻製のもの 二 合成纖維製又はアセテート纖維製のもの 三 その他のもの	一〇 %
五九・〇八	紡織用纖維の織物類（セルロース誘導体その他的人造プラスチックを塗布し又はしみ込まれたものに限る。）	一 その他のもの	一五 %
五九・〇九	紡織用纖維の織物類（乾性油の調製品又は油を塗布し又はしみ込まれたものに限る。）	一 トレー・シングクロス及び画用カンバス 二 その他のもの	一〇・五 %
五九・一〇	紡織用纖維の織物類（メリヤス編み又はクロセ編み又はクロセ編みのものを除く。）	一 トレー・シングクロス及び画用カンバス 二 その他のもの	一四 %
五九・一一	その他の紡織用纖維の織物類（塗布し又はしみ込まれたものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いる絵模様を描いた織物類	一 ゴム加工した紡織用纖維の織物類（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	一五 %
五九・一二	ゴム糸を用いた紡織用纖維の織物類及びトリミング（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	二 その他のもの	一〇 %
五九・一三	ゴム糸を用いた紡織用纖維の織物類及びトリミング（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	一 編製のもの 二 その他のもの	一〇 %
五九・一四	ゴム糸を用いた紡織用纖維の織物類及びトリミング（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	一 ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するしん（紡織用纖維を織り、組み又は編んだものに限る。）ガスマントル用の管状編物及び白熱ガスマントル	一〇・五 %





昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第一二八号(一) 國稅及び貿易に關する一般協定のジーネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

六四・〇三	二 合成纖維製のもの 三 その他のもの サイザル麻製のもの 綿製のもの その他のもの	一一〇% 一〇% 一一〇% 一一〇% 一一〇%
六四・〇四	一 ターポリン、帆、日よけ、テント及びキャンプ用品 二 亞麻製、ラミー製又は黄麻製のもの 二 その他のもの 綿製のもの その他のもの	一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
六二・〇五	一 紡織用纖維のその他の製品(ドレスパターンを含む) 二 紡製のもの その他のもの	一〇% 一一〇% 一一〇% 一一〇% 一一〇%
六三・〇一	中古の紡織用纖維製の衣類、衣類附属品、ひざ掛け、毛布、家庭用のリネン及び室内用品(第五八・〇一号、第五八・〇二号又は第五八・〇三号に該当する物品を除く)並びに中古のはき物及び帽子(ばら積み又はペール、サックその他これらに類する包装のものに限る)ぼろ並びにひも、綱又はケーブルのくず及びひも、綱又はケーブルの製品のくず	一一〇% 一一〇% 一一〇% 一一〇% 一一〇%
第六三類		
六二・〇一	一 紡織用纖維のその他の製品(ドレスパターンを含む) 二 紡製のもの その他のもの	一〇% 一一〇% 一一〇% 一一〇% 一一〇%
六四・〇五のうち	一 はき物の部分品(甲、中敷き及びねじ止め式かとを含むものとし、金属製のものを除く) 二 その他のもの ゲートル、スパツ、レギンス、クリケット用すね当て、サッカーユ用すね当てその他これらに類する製品及びこれらの部分品 一 革製のもの及び毛皮を用いたもの 二 その他のもの	一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一七・五% 一七・五% 一七・五% 一七・五% 一七・五%
六四・〇六		
六四・〇四		
六五・〇一	一 帽体(フェルト製のもので、成型し又はつばを付けてないものに限る)並びにフェルト製のプラトウ及びマッシュン(スリットマンションを含む) 二 フェルト製の帽子(第六五・〇一号に該当するフェルト製の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない) 一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの 二 その他のもの	一一五% 一一五% 一一五% 一一五% 一一五% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇% 一〇%
六五・〇三		
六五・〇四	一 帽子(組んだもの及び組物その他の物品のストリップで作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない) 一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの	四〇% 四〇% 四〇% 四〇% 四〇%

昭和四十三年四月二十五日

衆議院会議録第二十八号(一) 関税及び貿易に関する一般協定のジーネーヴ議定書(一千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

九〇二

九〇一

## 六五・〇五

## 二 その他のもの

帽子(ヘアネットを含み、メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。)で作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)

## 六五・〇六

その他の帽子(裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)

一 外側が毛皮製のもの  
二 草製のもの及び毛皮付きのもの(一に掲げるものを除く。)

## 六五・〇七

三 その他のもの

帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットアンデーション、ハットフレーム(オペラハット用のスプリングフレームを含む。)、ひさし及びあごひも

## 第六六類

## 六六・〇一

かさ(つえ兼用がさ、アンブレラテント、ビーチパラソルその他これらに類する物品を含む。)つえ(登山用つえ及びシートスチックを含む)、わちその他これらに類する物品

一 貴金属、これを張り若しくはめつきし

た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、

二 その他のもの  
第六六・〇一号又は第六六・〇二号に該当する物品の部分品、トリミング及び附属品

一 貴金属、これを張り若しくはめつきし

た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、

ぞうげ又はべつこうを用いたもの  
二 その他のもの

第六六・〇二号又は第六六・〇二号に該当する物品の部分品、トリミング及び附属品

一 貴金属、これを張り若しくはめつきし

た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、

ぞうげ又はべつこうを用いたもの  
二 その他のもの

二五%	一一・五%
一一〇%	一一一・五%
三四〇%	一二〇%
一五%	一五%
一〇%	一〇%

## 六七・〇一

## 第六七類

羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥のわた毛並びにこれらの製品(第〇五・〇七号に該当する物品並びに加工した羽軸及び羽茎を除く。)

人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品

人造プラスチック製のもの

人髪(仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。)及びかつらその他これらに類する物品の製作用に調製した羊毛その他の

二〇%	一〇%
一〇%	一〇%

## 第六八類

## 六八・〇一

道路その他の舗装に用いる石、織石及び敷石  
(天然石製のものに限るものとし、ストレート製のものを除く。)  
石碑用又は建築用の石(加工したものに限るものとし、第六八・〇一号又は第六九類に該当するものを除く。)及びその製品(モザイクキューブを含むものとし、第六八・〇一号又は第六九類に該当するものを除く。)

## 一 大理石(みがいたものに限る。)及び大理石製品

## 二 大理石の板(みがいたものに限る。)

## 三 その他のもの

## 六八・〇二

スレート(加工したものに限る。)及びスレート製品(凝結スレート製品を含む。)

## ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品(研磨用、整形用又は切断用のホイール、ヘッド、ディスク及びボイントを含み、フレームに取り付けたものを除くものとし、しん、柄、ソケット、軸その他これらに類する物品(材料を問わない。)を有するかどうかを問わない。)及びこれらのセグメントその他完成功能で、天然石(凝結したものであるかどうかを問わない。)製(凝結した天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの

## 一 大理石(みがいたものに限る。)及び大理石製品

## 二 大理石の板(みがいたものに限る。)

## 三 その他のもの

## 六八・〇三

スレート(加工したものに限る。)及びスレート製品(凝結スレート製品を含む。)

ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品(研磨用、整形用又は切断用のホイール、ヘッド、ディスク及びボイントを含み、フレームに取り付けたものを除くものとし、しん、柄、ソケット、軸その他これらに類する物品(材料を問わない。)を有するかどうかを

問わない。)及びこれらのセグメントその他完成功能で、天然石(凝結したものであるかどうかを問わない。)製(凝結した天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの

## 一 ダイヤモンドカッティングホイール

## 二 ダイヤモンドグラインディングホイール

## 三 その他のもの

## (一) 人造研磨材料製のもの

## (二) その他のもの

## 六八・〇五

低石その他これに類する物品(手とお用のものとし、天然石製、凝結した天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のものに限る。)

## 六八・〇六のうち

## 一

## 二

## 三

## 四

## 五

## 六

## 七

## 八

## 九

## 十

## 十一

## 十二

## 十三

## 十四

## 十五

## 十六

## 十七

## 十八

## 十九

## 二十

## 二十一

## 二十二

## 二十三

## 二十四

## 二十五

## 二十六

## 二十七

## 二十八

## 二十九

## 三十

## 三十一

## 三十二

## 三十三

## 三十四

## 三十五

## 三十六

## 三十七

## 三十八

## 三十九

## 四十

## 四十一

## 四十二

## 四十三

## 四十四

## 四十五

## 四十六

## 四十七

## 四十八

## 四十九

## 五十

## 五十一

## 五十二

## 五十三

## 五十四

## 五十五

## 五十六

## 五十七

## 五十八

## 五十九

## 六十

## 六十一

## 六十二

## 六十三

## 六十四

## 六十五

## 六十六

## 六十七

## 六十八

## 六十九

## 七十

## 七十一

## 七十二

## 七十三

## 七十四

## 七十五

## 七十六

## 七十七

## 七十八

## 七十九

## 八十

## 八十一

## 八十二

## 八十三

## 八十四

## 八十五

## 八十六

## 八十七

## 八十八

## 八十九

## 九十

## 九十一

## 九十二

## 九十三

## 九十四

## 九十五

## 九十六

## 九十七

## 九十八

## 九十九

## 一百

## 一百零一

## 一百零二

## 一百零三

## 一百零四

## 一百零五

## 一百零六

## 一百零七

## 一百零八

## 一百零九

## 一百零十

## 一百零十一

## 一百零十二

## 一百零十三

## 一百零十四

## 一百零十五

## 一百零十六

## 一百零十七

## 一百零十八

## 一百零十九

## 一百二十

昭和四十三年四月二十五日

関税及び貿易に関する一般協定のジエーネー<sup>1</sup>議定書(一千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

九四

七〇・〇五	板ガラス（色きせのものを含むものとし、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のもので、加工してないものに限る。）	一〇%																										
一 無色平面のもの	(一) 厚さが二・五ミリメートル以下のも	一〇%																										
の	(二) 厚さが二・五ミリメートルをこえ、四ミリメートル以下のもの	一五%																										
二 その他のもの	(三) 厚さが四ミリメートルをこえるもの	一〇%																										
みがき板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含み、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもの、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限るものとし、表面をみがいてあるかどうかを問わない。）並びに絶縁用複層ガラス及びステンドガラスその他これに類するガラス	正方形又は長方形のものに限るものとし、さらに加工したものとし、さ	一五%																										
安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。）	を入れたものを含み、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもので、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限るものとし、表面をみがいてあるかどうかを問わない。）並びに絶縁用複層ガラス及びステンドガラスその他これに類するガラス	一五%																										
ガラス鏡（パックミラーを含むものとし、わく付きであるかどうかを問わない。）	ガラス製のびん、ジャー、つぼ、チャーブ状容器その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するものに限る。）及びガラス製の栓その他これに類する物品	一五%																										
ガラス製のバルブ、チューブその他これらに	ガラス（色きせのものを含むものとし、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のもので、加工してないものに限る。）	一五%																										
七〇・一一	七〇・一〇	七〇・〇九	七〇・〇八	七〇・〇七	七〇・〇六	七〇・〇五	七〇・一二	七〇・一一のうち	七〇・一三	七〇・一四	七〇・一五	七〇・一六	七〇・一七	七〇・一八	七〇・一九	七〇・一〇	七〇・一一											
一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一八%	七・五%	七・五%	一〇%																	
二 その他のもの	魔法びんその他の真空容器に用いるガラス製のびん及びそのブランク	一五%																										
一 石英ガラス製のもの	ガラス製品（通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇・一九号に該当するものを除く。）	一五%																										
コップ類及び室内装飾用品（貴金属又はこれをめつきした金属を用いたものを除く。）	コップ類及び室内装飾用品（貴金属又はこれをめつきした金属を用いたものを除く。）	一五%																										
以外のもの	ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研磨したもの及び光学ガラス製のものを除く。）	一五%																										
ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研磨したもの及び光学ガラス製のものを除く。）	ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研磨したもの及び光学ガラス製のものを除く。）	一五%																										
時計用ガラスその他これに類するガラス（サングラス用のものを含み、曲面のもの、曲げたものその他これらに類する形状のものに限るものとし、視力矯正レンズ用のものを除く。）並びにこれらの製造に用いる球面ガラス及びそのセグメント	時計用ガラスその他これに類するガラス（サングラス用のものを含み、曲面のもの、曲げたものその他これらに類する形状のものに限るものとし、視力矯正レンズ用のものを除く。）並びにこれらの製造に用いる球面ガラス及びそのセグメント	一五%																										
めがね用のガラス	めがね用のガラス	一五%																										
その他のもの	ガラス製のれんが、タイル、スラブ、舗装用ブロックその他通常建築用に供するプレス製品及び成型製品並びにブロック、スラブ、板、パネルその他これらに類する形状の多泡ガラス	一五%																										
理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかどうかを問わない。）及びガラス製のアンブル	ガラス製のれんが、タイル、スラブ、舗装用ブロックその他通常建築用に供するプレス製品及び成型製品並びにブロック、スラブ、板、パネルその他これらに類する形状の多泡ガラス	一五%																										
一 石英ガラス製のもの	理化学用のガラス製品	一五%																										
二 その他のもの	理化学用のガラス製品	一五%																										
七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	一〇%									





昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号(一) 關稅及び貿易に関する一般協定のジユネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

九〇八

七三・〇一のうち	二 スピーゲル 一 フェロアロイ
七三・〇二	一 フェロシリコン 二 フェロマンガン 四 フェロニッケル 五 その他のも
七三・〇三	フェロモリブデン及びフェロタングステン
七三・〇四	その他のも
七三・〇五のうち	鉄鋼のくず
七三・〇六	鉄鋼のショット及びグリット(選別したものであるかどうかを問わない)並びに鉄鋼のワイヤーペレット
七三・〇七	鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼
七三・〇八	二 その他のもの 海綿鐵 その他のも
七三・〇九	パドルバー及びパドルパイリング並びに鉄鋼のインゴット、ブロック、ランプその他これらに類する形狀のもの
七三・一〇	一 インゴット 二 その他のもの
七三・一〇八	鉄鋼のブルーム、ビレット、スラブ及びシートバー(チップレートバーを含む)並びに鉄鋼の荒鐵造品
一 棒	一 荒鐵造品 二 その他のも
七三・一〇九	鉄鋼のコイル(再圧延用のものに限る)
七三・一〇九	鉄鋼のユニアーサルプレート
七三・一〇九	鉄鋼の棒(線材を含むものとし、熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る)及び中空マイニングドリル鋼
一 棒	一 クラッドのもの及びめつきしたも

一 五 %	七 · 五 %	六 · 一 五 %	六 · 一 五 %	一 〇 %	一 五 %	一 五 %	一 〇 %	一 五 %	一 五 %
一 一 · 五 %	六 · 一 五 %	六 · 一 五 %	一 一 · 五 %	一 〇 %	一 一 · 五 %	一 〇 %	一 〇 %	一 〇 %	一 一 · 五 %
一 一 · 五 %	七 · 五 %	七 · 五 %	一 一 · 五 %	一 〇 %	七 · 五 %	五 %	一 〇 %	一 〇 %	一 一 · 五 %
一 五 %	一 五 %	一 五 %	一 五 %	一 〇 %	一 五 %	一 五 %	一 〇 %	一 五 %	一 五 %

---

• 1111 • 1111 • 1111 • 1111

**A** 冷間成形又は冷間仕上げをしたもの  
**B** その他のもの  
**C** 線材(巻いたものに限る。)  
**D** その他のもの  
**E** 中空マイニングドリル鋼  
**F** 形鋼(熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。)及び鋼矢板(鋼矢板にあつては、あなをあけてあるか、又は組み合わせてあるかどうかを問わない。)  
**G** 一 形鋼  
**H** 二 鋼矢板  

鉄鋼の帶(熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。)

一 クラッドのもの及びめつきしたるもの

(H) クラッドのもの

(D) サナをめつきしたもの

(E) 亜鉛をめつきしたもの

(F) その他もの

二 卷いたもの

(H) その他もの

三 その他(他のもの)

(H) 厚さが三ミリメートルに満たないもの

(D) 厚さが三ミリメートル以上で、六ミリメートルに満たないもの

一 五 %	一 五 %	一 五 % % % %	一 一 % %	一 一 % % % %	一 一 % %	一 一 % %	一 一 % %
七 • 五 %	七 • 五 %	七 • 五 % % % %	七 • 五 % %	七 • 五 % % % %	七 • 五 % %	七 • 五 % %	七 • 五 % %

七三・一四	〔三〕 厚さが六ミリメートル以上のもの 鐵鋼の線(塗装してあるかどうかを問わないものとし、電気絶縁をしたものと除く。) 二 その他のもの	一五 %
七三・一五のうち	合金鋼及び高炭素鋼(第七三・〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。)	一五 %
七三・一六	一 合金鋼 〔H〕 高速度鋼(クロムの含有量が全重量の三%以上、タンクステン及びモリブデンの含有量の合計が全重量の八%以上のものに限る。) B その他のもの 〔D〕 バイメタル(板又は帶のもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%をこえるものに限る。) 〔E〕 その他のもののうち 合金工具鋼(タンクステン又はモリブデンの含有量が全重量の〇・五%以上のものに限る。)以外のも	一五 %
七三・一七	二 高炭素鋼(一に掲げるものを除く。) 鐵鋼製の軌条、チエックレール、尖端軌条、クロッシング、クロッシングビース、転轍棒、齒形軌条、まくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、ベッドプレート及びタイ並びに軌条の接続又是取付けにもつばら用いるその他の鐵鋼製の材料(鐵道線路の建設材料に限る。) 一 軌条 二 その他のもの	一五 %
七三・一八	鉄鋼管 一 合金鋼(この類の注1(d)に定めるもの	一五 %
七三・一九	〔二〕 をいう。)のもの 水力発電用高圧導水鋼管(補強してあるかどうかを問わない。) 鐵鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他の管用継手 铸鐵製又は可鍛鐵製のもの その他もの	一五 %
七三・一〇		一五 %
七三・一一	構造物及びその部分品(たとえば、家屋、橋、橋脚、水門、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓戸、よろい戸、手すり及び柱。鐵鋼製のものに限るものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない。)並びに構造物用に加工した鐵鋼製の板、帶棒、形材、管その他の材料 無水式ピストン型ガスホールダーの部分品 その他もの	一五 %
七三・一二		一五 %
七三・一二三	鐵鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器(機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。) 無水式ピストン型ガスホールダー その他もの	一五 %
七三・一二四	ドラム、かん、箱その他これらに類する容器(通常輸送用又は包装用に供するもので、鐵鋼の板で製造したものに限る。) 鐵鋼製の圧縮ガス充てん用シリンドラーその他これに類する耐圧容器	一五 %
七三・一二五	より線、ケーブル、ロープ、組ひも、スリングその他これらに類する物品(鐵鋼の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものと除く。) 鐵鋼製の有刺線及び鐵鋼製の帶又は平線をねじつたもの(有刺のものであるかどうかを	一五 %
七三・一二六		一五 %
七三・一九	〔二〕 をいう。)のもの 水力発電用高圧導水鋼管(補強してあるかどうかを問わない。) 鐵鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他の管用継手 铸鐵製又は可鍛鐵製のもの その他もの	一五 %
七三・一九		一五 %
七三・二〇	〔二〕 をいう。)のもの 水力発電用高圧導水鋼管(補強してあるかどうかを問わない。) 鐵鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他の管用継手 铸鐵製又は可鍛鐵製のもの その他もの	一五 %
七三・二一		一五 %
七三・二二	〔二〕 をいう。)のもの 水力発電用高圧導水鋼管(補強してあるかどうかを問わない。) 鐵鋼製のジョイント、エルボー、ユニオン、フランジその他の管用継手 铸鐵製又は可鍛鐵製のもの その他もの	一五 %
七三・二三		一五 %
七三・二四		一五 %
七三・二五		一五 %
七三・二六		一五 %

昭和十四年四月二十五日 衆議院会議録第十八号(一) 関税及び貿易に関する一般協定のシエネーヴル議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件 九一〇

問わない。)及びゆるくよつた二重線で欄用のものを除く。)及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。)

ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品(鉄鋼の線を用いて製造したものに限る。)

ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品(鉄鋼の線を用いて製造したものに限る。)

鉄鋼製のエキスパンションダッドスター

鉄鋼製のくさり及びくさり部分品

鉄鋼製のいかり及びいかり部分品

鉄鋼製のくさり、びよう、またくさり、かぎくさり、波形くさり、かすがい、飾りくさり、スペイク及び画びよう(銅以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。)

鉄鋼製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリュースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。)並びに鉄鋼製のねじ(スクリューフック及びスクリューリングを含む。)、リベット、コッター、コッターピン、座金及びばね座金

鉄鋼製の手縫針(ししゅう用のものを含む。)、じゅうたん用手針、手編針、ボドキン、クロス手針その他これらに類する物品及びししゅう用あなたけ手針(これらのブランクを含む。)

鉄鋼製のビン(ハットビンその他の装飾用のもの及び画びようを除く。)、ヘアピン及びカールグリップ

鉄鋼製のはね及びばね板

一 自動車用のシャシばね及びそのばね板

二 その他のもの

ストーブ(セントラルヒーティング用の補助ボイラーや有するものを含む。)、レンジ、調理用加熱器、炉、ガスこんろ、バーナーを有するさらあたため器その他これらに類する物品(家庭用のものに限るものとし、電気式の

一五% 七・五%

七四・〇一 第七四類	銅のマット、塊(精製してあるかどうかを問わない。)及びくず	一五% 七・五%
	一 マット、セメントカッパー及び自然銅	一五% 七・五%
	二 塊(一に掲げるものを除く。)	一五% 七・五%
	(H) 製錬用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。)	一五% 七・五%
	口 その他のもの	一五% 七・五%
	銅(合金を除く。)のもの(銅の含有量が全重量の九五・〇%をこえるものに限る。)	一五% 七・五%
	ブリストーネ銅の棒	一五% 七・五%
	その他のもの	一五% 七・五%
一キログラムにつき二七円	八・五%	無税
一キログラムにつき二十四円	八・五%	無税



昭和四十三年四月二十五日

關税及び貿易に関する一般協定のジエネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係文書公文の締結について承認を求める件

九一

二 線	(+) ニッケル(合金を除く。)のもの (+) ニッケル合金のもの	一五〇% 一五%	一一・五%	一五%	一一・五%	一一・五%
ニッケルの板、帶、はく、粉及びブレーク はく(浮出し模様を付けたもの、切つ たもの、あなたをあけたもの、塗装した もの、印刷したもの及び紙その他の補 強材で裏張りしたものを含むものと し、はくの厚さ(補強材の厚さを除 く)(が〇・一五ミリメートル以下のも のに限る)、粉及びブレーク	(+) ニッケル(合金を除く。)のもの (+) ニッケル合金のもの	四五% 一キログラムにつき二〇〇円	一キログラムにつき一〇〇円	一キログラムにつき一〇〇円	一キログラムにつき一〇〇円	一キログラムにつき一〇〇円
二 その他のも	(+) ニッケル(合金を除く。)のもの (+) ニッケル合金のもの	三一〇% 一五%	一一・五%	一五%	一一・五%	一五%
ニッケルの管、素管及び中空棒並びにニッケ ル製のジョイント、エルボー、ソケット、フ ランジその他の管用継手	一 ニッケル(合金を除く。)のもの 二 ニッケル合金のもの	一一〇% 一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
ニッケル銅合金(ニッケルの含有量 が全重量の六〇%以上で七〇%以下 のものに限る。)の管、素管及び中空 棒	二 ニッケル銅合金(ニッケルの含有量 が全重量の六〇%以上で七〇%以下 のものに限る。)の管、素管及び中空 棒	一一五% 一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
その他のもの	一 他のニッケル製品 二 貴金属をめつきしたもの	一〇〇% 五〇% 二五% 一〇%	一〇〇% 一キログラムにつき三〇〇円 一キログラムにつき一五〇円	一〇〇% 一キログラムにつき一〇〇円	一〇〇% 一キログラムにつき一〇〇円	一〇〇% 一キログラムにつき一〇〇円
七五・〇六	七五・〇五	七五・〇五	七五・〇五	七五・〇五	七五・〇五	七五・〇五
第七六類						

七六・〇一	アルミニウムの塊及びくず	一一〇%	一〇%
一塊	(一) アルミニウム(合金を除く。)のもの	一一〇%	一一〇%
二くず	(二) アルミニウム合金のもの	一一〇%	一一〇%
七六・〇一	アルミニウムの棒、形材及び線	一八%	一八%
一 棒及び形材		一六%	一六%
二 線		一五%	一五%
七六・〇三	アルミニウムの板及び帯	二五%	二五%
七六・〇四	アルミニウムのはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなたをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたもの)を含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・二ミリメートル以下のものに限る。)	二五%	二五%
七六・〇五	アルミニウムの粉及びフレーク	一八%	一八%
七六・〇六	アルミニウム製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用接手	一六%	一六%
七六・〇八	構造物及びその部分品(たとえば、家屋、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、手すり及び柱。アルミニウム製のものに限るものとし、完成しているか、又は組み立てあるかどうかを問わない。)並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他の材料	一〇%	一〇%
七六・〇九	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器(機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有しないもので、内容積が三〇〇リットルをこえるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。)	一一〇%	一一〇%
七六・一〇	アルミニウム製のドラム、かん、箱その他のこれらに類する容器(チニープ形のものを含むものとし、通常輸送用又は包装用に供するものに限る。)	一一〇%	一一〇%
七六・一一	アルミニウム製の圧縮ガス充てん用シリコン	一一〇%	一一〇%
七六・一二	ダーニ他これに類する耐圧容器	一一〇%	一一〇%
七六・一三	より線、ケーブル、ロープ、組ひもその他これらに類する物品(アルミニウム製の線を用いて製造したものに限る。)	一一〇%	一一〇%
七六・一四	アルミニウム製のエキスパンションメタル	一一〇%	一一〇%
七六・一五	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(アルミニウム製のものに限る。)	一一〇%	一一〇%
七六・一六	その他のアルミニウム製品	一一〇%	一一〇%
七七・〇一	マグネシウムの塊及びくず(大きさをそろえた削りくずを除く。)	一一〇%	一一〇%
一塊		一一〇%	一一〇%
二くず		一一〇%	一一〇%
七七・〇一	マグネシウムの棒、形材、線、板、帶、はく、粉、フレーク、管、素管及び中空棒並びに大きさをそろえたマグネシウムの削りくず	一一〇%	一一〇%
七七・〇三	その他のマグネシウム製品	一五%	一五%
七七・〇四	ペリウム及びその製品	一〇%	一〇%
一塊及び粉		一〇%	一〇%
二くず		一〇%	一〇%
三 その他のもの		五%	五%
七八・〇一	第七八類 鉛の塊(銀を含有するものを含む。)及びくず	一一〇%	一一〇%
一塊	(一) 鉛(合金を除く。)のもの	一一〇%	一一〇%
A 電解精製用のもの(鉛の含有量が		一七・五%	一七・五%
		五%	五%
		一〇%	一〇%

昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号】 関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

九一四

八一〇・一	第八一類	八一〇・一のうち	すずの塊及びくず	一塊	一五%	一五%
		八一〇・二	(1) すず合金のもの	一〇%	一〇%	一〇%
		八一〇・三	(2) すずの棒、形材及び線	一〇%	無税	無税
		八一〇・四	すずの板及び帶	一〇%	一〇%	一〇%
		八一〇・五	すずのはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたもの)を含むものとし、はくの重量(補強材の重量を除く。)が一平方メートルにつき一キログラム以下のものに限る。)、粉及びフレーク	一〇%	七・五%	七・五%
		八一〇・六	すずの管、素管及び中空棒並びにすず製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	一〇%	一〇%	一〇%
		その他	その他のすず製品	一〇%	七・五%	七・五%

八一〇・一	第八二類	八一〇・一	手道具(スピード、ミヨベル、つるはし、くわ、フォーク、レーキ及びなた、なたがまその他のおのの類並びに農業用、園芸用又は林業用のかま、草切具、草刈りばさみ、くさびその他の道具に限る。)	一塊 一キログラムにつき四〇円 一キログラムにつき八〇円 一キログラムにつき七〇円	無税 五% 無税 五% 無税	一〇% 一〇% 無税 五% 無税



八二・一四	二 その他もの 一 貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	刃物(ペーパーナイフその他これに類する物品を除く。)	四〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
八二・一五	二 その他もの 一 貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	スプーン、フォーク、ファイフシューイーター、バーナナイフ、ひしやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具	一八%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
八二・一六	三号又は第八二・一四号に該当する物品に用いるものに限る。)	貴金属をめつきした金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	四〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
八三・〇一	二 その他もの	卑金属製の柄(第八二・〇九号、第八二・一三号又は第八二・一四号に該当する物品に用いるものに限る。)フレーム(ハンドバッグ、トランクその他これらに類する物品に用いるもので、錠と一体のものに限る。)並びにこれらのかぎ(完成したかぎであるがどうかを問わない。)及び部分品(卑金属製のものに限る。)	一〇%						
八三・〇二	二 貴金属をめつきしたものの 一 貴金属	錠(かぎを用いるもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。)フレーム(ハンドバッグ、トランクその他これらに類する物品に用いるもので、錠と一体のものに限る。)並びにこれらのかぎ(完成したかぎであるがどうかを問わない。)及び部分品(卑金属製のものに限る。)	一〇%						
八三・〇三	二 その他もの	金庫、金庫室、その内装材及びピラ並びにキャッシュボックスその他これらに類する物品(卑金属製のものに限る。)	一〇%						
八三・〇四	二 その他もの	貴金属製の書類整理箱、書だな、分類箱、書類入れその他これらに類する事務用具(第九四・〇三号に該当する家具を除く。)	一〇%						
八三・〇五	二 その他もの	卑金属製の書類とじ込み用金具、書類ばさみ、クリップ、ステープル、インデックスタグその他これらに類する事務用品	一〇%						
八三・〇六	二 その他もの	卑金属製の小像その他室内装飾品	一〇%						
八三・〇七	二 その他もの	ランプその他の照明器具及びその部分品(卑金属製のものに限るものとし、第八五類(第八五・一二号を除く。)に該当するスイッチ、ランプホールダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。)	一〇%						
八三・〇八	二 その他もの	卑金属製のフレキシブルチューブ	一〇%						
八三・〇九	二 その他もの	鉄鋼製のもの	一〇%						
八三・一〇	二 その他もの	卑金属製の取付具(ドアクローザーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。)及び	一〇%						
八三・一〇一	二 貴金属をめつきしたものの 一 貴金属	帽子掛け、ブレケットその他これらに類する支持具	一〇%						
八三・一〇二	二 その他もの	自動車(第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。)又はトレーラー(第八七・〇一一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る。)の部分品	一〇%						
八三・一〇三	二 貴金属をめつきしたものの 一 貴金属	金庫、金庫室、その内装材及びピラ並びにキャッシュボックスその他これらに類する物品(卑金属製のものに限る。)	一〇%						
八三・一〇四	二 貴金属をめつきしたものの 一 貴金属	貴金属製の書類整理箱、書だな、分類箱、書類入れその他これらに類する事務用具(第九四・〇三号に該当する家具を除く。)	一〇%						
八三・一〇五	二 貴金属をめつきしたものの 一 貴金属	卑金属製の書類とじ込み用金具、書類ばさみ、クリップ、ステープル、インデックスタグその他これらに類する事務用品	一〇%						
八三・一〇六	二 貴金属をめつきしたものの 一 貴金属	卑金属製の小像その他室内装飾品	一〇%						
八三・一〇七	二 貴金属をめつきしたものの 一 貴金属	ランプその他の照明器具及びその部分品(卑金属製のものに限るものとし、第八五類(第八五・一二号を除く。)に該当するスイッチ、ランプホールダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。)	一〇%						
八三・一〇八	二 貴金属をめつきしたものの 一 貴金属	卑金属製のフレキシブルチューブ	一〇%						
八三・一〇九	二 貴金属をめつきしたものの 一 貴金属	鉄鋼製のもの	一〇%						
八三・一〇一	二 貴金属をめつきしたものの 一 貴金属	帽子掛け、ブレケットその他これらに類する支持具	一〇%						

昭和四十三年四月二十五日

関税及び貿易に関する一般協定のジニエーブ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認並求める件

九一八

八四・一〇のうち	二 原動機の部分品 (二) その他のもの 機械駆動式のロードローラー	一一〇% 一五%	八四・一〇九
液体ポンプ(原動機付きのものを含むのとし、計器付きのものであるかどうかを問わない。)及びパケット式、チャーン式、スクリュー式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター	一 液体ポンプ及びその部分品 (一) 摂発油の計量販売用のポンプ(積算液量計及び電動装置を自蔵するものに限る。) 液体ポンプ及び電動装置を自蔵するものを除く。)	一一〇% 一〇%	八四・一五のうち
往復ポンプ、ギャボンプ、ペーンポンプ及びスクリューボンプ以外のもの	二 液体エレベーター及びその部分品 (二) 液体ポンプ(二)に掲げるものを除く。)	一一〇% 一〇%	八四・一四
気体ポンプ、真空ポンプ及び氣体圧縮機(原動機付きのもの及びガスターイン用のフリーピストン式圧縮機を含む。)並びにファン、送風機その他これらに類する機械	三 ファン、送風機その他これらに類する機械のうち (三) ディーゼル機関用排気タービン過給機 四 一から三までに掲げる機器の部分品 (四) 炉用バーナー(液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は氣体燃料用のものに限る。)及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械	一一〇% 一五% 七・五% 八四・一九	八四・一九
一 自動車用のもの 一 バーナー及びその部分品	八四・一八	一一〇% 一五% 七・五% 八四・一七	八四・一七
炉用バーナー(液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は氣体燃料用のものに限る。)及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械	八四・一六	一一〇% 一五% 七・五% 八四・一六	八四・一六
清浄用又は乾燥用の機械(びんその他の容器に用いるものに限る。)、充てん用、封口用、封止用、キャップシール取付け用又はラベルはり付け用の機械(びん、かん、箱、袋その他の容器に用いるものに限る。)、その他の包装機械、飲料用炭酸ガス注入機及びさら洗機	二 その他のもの (二) 遠心分離機及びその部分品 一 遠心分離機及びその部分品	一一〇% 一五% 七・五% 八四・一九	八四・一九
清浄用又は乾燥用の機械(びんその他の容器に用いるものに限る。)、充てん用、封口用、封止用、キャップシール取付け用又はラベルはり付け用の機械(びん、かん、箱、袋その他の容器に用いるものに限る。)、その他の包装機械、飲料用炭酸ガス注入機及びさら洗機	二 その他のもの (二) 電気冷蔵庫(容量が〇・一四一六立方メートル以上のものに限る。)、ガス冷蔵庫及び燈油冷蔵庫 一 冷蔵庫	一一〇% 一五% 七・五% 一〇%	八四・一五のうち
爐(工業用又は理化学用のものに限るものとし、転炉及び電気炉を除く。) 冷蔵庫(冷凍機構を自蔵するものに限る。)及び冷凍機構を有する機械(電気式のものであるかどうかを問わない。)	二 その他のもの (二) 電気冷蔵庫(容量が〇・一四一六立方メートル以上のものに限る。)、ガス冷蔵庫及び燈油冷蔵庫 一 冷蔵庫	一一〇% 一五% 七・五% 一〇%	八四・一四

昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第一二八号

開港及び貿易に関する一般協定のジエネーヴ議定書(一千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件。一九二〇年

# 一 オートマチッククラッピングマシン及び

二 その他のもの

八四・二〇  
二 その他のもの

重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅

八四・二一  
噴射用、散布用又は噴霧用の機器（手で操作するものであるかどうかを問わないものとし、液体用又は粉末用のものに限る。）及び消防器（消火剤を充てんしてあるかどうかを問わない。）並びにスプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付機その他これに類する機器

ノ四・三  
物上用荷扱用 税運用又に税運用の機械並びにテルハ及びコンベア(たとえばリフト、ホイスト、ワインチ、クレーン、トランスポーツータークレーン、ジャッキ、ブーリー、タックル、ベルトコンベア及びテルフエリックク。第八四・二三号に該当するものを除く。)一 クレーン、コンベア及びこれらの部分

一一

メカニカルショベル、コールカッター、エキスカベーター、スクレーパー、レベラー、ブルドーザーその他の掘削用、ならし用、突固め用、せん孔用又は採掘用の機械（自走式であるかどうかを問わないものとし、土壤用、鉱石用その他鉱物用のものに限る。）、除雪機（除雪用アタッチメントを含むものとし、自走式のものを除く。）及びいい打ち機

二 シュネルホーベルのもの  
三 その他のもの  
一 エキスカベーター、しゅんせつ機及び  
これらの部分品  
二 その他のもの

一五% 一五% 一五% 一五% 一五%  
一五% 一五% 一五% 一五% 一五%  
七•五% 七•五% 七•五% 七•五% 七•五%

七·五%  
七·五%

八四・二四

ブラウ、ハロウ、カルチベーター、播種機、肥料散布機その他農業用又は園芸用の機械（土壤整理用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー  
収穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の風力選別機その他これに類するクリーニング機及び卵等との他の農産物の分類機（第八四・二九号に該当するパン用穀物の製粉業用機械を除く。）  
酪農機械（搾乳機を含む。）  
プレス、破碎機その他の機械（ぶどう酒、りんご酒又は果汁の製造その他これらに類する用途に供するものに限る。）

八四  
• 二五

その他の農業用園芸用、家きんの飼育用又は養蜂用の機械、発芽用機器（機械装置又は加熱装置を有するものに限る。）並びに家きん用のふ卵器及び育すう器

パン用穀物の製粉業用機械及び穀物又は乾燥した豆の加工に使用するその他の機械（農場用のものを除く。）

八四  
•  
三

食品工業用の機械（ヘーカリー製品、菓子、ココア製品若しくはマカロニ、ラビオリ等）

---

1

他これらに類する穀物食品の製造用又は肉、魚、果実若しくは野菜の調製用のもの（ミン

八四

繊維素パルプ、紙又は板紙の製造用又は仕上

2

用の機械

八四  
三三

紙又は板紙の切断機及びその他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械

八四・三五のうち

品、印刷用のプロック、プレート、シリンドラーの調製又は加工に使用する機械（第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・四七号に該当するものを除く）、活字、紙型、母型、印刷用のプロック、プレート及びシリンドラー並びに製版用に平削りし、砂目にし、研摩し、又はその他の調製をしたプロック、プレート、シリンドラー及びリソグラフィックストーン

レート及びシリンドラー（製版用に調節する）  
したものを持む。）

一 印刷機及びその部品のうち  
自動二色刷り<sup>凸版</sup>葉印刷機（シリ  
ンダーの一回転で二色刷りを行なう  
ものに限る。）  
その他のもの（自動單色<sup>凸版</sup>葉印  
刷機及び自動平版枚葉印刷機を除  
く。）  
二 その他のも

八四・三七  
八四・三六  
人造織織用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、  
ねん糸機、合糸機、合ねん糸機及びかせ機(煙  
糸巻機を含む。)  
織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュー  
ル、レース、ししゅう布、トリミング、組み  
も又は網の製造機械並びにこれらに使用する  
糸を調整する機械(整経機及び整経のり付け機

機を含む)  
 一 織機  
 二 メリヤス機  
 三 その他のもの  
 ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャツ機

一 五 % % %	一 五 % % %	一 五 % % %	一 五 % % %	五 % %
七 七 • 五 % % %	七 • 五 % %	七 • 五 % %	七 • 五 % %	二 • 五 %

八四  
• 三九

八四・四〇  
清淨用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械（洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用纖維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。）、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械（織物類その他の材料にペーストを被覆するものに限る。）、印刷機（織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は拡色を印刷するものに限る。並びにこれに使用するプロック、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの

（上用又は塗装用の機械及びその部分品）  
（電気洗たく機及びその部分品）  
（その他のもの）

ミシン、ミシン用に特に作った家具及びミシン針  
（ミシン（その頭部を含む。）  
（通常家庭用に供するもの）  
（その他のもの）

单針直線縫いミシン及びオーバーパー

一五% 一五% 一五%  
% % %

---

七·五% 七·五% 七·五%  
% % %

トル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則としてもつぱら使用する部分品及び附属品

昭和四十三年四月二十五日

關稅及び貿易に関する一般協定のシユネーヴ議定書(一千九百六十七年)及び関係文書の締結について承認を求める件

九二

<p>ロックミシン その他のもの</p> <p>C 単軸自動旋盤（棒材用のものに限る。）</p> <p>数値制御式のもの</p>	<p>ミシン針</p> <p>三 ミシンの部分品並びにミシン用に特に作つた家具及びその部分品</p>
	<p>二 原皮、毛皮又は革のなめし準備機械、なめし機械及び加工機械（べつ製造機械を含むものとし、ミシンを除く。）</p>
	<p>一 転炉、取鋼、インゴット用鋳型及び鋳造機（冶金用又は金属鋳造用に供するものに限る。）</p>
	<p>一 鋳造機及びその部分品</p> <p>二 その他もの</p>
<p>八四・四五のうち</p> <p>八四・四四</p> <p>八四・四五</p> <p>一 工作機械</p> <p>(1) 旋盤</p> <p>A 普通旋盤（ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。）</p> <p>B 自動ならい旋盤（ベッド上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）</p> <p>数値制御式のもの</p> <p>その他もの</p>	<p>三 金属圧延機及びそのロール</p> <p>一 金属圧延機</p> <p>二 金属圧延機の部分品</p> <p>(1) ロール</p> <p>二 その他もの</p> <p>九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。</p>

*...and the world will be at peace.*

のもの  
テープルの直徑が二〇メートル以上のものに限  
るのうち  
動旋盤(六軸以下の構材  
のを除く)及び數値制御  
の以外のもの  
ならい旋盤



ことができる直径が一、二〇〇ミリメートル以上のものに限る。)及び平歯車研削盤以外のも

の

### 平歯車形削盤

その他のもの

#### (4) その他のもの

A プローチ盤(引張力が三〇重量トンに満たないものに限る。)

数值制御式のもの

その他のもの

B ホーニング盤(円筒形の内面の加工用のものに限る。)

数值制御式のもの

その他のもの

C ホーニング盤(円筒形の内面の加工用のものに限る。)

数值制御式のもの以外のもの

プローチ盤

その他のもの

二 その他のもの

ベンディングマシン

プレスのうち

数值制御式のもの以外のもの

剪断機のうち

数值制御式のもの以外のもの

四 錄造機(錄造ロール機を含む。)のうち

数值制御式のもの以外のもの

石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械(第八四・四九号に該当するものを除く。)

木材、ゴルク、骨、エボナイト、硬質人造プラスチックその他これらに類する硬質物の加工用の機械(第八四・四九号に該当するものを除く。)

八四・四七

八四・四六

一五%								
七・五%								

八四・五〇のうち	八四・四九	八四・四八
----------	-------	-------

八四・五一のうち	一	一	一	一	一	一	一	一
一 タイプライター	一	一	一	一	一	一	一	一
二 タイプライター	一	一	一	一	一	一	一	一
三 電動式タイプライター	一	一	一	一	一	一	一	一
四 計算機及び会計機、金銭登記機、郵便料金計算機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械	一	一	一	一	一	一	一	一
五 一 電子計算機	一	一	一	一	一	一	一	一
六 二 その他のもの	一	一	一	一	一	一	一	一
七 三 外のもの	一	一	一	一	一	一	一	一
八 三 電記会計機のうち	一	一	一	一	一	一	一	一
九 三 電子式のもの及び三則以上の計算機	一	一	一	一	一	一	一	一

一五%								
七・五%								

工機械(第八四・四九号に該当するものを除く。)  
第八四・四五号から第八四・四七号までに該当する機械に原則としてもつぱら使用する部品及び附属品(加工物保持具、ツールホールダ、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械に用いる物品を含む。)並びに手工具又は手持工具に用いるツールホールダ、手持工具(ニューマチックツール及び電気式でない原動機を自藏するものに限る。)  
一 ニューマチックツール及びその部分品  
二 その他のもの

溶接用、ろう付け用、切断用又は表面熱処理用の機器(ガスを用いて処理するものに限る。)  
一 数値制御式の機器以外のもの  
二 タイプライター(計算機構を有するものを除く。)及びチェックライター

一 タイプライター  
二 その他のもののうち  
三 電動式タイプライター(携帯用のものを除く。)以外のもの  
四 チェックライター

一 計算機及び会計機、金銭登記機、郵便料金計算機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械

一 電子計算機

二 その他のもの

三 電記会計機のうち

四 電子式のもの及び三則以上の計算機







## 機器

- 一 ラジオ受信機(シャシを含む)  
 (1) 音声再生機を自藏するもの  
 (2) その他のもの  
 シャシ  
 その他のもの

三五%  
 一七・五%  
 一〇%  
 九%  
 一五%

- 二 テレビジョン受像機(シャシを含む)  
 陰極線管の映像面の最大径が五三・三  
 四センチメートル以上のもの

一五%  
 二〇%  
 三〇%  
 一五%  
 一五%  
 一五%  
 一五%

- カラーテレビジョン受像機  
 その他のもの

- 三 レーダーのうち  
 航空機用のもの(機上用のものであ  
 るか、又は地上用のものであるかど  
 うかを問わない)以外のもの

一五%  
 二一・五%  
 一〇%  
 一五%  
 七・五%

- 四 その他の機器のうち  
 航空機用のもの(機上用のものであ  
 るか、又は地上用のものであるかど  
 うかを問わない)以外のもの

一五%  
 二〇%  
 一〇%  
 一五%  
 七・五%

- 五 一から四まで掲げる機器の部分品  
 鉄道、道路又は内陸水路の交通管制用の電気  
 式機器及びこれに類する港湾用又は空港用の  
 電気式機器

一五%  
 一五%  
 一五%  
 一五%  
 七・五%

- 六 八五・一六  
 八五・一七  
 八五・一八  
 八五・一九  
 固定式又は可変式の蓄電器  
 スイッチ、繼電器、ヒューズ、避雷器、サー  
 ジ抑制器、ブレーキ、ランプホールダー、タ  
 ミナル、ターミナルストリップ、接続箱その  
 他電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機  
 器、固定式又は可変式の抵抗器(ボテンシ  
 ョン

一五%  
 七・五%  
 七・五%  
 七・五%  
 一五%

- 七 八五・一一のうち  
 電気機器(原則としてもつばら他の機器の部  
 分品として使用されるもの及びこの類の他の  
 号に該当するものを除く)

- 八 二 その他のもののうち  
 信号発生器(周波数が一〇〇メガサ  
 イクル以上のものに限る)及び一に  
 掲げるものの部分品以外のもの

一五%  
 七・五%  
 七・五%  
 七・五%  
 一五%

メーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除  
 く。並びに配電盤及び制御盤

- 一 配電盤及び制御盤  
 二 その他のもの

一五%  
 一五%  
 一五%  
 一五%  
 七・五%

フィラメント電球及び放電燈(赤外線電球及  
 び紫外線電球を含む)、アーチ燈並びに写真  
 用せん光電球

- 一 白熱電球  
 二 その他のもの

一五%  
 一五%  
 一五%  
 一五%  
 七・五%

熱電子管、冷陰極管及び光電管(蒸氣又はガ  
 スを封入したもの、陰極線管、テレビジョン  
 用撮像管及び水銀アーク整流管を含む)、光  
 電池、トランジスターその他これに類する半  
 導体を有する物品並びに圧電気結晶素子

- 一 热電子管  
 二 理化学機器用のもの

一五%  
 一五%  
 一五%  
 一五%  
 七・五%

受信管(非一般用受信管(高信頼  
 管をいう)を除く)  
 その他のもの

一五%  
 一五%  
 一五%  
 一五%  
 七・五%

- 一 トランジスターその他これに類する半  
 導体を有する物品のうち  
 デルマニウムトランジスター

一五%  
 一五%  
 一五%  
 一五%  
 七・五%

三 その他のもの  
 電気機器(原則としてもつばら他の機器の部  
 分品として使用されるもの及びこの類の他の  
 号に該当するものを除く)

一五%  
 一五%  
 一五%  
 一五%  
 七・五%



昭和四十三年四月二十五日  
衆議院会議録第一一八号】 関税及び貿易に関する一般協定のジネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

九三〇

八七・一四 九〇・〇一	第九〇類 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたものを除く。)及び光学的に研摩してないガラスのものを除く。)及び偏光材料製の板 その他のもの	八九・〇一のうち 船舶(この類の他の号に該当するものを除く。 軍艦以外のもの 引き船 照明船、消防船、しゃんせつ船、起重機船その他の特殊船舶(航行以外の特殊機能を主とするものに限る。)及び浮きドック 解体用船舶 一 リバティ型船その他の戦時標準型貨物船、油槽船及び上陸用舟艇 二 貨物船(一に掲げるものを除く。) 三 輪送航空母艦 四 その他のもの 他船舶以外の浮き構造物	八九・〇一 八九・〇三 八九・〇四 八九・〇五	一〇% 一五% 一五% 一〇%	一五% 一五% 一五% 一五%	一五% 一五% 七・五% 七・五%	一五% 一五% 七・五% 七・五%	一〇% 一五% 一五% 一五%
九〇・〇一 九〇・〇二 九〇・〇三 九〇・〇四 九〇・〇五 九〇・〇六 九〇・〇七	第九〇類 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたものを除く。)及び光学的に研摩してないガラスのものを除く。)及び偏光材料製の板 その他のもの	二 その他 一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 屈折式の雙眼鏡及び双眼鏡(プリズム式であるかどうかを問わない。) 一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの合その他他の取付具(電波鏡測用のものを除く。) 一 写真機及び写真用せん光器具 (一) 顯微鏡用(暗箱を含む。) 二 製版用、エックス線用、書類複写用 又は医療用のもの その他のもの	九〇・〇一 九〇・〇二 九〇・〇三 九〇・〇四 九〇・〇五 九〇・〇六 九〇・〇七	一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%	一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%	一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%	一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%	一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%
九〇・〇一 九〇・〇二 九〇・〇三 九〇・〇四 九〇・〇五 九〇・〇六 九〇・〇七	第九〇類 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたものを除く。)及び光学的に研摩してないガラスのものを除く。)及び偏光材料製の板 その他のもの	一 その他 二 その他 一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 屈折式の雙眼鏡及び双眼鏡(プリズム式であるかどうかを問わない。) 一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの合その他他の取付具(電波鏡測用のものを除く。) 一 写真機及び写真用せん光器具 (一) 顯微鏡用(暗箱を含む。) 二 製版用、エックス線用、書類複写用 又は医療用のもの その他のもの	九〇・〇一 九〇・〇二 九〇・〇三 九〇・〇四 九〇・〇五 九〇・〇六 九〇・〇七	一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%	一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%	一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%	一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%	一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五% 一五%

昭和

関税及び貿易に関する一般協定のジユネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係文書の締結について承認を求める件

九三

九〇・一九	び附屬品並びに單に電動機で作動する機器 その他のもの	一五%
九〇・二〇	整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帶その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他の人造の人体の部分、補聴器及びそえ木その他の骨折治療具	一〇%
九〇・二一	整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帶その他これらに類する物品、義肢、義眼その他の人造の人体の部分(義歯を除く)及びそえ木その他の骨折治療具	一〇%
九〇・二二	その他もの	一五%
九〇・二三	エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器(写真用又は医療用のものを含む)並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の机、いすその他これらに類する物品	一〇%
九〇・二四	一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附屬品 二 理化学用のもの 三 その他のもの	七・五%
九〇・二五	偏光計、屈折計、分光計、ガス分析器その他の物理分析用又は化学分析用の機器及び粘度計、ポロシメーター、膨張計、表面張力計その他これらに類する測定用又は検査用の機器並びに光度計(露出計を含む)、熱量計その他の熱、光又は音の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム	一〇%
九〇・二六	気体、液体又は電気の積算用計器及びその検定用計器	七・五%
九〇・二七	速度計及び回転速度計(磁氣式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く)並びに積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコープ	一五%
九〇・二八のうち	電気式機器(測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る) 一 この類の注 <sup>6</sup> (a)に定めるもののうち オシロスコープ(周波数が三〇メガサイクル以上のものに限る)、真空管電圧計(周波数が一〇〇メガサイクル以上のものに限る)、マイクロ波測定器(周波数が一〇〇メガサイクル以上のものに限る)、周波数測定器(周波数が一〇〇メガサイクル以上のものに限る)、ノイズレーベルメーター、電界強度測定器、アドミッタンスブリッジ、インピーダンスブリッジ及び電子式の周波数又は周期の計数器以外のもの	一五%
九〇・二九	七・五%	
九〇・三〇	七・五%	
九〇・三一	七・五%	
九〇・三二	七・五%	
九〇・三三	七・五%	

昭和四十三年四月二十五日 航議院会議録第二十八号(一) 関税及び貿易に関する一般協定のシーネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

九三四

九一・〇一	懷中時計、腕時計その他の携帯時計(ストップウォッチを含む。)	一五%
九一・〇二	課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもの	一五%
九一・〇三	ストップウォッチ その他のもの	七・五%
九一・〇四	時計(ウォッチムームーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。) 一 ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 電気時計 その他のもの	一〇%
九一・〇五	一 計器盤用時計その他これに類する時計(車両用、航空機用又は船舶用のものに限る。) 電気時計 その他のもの	一〇%
九一・〇六	二 その他のもの	一〇%
九一・〇七	一 課税価格が一個につき五、〇〇〇円以下のもの ストップウォッチムームーブメント その他のもの	一〇%
九一・〇八	二 その他のもの その他の時計用ムームーブメント(組み立てたものに限る。) 携帯時計の側及びその部分品(半製品を含む。) 一 金型又は白金族の金属製のもの 二 その他のもの	一〇%
九一・〇九	時計のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に用いるもの並びにこれら部分品 一 貵金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	一五%
九一・一〇	三 その他のもの	一五%



昭和四十二年四月二十五日  
衆議院会議録第一二八号(一)、戸税及び貿易に関する一般協定のジエネラル議定書(一千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件の件名

九三六

九五・〇六	一さんごのもの	四〇%
九五・〇七	二 その他のもの	一〇%
九五・〇八	コロゾその他植物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	一〇%
九六・〇一	黒玉（鉱物性の黒玉類似品を含む）、こはく（凝結したものを含む）又は海泡石（凝結したものを持む）の加工品及び製品	一〇%
九六・〇二	成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作ったものに限る）並びに他の号に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化してないゼラチンの加工品（第三五・〇三号に該当するものを除く）及び製品	一〇%
一 ゼラチンカプセル	一	一〇%
二 その他のもの	二	一〇%
第九六類		
九六・〇一	ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限ることとに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。）	一〇%
九六・〇二	その他のほうき及びブラシ（機械の部分品として使用するブラシを含む）、ペイントローラー、スクイージー（ローラースクイージーを除く。）並びにモップ	一〇%
一 貴金属をめつきした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	一	一〇%
二 その他のもの	二	一〇%
(+) 歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆	四〇%	一〇%
(+) 機械の部分品として使用するブラシ	五%	一〇%
ほうき又はブラシの製造用に結束し又はふさ状に取りそろえた物品	一〇%	一〇%
九六・〇三		



貴石、半貴石、銀又は白金族の金属 を用いたもの	四五%
金を用いたもの（金の部分の価格が 全価格の八〇%に満たないものに限 る。）	五〇%
その他のもの	二五%
二 その他のもの	一〇%
喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の 喫煙用パイプの部分品（荒く成形した木製ブ ロックを含む。）並びにシガーホルダー、シ ガレットホールダー及びこれらの部分品	一〇%
一 貴金属、これを張り若しくはめつきし た金属、貴石、半貴石、真珠、さん ご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 貴石、半貴石、銀又は白金族の金属 を用いたもの	一〇%
金を用いたもの（金の部分の価格が 全価格の八〇%に満たないものに限 る。）	一〇%
二 その他のもの	一〇%
フエノール樹脂以外の合成樹脂製の もの	一〇%
くし、ヘアスライドその他これらに類する物 品	一〇%
一 貴金属をめつきした金属、さんご、ぞ うげ又はべつこうを用いたもの	一〇%
二 その他のもの	一〇%
コルセット・バスケットその他これに類する衣類用 又は衣類附属品用のサポート	一〇%
香水用その他化粧用の噴霧器及びその頭部 一 貴金属、これを張り若しくはめつきし た金属、貴石、半貴石、真珠、さん	一〇%
九八・一四	一〇%
九八・一三	一〇%
九八・一二	一〇%
九八・一一	一〇%
九八・一一	一〇%
九八・一〇	一〇%
九九・〇九	一〇%
九九・〇八	一〇%
九九・〇七	一〇%
九九・〇六	一〇%
九九・〇五	一〇%
九九・〇四	一〇%
九九・〇三	一〇%
九九・〇一	一〇%
九九・〇一	一〇%
書画（肉筆のものに限るものとし、第四九・ 〇六号に該当する工業用の図案及び手書きで 装飾した加工物を含まない。）	一〇%
銅版画、木版画、石版画その他の版画 彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品 (材料を問わない。)	一〇%
郵便切手、収入印紙及びこれらに類する物品 (封かん葉書、郵便葉書その他これらに類す るものに含むものとし、使用したもの及び本 邦において通用せず又は発行しないもので使 用してないものに限る。)	一〇%
収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、 解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又 は古錢に関するものに限る。）	一〇%
このとく（製作後一〇〇年をこえるものに限 る。）	一〇%
該当するものはない。	一〇%
第二部 特惠國税率表	一〇%
(附属書中わが国の譲許表以外の表は省略)	一〇%
書簡をもつて啓上いたします。本使は、関税及 び貿易に関する一般協定の締約国が主催した第 六回貿易交渉のわく内において日本国政府代表團 と歐州經濟共同体代表團との間に行なわれた討議 に言及するところに、「八七・〇二一」(ホイー ルベースが二七〇センチメートル以下の乗用自動 車)に関する日本国の譲許税率の修正について両 代表團の間に成立した次の取扱を日本国政府に代 表する	一〇%

わつて確認する光榮を有します。

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求める件

(二) 本件は、関税及び貿易に関する一般協定の締定書(千九百六十七年)に附屬している第三十八表の注釈の6は、日本国政府が、一定の条件が満たされた場合には、前記の品目に關する譲許税率を修正する旨を述べております。このような修正は、この書簡の附属書に規定するところに従つて行なわれるものであります。この取扱は、これに効力を生じさせるために必要な法律上の手続が日本において完了した旨を日本国政府が欧州経済共同体委員会に対して通告した日に効力を生じます。

本使は、貴官が欧州経済共同体に代わつて前記の取扱を確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かつて敬意を表します。

千九百六十七年六月三十日

在ジュネーヴ国際機関日本政府代表  
特命全權大使 青木 盛夫

附属書  
イタリア政府が、(1)及び(2)に規定する条件を満たすことに加えて、千九百七十年一月一日までに当該品目の日本国からの輸入を自由化するか又は当該品目に対して無差別の原則に基づいた自動輸入承認の待遇を与えるための措置及び交換部品の無制限な輸入を認めるための措置を執つた場合には、引下げの段階及び譲許税率は、次のとおりとなる。

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二年七月一日 二〇%

一九六八年七月一日 三四%

一九六九年七月一日 三〇%

一九七〇年七月一日 二八%

一九七一年七月一日 二四%

一九七二



に不利な影響を与える他のすべての要因、たとえば、当該産品のダンピングされない輸入の量及び価格、国内生産者相互間の競争並びに他の産品による代替又は消費者好みの変化に起因する需要の減少を検討するものとする。

(d) ダンピング輸入の影響は、同種の産品の生産を生産工程、生産者の充上げ、利潤等の基準により他の生産と区別することができる資料があるときは、同種の産品の国内生産との関連において評価されるものとする。同種の産品の国内生産がこれらの中止で区別されないとときは、ダンピング輸入の影響は、必要な情報を入手することができる最も狭い範囲の産品（同種の産品を含む）の生産を検討することにより評価されるものとする。

(e) 實質的な損害のおそれの決定は、事実に基づかなければならず、単に申立て、推測又は希薄な可能性に基づくものであつてはならない。ダンピングが実質的な損害を与えるような事態を生ずるに至る状況の変化は、明らかに予見され、かつ、急迫したものでなければならない。

(注2) ダンピング輸入が実質的な損害を与えるおそれがある事件に関する場合は、ダンピング防止措置の適用は、特別の注意をもつて検討され、及び決定されなければならない。

注1 この規約において「損害」とは、別段の定めがない限り、国内産業に対する実質的な損害、国内産業に対する実質的な損害のおそれ又は国内産業の確立の実質的な遅延を意味するものと解する。

注2 非常に近い将来においてダンピング価格による産品の輸入が実質的に増加すると信ずるに足りる確かな理由のあることが一例であるが、これに限らない。

第四条 産業の定義

(a) 損害の決定上、「国内産業」とは、同種の産品の国内生産者の全体又はこれらの生産者のうち

当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高的主要な部分を占めている生産者をいうものと解する。ただし、

(i) ダンピングされていると申し立てられた産

(ii) 例外的な状況においては、一国を当該生産について二以上の競争的市場に分割し、各市場別の生産者を別個の産業とみなすことができる。

(iii) ただし、各市場内のすべての生産者が輸送費の理由から当該産品の生産全部若しくはほとんど全部をその市場で販売され、その他のいづれかの場所で生産された当該産品の全部若しくはほとんど全部がその市場で販売されていないこと又はその市場における生産者が当該産業の他の生産者から同程度に孤立する結果をもたらす特別の地域的販売条件（たとえば、分配の伝統的な形態又は消費者の好み）があることを条件とする。もつとも、このような状況においては、損害がある場合のみのみ行なうことができる。

(iv) 二以上の国が一個の統一された市場の性格を有する統合の水準に達した場合には、統合された全地域における当該産業は、(a)に規定する産業とみなされる。

(v) 第三条(d)の規定は、この条について適用されるものとする。

C 調査及び行政上の手続

第五条 調査の開始及びその後の調査

(a) 調査は、通常、影響を受けた産業（注）のために行なわれた要請でダンピング及びその結果当該産業に生ずる損害の双方の証拠によつて裏づけられたものに基づいて開始するものとする。

(b) 関係当局は、苦情を申し立てた者、関係があ

ると認められる輸入者及び輸出者並びに当該輸出国の政府に対し、それぞれの立場の主張に関係があるすべての情報で、(c)に定めるような秘密のものではなく、かつ、ダンピング防止のための調査において当該当局が使用するものを見直し、及びこの情報に基づいてそれぞれの主張

場合には、ダンピング及びその結果生ずる損害の双方の証拠があるときにのみ手続を進めるものとする。

(b) ダンピング及び損害の双方の証拠は、調査の開始の際及びその後において、同時に考慮すべきものである。いかなる場合にも、ダンピング及び損害の双方の証拠は、調査を開始するかどうかを決定する際に、また、その後の調査の過程においても、当該当局が第十条(b)に規定する輸出者及び輸入者の要請を受理する場合を除き、おそらくとも暫定措置が適用される日から、同時に考慮しなければならない。

(c) ダンピング又は損害のいずれか一方の証拠が当該事件に関する手続の進行を正当とするために十分でないと関係当局が認めるときは、すみやかに申請を却下し、また、調査を取りやめなければならぬ。ダンピングの価格差、ダンピングされた現実の若しくは潜在的な輸入の量又は損害が無視することのできるものである場合には、調査は、直ちに取りやめるべきである。妨げてはならない。

(d) もつとも、関係当局は、秘密扱いの要請に正当な理由がないと認める場合において、提供者がその情報を公表させず又は一般的な表現若しくは要約された形によるその公開を認めないとときは、その情報の正確であることが適當な源かの明示の許可を得ないでこれを漏らしてはならない。

(e) 当該当事に関する手続の進行を正当とするために十分でないと関係当局が認めるときは、すみやかに申請を却下し、また、調査を取りやめなければならぬ。ダンピングの価格差、ダンピングされた現実の若しくは潜在的な輸入の量又は損害が無視することのできるものである場合には、調査は、直ちに取りやめるべきである。

(f) もつとも、関係当局は、秘密扱いの要請に正当な理由がないと認める場合において、提供者がその情報を公表させず又は一般的な表現若しくは要約された形によるその公開を認めないとときは、その情報の正確であることが適當な源かの明示の許可を得ないでこれを漏らしてはならない。

(g) 当該当事者は、調査を行なうために、ただしこの調査を行なうことのできる限り、その他の国の政府の代表者にその旨を通告し、かつ、その代表者が調査に反対しないことを条件とする。

(h) 権限のある当該当局は、ダンピング防止のための調査を第五条の規定に基づいて開始することを正當とするために十分な証拠があると認めたときは、その旨を輸出国の代表者並びに関係があるすべての輸出者及び輸入者に通告する

と認められる輸出者及び輸入者に通告するものとし、また、公告することができる。

(i) ダンピング防止のための調査において、すべての当事者は、自己の利益の擁護のために十分な機会を与えられなければならない。

(j) 関係当局は、要請があつたときは、直接の利害關係があるすべての者に対し利害関係の相反する者と会合する機会を与えて、対立する見解の表

明及び反論の提示が行なわれるようにならなければならぬ。その機会を与えるに際しては、秘密保持の必要性及び当事者の便宜を考慮に入れなければならない。いずれの当事者も、会合に出席する義務を負わぬものとし、また、出席しないことは、その当事者の立場を害しない。

(ii) 関係当局は、ダンピング防止税を課し又は課さないことに關するその決定を、その理由及び適用した基準を示して輸出国の代表者及び直接の利害關係がある者に通告するものとし、また、その決定の公表をばばむ特別な理由のない限り、これを公表しなければならない。

(a) この条の規定は、当局がすみやかに肯定的若しくは否定的な仮決定を行ない、又はすみやかに暫定措置を適用することを妨げるものではない。利害關係のあるいそれかの者が必要な情報を提供しない場合には、肯定的又は否定的な最終の認定は、知ることができた事実に基づいて行なうことができる。

#### 第七条 価格に関する約束

関係当局は、輸出者からダンピングの価格差が除去されるように価格を修正し、又は当該地域に対してダンピング価格による輸出をやめる旨の自発的な約束を受け取つた場合において、たとえば、当該產品の輸出者又は潜在的輸出者があまり多數でないため及び(又は)取引の慣行が適切であるため、それが実行可能であると考えるときは、ダンピング防止税又は暫定措置を適用することなく、ダンピング防止のための手続を取りやめることができる。

(b) 関係輸出者が価格を修正すること又は当該產品の輸出をやめることを事件の審査中に約束し、かつ、関係当局がその約束を認めた場合においても、損害の調査は、輸出者が希望するか又は関係当局が決定するときは、完結しなければならない。輸出者の行なつた約束は、損害がない旨の決定が行なわれた場合には、輸出者がその約束を消滅させない旨を表明しない限り、

自動的に消滅するものとする。輸出者が調査の期間中に前記の約束を行なうことを申し出ないか又は前記の約束を行なうようにとの調査当局の勧説を受諾しない事実は、当該事件を考慮する上でなんらの影響を及ぼさない。もつとも、当局は、そのダンピング輸入が継続する場合には、損害のおそれが実現する可能性が一層大きくなると決めることができる。

#### D ダンピング防止税及び暫定措置

##### 第八条 ダンピング防止税の賦課及び徵収

(a) ダンピング防止税を課するためのすべての要件が満たされた場合にそれを課するかどうかの決定及び課すべきダンピング防止税の額をダンピングの価格差の全部とするか又はそれより少ないものとするかの決定は、輸入国又は輸入関税地域の当局が行なうものとする。この協定の当事国であるすべての国又は関税地域においてダンピング防止税の賦課が裁量行為であること及び、ダンピングの価格差より少ない額の税が国内産業に対する損害を除去するために十分であるときは、ダンピング防止税がその少ない額のものであることが望ましい。

(b) いざれかの產品についてダンピング防止税を課する場合には、そのダンピング防止税は、すべての輸入源からのその產品の輸入でダンピングの要請があり、かつ、その要請が適切な証拠によつて裏づけられている場合には、個別の事例について、ダンピング防止税のための調査が新たに行なわれるものと了解される。徴収されたダンピング防止税は、ダンピングが存在しないと認定された場合には、できる限りすみやかに還付するものとする。さらに、徴収された税が實際のダンピングの価格差をこえていると認定された場合には、そのこえいれる額は、できる限りすみやかに還付するものとする。

(c) ダンピング防止税の額は、産業が特定の地域、すなわち、第四条(4)に定義されている市場の生産者をいうものと解される場合には、最終的な範囲で暫定的に推定されたダンピング防止税の額に等しいものとする。評価差止めは、通常の関税及び推定されたダンピング防止税の額が示され、かつ、その評価差止めが他の暫定措置と同一の条件に従う限り、妥当な暫定措置である。

(d) 基準価格制度の下においては、次の規則を適用するものとする。ただし、その規則の適用がこの規約の他の規定に合致することを条件とする。

ダンピング防止税は、一又は二以上の国の数人の供給者が関係している場合には、関係国からの当該產品の輸入でダンピングされ、かつ、損害を与えていると認定されたものに課することができる。その税は、輸出価格がこのために設定された基準価格を下回る額に争条件の下にある一又は二以上の供給国における最も低い正常の価格をこえないものとする。既設の基準価格を下回つて販売されるる產品に関しては、利害關係のある者からの要請があり、かつ、その要請が適切な証拠によつて裏づけられている場合には、個別の事例について、ダンピング防止税のための調査が新たに行なわれるものと了解される。徴収されたダンピング防止税は、ダンピングが存在しないと認定された場合には、できる限りすみやかに還付するものとする。さらに、徴収された税が實際のダンピングの価格差をこえていると認定された場合には、そのこえいれる額は、できる限りすみやかに還付するものとする。

(e) ダンピング防止税は、産業が特定の地域、すなわち、第四条(4)に定義されている市場の生産者をいうものと解される場合には、最終的な範囲で暫定的に推定されたダンピング防止税の額が示され、かつ、その評価差止めが他の暫定措置と同一の条件に従う限り、妥当な暫定措置である。

(f) 関係当局は、暫定措置の適用に關するその決定を、その理由及び適用した基準を示して輸出国の代表者及び直接の利害關係がある者に通報するものとし、また、その決定の公表をばばむ特別な理由のない限り、これを公表しなければ

づいて定められるダンピングの価格差をこえてはならない。したがつて、ダンピング防止税を課した後、徴収された税が實際のダンピングの価格差をこえていると認定した場合には、その額は、できる限りすみやかに還付するものとする。この場合において、当該ダンピングをやめることについて適當な保証がすみやかに与えられることは、ダンピング防止税を課さないものとするが、その保証が与えられないか又は履行されないと、地城を限定することなくその税を課することができます。

(g) ダンピング防止税の期間

(h) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効なものとする。

ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(i) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(j) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(k) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(l) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(m) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(n) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(o) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(p) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(q) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(r) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(s) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(t) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(u) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(v) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(w) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(x) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(y) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(z) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(aa) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(bb) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(cc) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(dd) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(ee) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(ff) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(gg) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(hh) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(ii) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(jj) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(kk) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(ll) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(mm) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(nn) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(oo) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(pp) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(qq) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(rr) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(ss) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(tt) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(uu) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(vv) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(ww) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(xx) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(yy) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(zz) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(aa) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(bb) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(cc) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(dd) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(ee) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(ff) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(gg) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(hh) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(ii) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(jj) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(kk) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(ll) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(mm) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(nn) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(oo) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(pp) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(qq) ダンピング防止税は、損害を与えているダン

ピングに對抗するため必要な期間に限り有効な

税を課することができます。

(rr) ダンピング防止税は、損害を与えているダン



年、千九百五十六年、千九百五十九年、千九百六十二年、千九百六十五年、千九百六十六年及び千九百六十七年に修正更新され、又はその有効期間が延長されたことを考慮し、  
千九百六十二年の国際小麦協定の実質的経済条項が千九百六十七年七月三十一日に効力を失つたこと、同協定の運用規定が千九百六十八年七月三十日又は国際小麦理事会の決定するそれより早い日に効力を失うこと及び新たな期間についての協定の締結が望ましいことを考慮し、  
アルゼンティン、オーストラリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、日本国、ノールウェー、スウェーデン、イス、連合王国及びアメリカ合衆国の政府並びに歐州経済共同体及びその構成国が、小麦貿易及び食糧援助に関する規定を含む穀物に関する協定ができる限り広範な基礎において交渉すること、その交渉の早期の妥結のために熱心に行動すること及びその交渉が完了したときは各自の憲法上又は制度上の手続に従つてできる限りすみやかに協定を承諾するよう努力することを千九百六十七年六月三十日に合意したこと考慮し、  
これらの政府並びに欧州経済共同体及びその構成国があらかじめ相互間で行なつたこれらの約束に従つて小麦貿易規約及び食糧援助規約の双方に署名すべきであること並びに他の政府が両規約のいずれか一方又は双方に参加する可能性を与えられるべきであることを考慮して、  
この千九百六十七年の国際穀物協定が小麦貿易規約と食糧援助規約との二つの法的文書で構成されること並びに国際政府並びに歐州経済共同体及びその構成国が各自の憲法上又は制度上の手続に従つてこれらの両規約の双方又は場合によりいずれか一方の署名及び批准、受諾又は承認のための手続を執ることを合意した。

## 小麥貿易規約 第一部 総則 第一条 目的

- (a) この規約の目的は、次のとおりとする。  
公正なかつて安定した価格で、輸入国に小麦及び小麦粉の供給を、輸出国に小麦及び小麦粉の市場を確保すること。  
(b) 小麦及び小麦粉の国際貿易の拡大を促進し、輸出国及び輸入国双方の利益のためその貿易のできる限り自由な交流を確保し、かつ、このようにして、経済が小麦の商業的売渡しに依存している国の発展に寄与すること。
- (c) 小麦の貿易が他の農産物の市場の経済的安定性に関することを認識し、世界の小麦問題に關して一般的に国際協力を促進すること。
- (d) 第二条 定義
- (1) この規約の適用上、
- (a) 「義務残量」とは、輸出国が第五条の規定に基づいて最高価格をこえない価格で提供しなければならない小麦の数量、すなわち、当該時点において輸入国に対する当該輸出国の基準数量から当該収穫年度における当該輸出国からの輸入国実際の商業的買入れを差し引いた数量をいう。
- (b) 「権利残量」とは、輸入国が第五条の規定に基づいて最高価格をこえない価格で買入れることができる小麦の数量、すなわち、当該時点において一(又は文脈により二以上)の關係輸出国に対する当該輸入国の中の基準数量から当該輸入国年度における当該関係輸出国からの数量をいう。
- (c) 「ブッシュ」とは、小麦については、常衡六十ポンド又は二十七・二一五五キログラムをいう。
- (d) 「保管費」とは、小麦の保管について、貯蔵、利子及び保険のために要する費用をいう。
- (e) 「証明済み種子小麦」とは、原産国の慣行に従つて公的に証明され、かつ、当該原産国で認められた種子小麦の規格に適合する小麦をいう。
- (f) 「c.&d.」といふときは、価格について、そ

- (g) 「理监事会」とは、千九百四十九年の国際小麦協定に基づいて設立され、かつ、第二十五条の規定に基づいて存続する国際小麦理事会をいう。
- (h) 「国」には、歐州経済共同体を含むものとする。
- (i) 「国」には、文脈により、次のいずれかをいう。  
附表Bに掲げる国並びにこの規約に基づくその国の政府の権利及び義務が及ぶ領域を批准し、受諾し若しくは承認し、又はこれに加入し、かつ、これから脱退していないもの。
- (j) 「収穫年度」とは、七月一日から六月三十日までの期間をいう。
- (k) 「基準年度」とは、次のもをいう。  
輸出国については、第十五条の規定に基づいて決定される当該輸出国からの輸入国の中の商業的買入れの年平均。
- (l) 「輸入国」については、第十五条の規定に基づいて決定される輸出国(又は文脈により特定の輸出国)からの当該輸入国の中の商業的買入れの年平均。
- (m) 「変性された小麦」とは、変性された結果人間の消費に適さなくなつた小麦をいう。
- (n) 「執行委員会」とは、第三十条の規定に基づいて設立される委員会をいう。
- (o) 「輸出国」とは、文脈により、次のいずれかをいう。
- (p) 「変性された小麦」とは、変性された結果人間の消費に適さなくなつた小麦をいう。
- (q) 「輸出国」には、該当する場合には、第十五条の規定に基づいて行なわれる調整を含む。
- (r) 「最高価格宣言」とは、第九条の規定に基づいて行なわれる宣言をいう。
- (s) 「加盟国」とは、次のいずれかをいう。  
この規約を批准し、受諾し若しくは承認するすべての通常の費用をいう。
- (t) 「高価格」(又は文脈によりそれらの最高峰格の二)をいう。
- (u) 「附表A」に掲げる国並びにこの規約に基づくその国の政府の権利及び義務が及ぶ領域を批准し、受諾し若しくは承認し、又はこれに加入し、又はこれに加入し、かつ、これから脱退していない國の政府。
- (v) 「メートル・トン」又は千キログラムとは、小麦については、三十六・七四三七一グラムシエルをいう。
- (w) 「最低価格」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はこれらの規定に基づいて決定される最低価格(又は文脈によりそれらの最低価格の一)をいう。
- (x) 「価格帯」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はこれらの規定に基づいて決定される最低価格と最高価格との間の価格(最低価格を含み、最高価格を含まない)をいう。
- (y) 「価格検討委員会」とは、第三十二条の規定に基づいて設立される委員会をいう。
- (z) (i) 「買入れ」とは、輸出国又は輸出国外の国からそれぞれ輸出された小麦又は輸出される小麦の輸入のための買入れ(又は文脈により、このようにして買入された

- (i) 「輸入国」とは、文脈により、次のいずれかをいう。  
附表Bに掲げる国並びにこの規約に基づくその国の政府の権利及び義務が及ぶ領域を批准し、受諾し若しくは承認し、又はこれに加入し、かつ、これから脱退していないもの。
- (ii) 「輸出国」には、該当する場合には、第十五条の規定に基づいて行なわれる調整を含む。
- (iii) 「前記の国並びにこの規約に基づくその国の政府の権利及び義務が及ぶ領域を批准し、受諾し若しくは承認し、又はこれに加入し、かつ、これから脱退していない國の政府。
- (iv) 「政府の権利及び義務が及ぶ領域」とは、当該輸出国年度における当該関係輸出国からの数量をいう。
- (v) 「メートル・トン」又は千キログラムとは、小麦については、三十六・七四三七一グラムシエルをいう。
- (vi) 「最低価格」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はこれらの規定に基づいて決定される最低価格(又は文脈によりそれらの最低価格の一)をいう。
- (vii) 「高価格」(又は文脈によりそれらの最高峰格の二)をいう。
- (viii) 「附表A」に掲げる国並びにこの規約に基づくその国の政府の権利及び義務が及ぶ領域を批准し、受諾し若しくは承認し、又はこれに加入し、又はこれに加入し、かつ、これから脱退していない國の政府。
- (ix) 「メートル・トン」又は千キログラムとは、小麦については、三十六・七四三七一グラムシエルをいう。
- (x) 「最低価格」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はこれらの規定に基づいて決定される最低価格と最高価格との間の価格(最低価格を含み、最高価格を含まない)をいう。
- (xi) 「価格帯」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はこれらの規定に基づいて決定される最低価格と最高価格との間の価格(最低価格を含み、最高価格を含まない)をいう。
- (xii) 「価格検討委員会」とは、第三十二条の規定に基づいて設立される委員会をいう。
- (xiii) 「買入れ」とは、輸出国又は輸出国外の国からそれぞれ輸出された小麦又は輸出される小麦の輸入のための買入れ(又は文脈により、このようにして買入された

小麦の数量)をいう。

(ii) 「売渡し」とは、輸入国又は輸入国外の小麦を輸入する小麥がそれぞれ輸入した小麦又は輸入する小麦の輸出のための売渡し(又は、文脈により、このようにして売り渡された小麦の数量)をいう。

(iii) この規約において買入れ又は売渡しといふときは、関係政府間で行なわれる買入れ又は売渡しをもさるものとする。この定義において、「政府」には、この規約を批准し、受諾し若しくは承認し、又はこれに加入する政府の権利及び義務が第四十二条の規定に基づいて及ぶ領域の政府を含む。

(aa) 「価格小委員会」とは、第三十一条の規定に基づいて設立される小委員会をいう。

(bb) 輸出國又は輸入國に関する「領域」には、この規約に基づくその國の政府の権利及び義務が第四十二条の規定に基づいて及ぶ領域を含む。

(cc) 「小麦」とは、小麦粒(種類、銘柄、等級又は品質のいかんを問わない)及び、第六条その他文脈により異なる意味に解釈しなければならない場合を除くほか、小麦粉をいう。

(2) 小麦粉の買入れの小麦相当量へのすべての換算は、買手と売手との間の契約に明示する換算率によつて行なう。換算率が明示されていない場合は、小麦粉と小麦粒の重量換算率は、理事会が別段の決定をしない限り、計算上七十二対百とする。

### 第三条 商業的買入れ及び特殊取引

(1) この規約の適用上、商業的買入れとは、第二条に定義する買入れで、国際貿易における通常の商業的慣行に適合するものをいい、(2)に規定する取引を含まない。

(2) この規約の適用上、特殊取引とは、価格帶内のものであるかどうかを問わず、関係国政府に

より通常の商業的慣行に適合しない特殊性を付与された取引をいう。特殊取引には、次のもの

(a) 信用供与に基づく売渡しであつて、その信用供与における利率、支払期間その他これに連する条件が、政府の関与により、世界市場における通常の商業的な利率、期間又は条件に合致しなくなつたもの

(b) 輸出國政府から小麦の買入れのために与えられた借款に基づいて小麦の買入れの資金が供与される売渡し

(c) 輸入國の通貨であつて、移転することができず、かつ、輸出国内で使用する他の通貨又は貨物に交換することができないものによる売渡し

(d) 特別の支払取極(貨物の交換によつて相互に信用残高を決済するための清算勘定を含む)を含む貿易協定に基づく売渡し。ただし、関係輸出國及び関係輸入國が当該売渡しを商業的のものとみなすことに同意する場合を除く。

(e) 求償取引であつて、

(i) 政府の関与によつて行なわれ、世界相場以外の価格で小麦を交換するもの、又は、政府の買入計画に基づく補助を含むもの。ただし、小麦の買入れが原求償契約中に最終仕向國を明記していない求償取引に基づくものである場合を除く。

(ii) 小麦の贈与又は輸出國が小麦の買入れたために贈与した資金による小麦の買入れ

(f) 小麦の買入れが原求償契約中に規定する最高価格以上の価格

(g) 小麦の買入れが原求償契約中に規定する最低価格に即した価格又は第八条に定める最低価格の機能に関する規定に適合する価格

(h) 第六条に規定する最高価格による買入れ

(i) 理事会がいすかの輸出國について最高価格で行なつた場合には、当該輸出國は、最高価格をこえない価格で輸入國に對する自國の義務残量を輸入國の買入れに供しなければならぬ。ただし、この義務は、いずれの輸出國についても、輸出國の総額に対する当該輸入國の権利残量を限度とする。

(j) 理事会がすべての輸出國について最高価格宣言を行なつた場合には、当該輸出國は、最高価格をこえない価格で輸入國に對する自國の義務残量を輸入國の買入れに供しなければならぬ。ただし、この義務は、いずれの輸出國についても、輸出國の総額に対する当該輸入國の権利残量を限度とする。

### 第二部 商業的取引

#### 第四条 商業的買入れ及び供給約束

(1) 各加盟國は、小麦を輸出するときは、価格帶に即した価格で輸出することを約束する。

(2) 小麦を輸入する各加盟國は、(4)に規定する場合を除くほか、いずれの収穫年度においても、自國の小麦の商業的買入れの総量のうちのできる限り大きい割合を加盟國から買入れることを約束する。この割合は、理事会が関係国との同意を得て決定する百分率を下回らないものとする。

(3) 輸出國は、この規約の他の規定に従うことと条件として、相互に連携して、いずれの収穫年度においても、価格帶に即した価格で、輸入國の商業的買入れの必要量を規則的かつ継続的に満たすに十分な数量の小麦を輸入國の買入れに供することを約束する。

(4) 加盟國は、異常な事態においては、十分な証拠を提出した上で、理事会から(2)に規定する約束の部分的な免除を受けることができる。

(5) 各加盟國は、非加盟國から小麦を輸入するとときは、価格帶に即した価格で輸入することを約束する。

(6) 価格は、小麦の提供又は売渡し及び買入れが次のいずれかの価格で行なわれる場合には、価格帶に即しているものとみなす。

(i) 政府の買入計画に基づく補助を含むもの。ただし、小麦の買入れが原求償契約中に最終仕向國を明記していない求償取引に

(ii) そのような行為が第五条、第九条又は第十条の規定に抵触しないときは、第六条に規定する最高価格以上の価格

(iii) 第六条に規定する最低価格に即した価格又は第八条に定める最低価格の機能に関する規定に適合する価格

(iv) 第五条 最高価格による買入れ

(v) いすかの輸出國が輸出國の総額に對する自國の権利残量をこえて一の輸出國から買入れを行なう場合には、その権利残量をこえた買入れは、この条の規定に基づく当該一の輸出國の義務を減少させない。一の輸出國が他の輸入國から買入れた小麦で当該収穫年度中にいすかの輸出國を原産國としたものは、輸出國の総額に對する当該一の輸出國の権利残量をこえないことを条件として、当該一の輸出國が当該輸出國から買入れたものとみなす。第十九条の規定に従うことと条件として、この(4)の第二文の規定は、小麦粉が関係輸出國を原産國としたものである場合に限り、小麦粉についても適用する。

(vi) (2)(b)及び(3)(b)の規定を留保して、いすかの輸入國が第四条(2)の規定に基づいて要求される百分率の買入れを履行したかどうかを決定す

言を行なつた場合には、各輸入國は、その宣言の有効期間中次のことを行なうことができる。

(a) 最高価格をこえない価格で、輸出國から輸出國の総額に對する自國の権利残量を買入ること。

(b) 第四条(2)の規定にかかる限り、輸出國から小麦をも買入らすこと。

(c) 理事会が、すべての輸出國についてではなき一又は二以上の輸出國について最高価格宣言を行なつた場合には、各輸入國は、その宣言に基づく買入れを行なうこと及び価格帶内の価格で、他の輸出國から、自國の商業的必要量の残りを買入ること。

(d) 当該一又は二以上の輸出國から(1)の規定の有効期間中次のことを行なうことができる。  
基づく買入れを行なうこと及び価格帶内の価格で、他の輸出國から、自國の商業的必要量の残りを買入すること。

(e) その宣言の効力発生の日における当該一又は二以上の輸出國に対する自國の権利残量の限度まで、第四条(2)の規定にかかる限り、いかななる供給源からの小麦をも買入ること。

(f) ただし、当該残量が輸出國の総額に対する自國の権利残量をこえないことを条件とする。



格及び最高価格を基礎として、これに適当な割増額を加え、又はこれから適當な割引額を減じて算出する。この割増額又は割引額は、必要があるときは、価格検討委員会が決定し及び調整することができる。価格検討委員会は、第九条の規定に基づいて招集される会合において、この四の規定に従つて措置を執るもの

(15) (15)の規定に基づいて定められるアメリカ合衆国のメキシコ湾岸の港におけるT.O.B.での最低価格又は最高価格は、それぞれ、マニトバ・ノーザン一号小麦の(1)に定める最低価格又は最高価格をこえてはならない。

(5)から(1)までに規定する最低相当価格及び最高相当価格は、理事会の事務局が、価格小委員会の援助を得て、その時に一般に行なわれている輸送方法を反映した海上輸送の経費を考慮に入れ、かつ、関係港間の最も適した比較の基準に従つて、定期的に計算する。

又はこの条の規定に従つて計算されるそれらの相当価格と比較するためには、その時の為替換算率によりアメリカ合衆国の通貨に換算する。価格の換算に関する紛争については、価格検討委員会が決定を行なり。

及び貯充費を含まない。もつとも、保管費については、当該小麦を売り渡す契約に明示する旨意された日より後の部分のみが買手の勘定に加算される。

(20) デュラム小麦及び記明済み種子小麦について、は、最高価格に関する規定を適用せず、また、変性された小麦については、最低価格に関する規定を適用しない。

## 第八条 最低価格の機能

号(二) 千九百六十七年の国際穀物協定の締結について  
の輸送費に照らして公正でなくなったと申し立てた場合には、第八条の規定の実施を妨げることなく、同委員会は、その問題を検討するものとし、また、価格小委員会と協議した上で、望ましいと認める調整を行なうことができる。  
四 (四) 仰、仰、仰又は<sup>(2)</sup>の規定に基づく価格検討委員会のすべての決定は、すべての加盟国を拘束する。もつとも、その決定が自國に不利であると認めるいすれかの加盟国は、理事会に對して当該決定の審査を請求することができる。  
五 自本国の一又は二以上の小麦がこの条に規定されている各國は、当該小麦に關するその時の公の明細表、規格表又は説明書があるときは、それらの写しを毎収穫年度に理事会に提出する。小麦を輸出する国は、この条に規定されない小麦に関するその時の公の明細表、規格表又は説明書があるときは、事務局の要請によりそれらを理事会に提出する。  
第六章 小麦粉の価格  
(1) 小麦粉の商業的買入れは、理事会がいすれかの加盟国から反対の報告をその証拠となる情報とともに受領しない限り、第六条に定められ又は同条の規定に基づいて決定される小麦の価格に即した価格によるものとみなされる。理事会は、そのような報告及び情報を受領したときは、関係国の援助を得てその問題を検討するものとし、かつ、当該買入価格が前記の小麦の價格に即しているかどうかを決定する。  
(2) 一又は二以上の加盟国は、国際貿易の分野におけるいすれかの行為が小麦粉の価格と小麦の価格との間に存在すべき調和をゆがめたと認め、かつ、自國の利益が当該行為により著しく害されたと認める場合には、一又は二以上の関係加盟国との協議を要請することができる。  
三 理事会は、加盟国と協力して、小麦の価格との関連における小麦粉の価格の研究を行なうことができる。

**第七条 小麦粉の価格**

(1) 小麦粉の商業的買入れは、理事会がいづれかの加盟国から反対の報告をその証拠となる情報とともに受領しない限り、第六条に定められ又

(2) は同条の規定に基づいて決定される小麦の価格に即した価格によるものとみなされる。理事会は、そのような報告及び情報を受領したときは、関係国への援助を得てその問題を検討するものとし、かつ、当該買入価格が前記の小麦の価格に即しているかどうかを決定する。

一又は二以上の加盟国は、国際貿易の分野に

(3) におけるいすれかの行為が小麦粉の価格と小麦の価格との間に存在すべき調和をゆがめたと認め、かつ、自国の利益が当該行為により著しく害されたと認める場合には、一又は二以上の関係加盟国との協議を要請することができる。

理事会は、加盟国と協力して、小麦の価格との関連における小麦粉の価格の研究を行なうこ

## 第六条 最高领袖宣言

（1）価格の水準が価格帯の最低水準にあるか又はこれに接近しつつあることの判定を可能にすることによつて、市場の安定に寄与することにある。異なる銘柄及び品質の小麦の間の価格関係が競争の状況により変動するので、最低価格の検討及び調整のための措置が執られるものとする。

（2）理事会の事務局が市況を絶えず検討している間に最低価格に関するこの規約の目的が害され、その事態が生じており若しくは直ちに生ずるおそれがあると認めた場合又はいすれかの加盟国がこのよくなき事態について理事会の事務局の注意を喚起した場合には、事務局長は、二日以内に価格検討委員会を招集し、かつ、同時にその旨をすべての加盟国に通報するものとする。

（3）価格検討委員会は、価格の安定を回復し、かつ、最低水準以上に価格を維持するために参加する加盟国が執るべき措置について合意に達するため、価格の状況を検討するものとし、また、今意に達した時及び市場の安定を回復するために執られた措置を事務局長に通報するものとする。

（4）価格検討委員会が市場の安定を回復するために執られる措置について三市場日後に合意に達することのできない場合には、理事会の議長は、他のいかなる措置を執ることができるかを審議するために二日以内に理事会を招集するものとする。理事会による三日をこえない検討の後には、いすれかの加盟国が理事会によつて定められた最低価格を下回る価格で小麦を輸出し又はこれを提供している場合には、理事会は、この規約の規定を停止すべきかどうか及び停止する場合にいきなる範囲まで停止するかを決定する。

前記の規定に従つていすれかの最低価格が課せられた場合において、価格検討委員会又は理事会がこのよくなき調整を必要とする事態が存在しなくなつたと認めるときは、このよくなき調整

(4) 輸出国は、最高価格以上の価格で提供していなければ、価格小委員会と協議した上、申立てがされた場合の通告の対象となるすべての小麦について、当該輸出国がそれらの小麦が通常輸出される場所での通告の日における最高価格として計算した価格は、いずれかの加盟国が、事務局長に対し、前記のいずれかの価格が当該小麦の最高価格でないと申し立てた場合には、事務局長は、直ちに価格検討委員会を招集するものとし、同委員会は、価格小委員会と協議した上、申立てがされた最高価格について決定するものとする。

(2) 輸出国は、自国のいずれかの小麦を最高価格以上との価格で輸入国の買入れに供する場合には、直ちに理事会にその旨を通報する。理事会に代わって行動する事務局長は、その通告を受領したときは、(6)及び第十六条(6)に別段の定めがある場合を除くほか、この規約において最高価格宣言と称する宣言を行なう。事務局長は、最高価格宣言を行なつた後できる限りすみやかに、すべての加盟国にその宣言を通報する。

(3) 輸出国は、(2)の規定に基づく通告を行なうにあたつて、次の価格を明らかにするものとし、事務局長は、他のすべての加盟国にその旨を通報する。

(a) 通告の対象となるいずれかの小麦の最高価格が第六条に定められておらず、又は同条の規定に基づいて定められていない場合には、当該輸出国がアメリカ合衆国とのメキシコ湾岸の港における1.0.0.での当該小麦の当分の間の最高価格として認める価格

(b) 通告の対象となるすべての小麦について、当該輸出国がそれらの小麦が通常輸出される場所での通告の日における最高価格として計算した価格





(9) この条の規定の適用上、  
 (a) 加盟国は、商業的買入れ及び売渡し並びに特殊取引に係る小麦の数量に関する情報を理事会がその権限上必要とするものを事務局長に交付する。この情報には、次のものを含む。  
 (i) 特殊取引については、その取引を第三条の規定に従つて分類することができるような当該取引の明細。  
 (ii) 小麦については、銘柄、等級及び品質並びにそれらの銘柄、等級及び品質の小麦の数量に関する入手することができる情報。  
 (iii) 小麦粉については、その品質及び各品質の小麦粉の数量に関する入手することができる情報。

(b) 規則的に輸出する加盟国及び理事会が決定する他の加盟国は、理事会が必要とする種類、銘柄、等級及び品質の小麦及び小麦粉にについて、商業的取引における価格に関する情報及び、入手することができるときは、特殊取引における価格に関する情報を事務局長に送付する。

(c) 理事会は、その時の通常の輸送費についての情報を定期的に入手するものとし、加盟国は、できる限り、理事会が必要とする補足的情報を提供する。

(d) 理事会は、この条に規定する報告及び記録に関する手続規則を制定する。この規則には、それらの報告が行なわれる回数及び方法を定め、かつ、これに関する加盟国の義務を定める。理事会は、また、自己が保存する記録又は明細書の修正に関する規定(それに関連して生ずる紛争の解決に関する規定を含む)を定める。いずれかの加盟国がこの条の規定により提出しなければならない報告の提出を反復して、かつ、正当な理由なく怠つた場合には、執行委員会は、事態を收拾するためにその国と協議を行なう。

(e) 小麦の必要量及び輸出可数量の見積り

(1) 各輸入国は、北半球諸国の場合は十月一日までに、南半球諸国の場合は二月一日までに、理事会に対し、当該収穫年度における輸出国からの小麦についての自國の商業的必要量の見積りを通告する。輸入国は、その後、理事会に対し、この見積りについてのすべての変更を見積りを通告することができる。

(2) 各輸出国は、北半球諸国の場合は十月一日までに、南半球諸国の場合は二月一日までに、理事会に対し、当該収穫年度における自國の小麦の輸出可能量の見積りを通告する。輸出国は、その後、理事会に対し、この見積りについてのすべての変更を見積りを通告することができる。

(3) 理事会对して通告されたすべての見積りは、この規約の運用のために使用するものとして、また、理事会の定める条件に従つて、輸出国及び輸入国の利用に供することができる。この条の規定に従つて提出されたすべての見積りは、なんら拘束力をも有しない。

(4) 輸出国及び輸入国は、この規約に基づく自國の義務を履行するため、任意に民間貿易その他による規定も、民間貿易者に対し、その者が従うべき他の法令の適用を免除するものと解釈してはならない。

(5) 理事会は、その裁量により、一収穫年度における輸出国的基本数量の十パーセント以上に相当する数量の小麦が当該一収穫年度の一月三十日より後にこの規約に基づいて輸入国の買入に供されることを確保するために輸出国及び輸入国が協力することを要求することができない。

(6) 理事会は、その裁量により、一収穫年度における輸出国的基本数量の十パーセント以上に相当する数量の小麦が当該一収穫年度の一月三十日より後にこの規約に基づいて輸入国の買入に供されることを確保するために輸出国及び輸入国が協力することを要求することができない。

(7) 理事会は、輸入国の義務の当該収穫年度における履行の実績を検討するにあたり、

(8) 非加盟国からの小麦の例外的輸入は、その

(9) 小麦が飼料としてのみ使用されたものであり又は使用されるものであること及びその輸入が当該輸入国により加盟国から通常買入されられる数量を減じて行なわれたものでないことが、理事会に対して十分に立証される場合には、無視する。

(10) 変性された小麦の非加盟国からの輸入は、無視する。

(11) 輸出国は、最高価格宣言が行なわれた場合における自國の義務の限度を算定するため、いすれの輸入国が有する権利をも害することなく、

(12) 第四条及び第五条の規定に基づく一つの輸入国の権利が当該収穫年度においていかなる限度まで行使されるかについて、当該一の輸入国と協議

## 第二十条 第四条又は第五条の義務の不履行

することができる。

(1) 輸出国又は輸入国は、第四条の規定に基づいて小麦を売り渡し、又は買入れることが困難であると認めるときは、理事会にその問題を付託することができる。この場合には、理事会は、その問題について満足すべき解決を得るために、関係輸出国又は関係輸入国と協議するものとし、また、適当と認める勧告を行なうことができる。

(2) 輸出国又は輸入国は、輸出の結果いすれかの国が第四条又は第五条の規定に基づくその義務を履行していないことが判明した場合には、執るべき措置を決定する。

(3) 理事会は、この条の規定に基づく決定を行なうに先だって、当該輸出国又は輸入国に対し、関係があるところの国が認める事實を申し立てて機会を与える。

(4) 理事会は、輸出国又は輸入国が第四条又は第五条の規定に基づく義務を履行していないと認められたときは、理事会にその問題を付託することができる。この場合には、理事会は、その事情を調査し、かつ、輸出国の義務を履行する方法について輸出国と協議する。

(5) 理事会は、各収穫年度の終了後できる限りすみやかに、第四条及び第五条の規定に基づく輸出国及び輸入国の義務の当該収穫年度における履行の実績について検討する。

(6) 前記の検討にあたり、各加盟国は、自國の義務の履行につき、理事会がその國の義務の範囲及び他の関係要素を基礎としてその國について定める一定の許容限度を認められることがある。

(7) 理事会は、各収穫年度の終了後できる限りすみやかに、第四条及び第五条の規定に基づく輸出国及び輸入国の義務の当該収穫年度における履行の実績について検討する。

(8) 理事会は、輸入国の義務の当該収穫年度における履行の実績を検討するにあたり、

(9) 非加盟国からの小麦の例外的輸入は、その

(10) 小麦が飼料としてのみ使用されたものであり又は使用されるものであること及びその輸入が当該輸入国により加盟国から通常買入されられる数量を減じて行なわれたものでないことが、理事会に対して十分に立証される場合には、無視する。

(11) 変性された小麦の非加盟国からの輸入は、無視する。

(12) 第四条及び第五条の規定に基づく一つの輸入国の権利が当該収穫年度においていかなる限度まで行使されるかについて、当該一の輸入国と協議

(13) 関係国は、(2)の規定に基づく措置が執られ又



望ましいと認めるその他の記録を保管することができるものとする。

(3) 理事会は、年次報告を公表するものとし、また、この規約の範囲内の事項に関するその他の情報(特に年次検討若しくはその一部又はそれらの概要を含む)を公表することができる。

(4) 理事会は、この規約に定める権限及び任務のほかに、この規約の規定を実施するために必要な他の権限を有し、及び必要なその他の任務を遂行する。

(5) 理事会は、輸出国が投じた票の三分の一以上及び輸入国が投じた票の三分の二以上による議決で、そのいずれの権限又は任務の実施をも委任することができる。理事会は、いつでも、投じられた票の過半数による議決でその委任を取り消すことができる。第九条の規定に従うことを条件として、理事会がこの(5)の規定に従つて委任した権限又は任務に基づいて行なわれた決定は、理事会が定める期間内に輸出国又は輸入国による要請があつたときは、理事会の検討を受ける。その決定は、前記の期間内に検討の要請がなかつたときは、すべての加盟国を拘束する。

(6) 理事会がこの規約に基づくその任務を遂行することができるようにするため、加盟国は、その目的のために必要な統計及び情報を理事会に利用させ及び提供することを約束する。

#### 第二十七条 票数

(1) 輸出国は総体として千票を有し、輸入国は総体として千票を有する。

(2) この規約に基づいて開催される理事会の最初の会期の開始あたり、その日までに批准書、受諾書、承認書、加入書又は暫定的適用宣言を寄託した輸出国は、それらの輸出国が決定するところに従いそれらの国の間で輸出国との票を配分するものとし、また、同様の条件を満たした輸入国は、同様の方法で輸入国の票を配分するものとする。

(3) 輸出国は他の輸出国に対し、また、輸入国は

他の輸入国に対し、理事会の一又は二以上の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を行使する権限を委任することができます。この委任については、その十分な証拠を理事会に提出しなければならない。

(4) 理事会は、輸入国又は輸出国が信託された代表によつて代表されず、かつ、(3)の規定に従つて他の国が自国の票を行使する権限を委任しておかなかつた場合及び理事会の会合の日にいずれかの国がこの規約の規定に基づいて投票権を失い、奪われ又は回復している場合には、輸出国が行使することができる票の数の合計は、輸入国がその会合において行使することができる票の数の合計と等しい数に調整され、かつ、輸出国間でそれぞれの票数に比例して再分配される。

(5) いずれかの国が(2)にいう理事会の会期の日の後にこの規約の締約国となり又は締約国でなくなる場合には、理事会は、他の輸出国又は輸入国が個別に毎年選出する少なくとも五の他の輸出国及び五の他の輸出国を含む。追加の輸入国及び輸出国も、同様な方法で選出する。理事会は、価格検討委員会の委員長を任命するものとする。理事会は、執行委員会の委員長を任命するものとし、また、副委員長一人を任命することができる。

(6) いかなる加盟国も、その票数が未満となることはない。また、票数が分数であつてはならない。

#### 第二十八条 所在地、会期及び定足数

(1) 理事会の所在地は、理事会が別段の決定をしない限り、ロンドンとする。

(2) 理事会は、各収穫年度の半期ごとに少なくとも一回会合するほか、議長が決定するその他の時期に又はこの規約により別に要求されるところに従つて会合する。

(3) 議長は、(a)五国、(b)その票数の合計が総票数の十パーセント以上となる一若しくは二以上の国も、輸出国の合計票数の四十パーセントをこえる票数を有してはならない。執行委員会における輸入国の票数は、輸入国が定めるところに従つて輸入国間で配分する。ただし、いずれの輸出国も、輸出国の合計票数の四十パーセントをこえる票数を有してはならない。執行委員会における輸入国の票数は、輸入国が定めるところに従つて輸入国間で配分する。ただし、いずれの輸入国も、輸入国の合計票数の四十パーセントをこえる票数を有してはならない。

(4) 理事会は、執行委員会における投票に関する手続規則を制定するものとし、また、執行委員会における手続規則としてその他の適当と認められる定めをすることができる。執行委員会の決定には、同様の事項について理事会が決定する場合に従つてこの規約が定めるところと同様の多数による議決を必要とする。

七条の規定に基づく票数の調整前ににおける輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数を有する他の輸入国に対し、理事会の会合において出席を必要とする。

第二十九条 決定

(1) 理事会の決定は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、輸出国が投じた票の過半数及び輸入国が投じた票の過半数(それぞれ別個に計算する)による議決で行なわれる。

(2) 各加盟国は、この規約の規定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

第三十条 執行委員会

(1) 理事会は、執行委員会を設立する。執行委員会の構成員は、毎年輸出国が選舉する四以内の輸出国及び毎年輸入国が選舉する八以内の輸入国とする。理事会は、執行委員会の委員長を任命するものとし、また、副委員長一人を任命することができる。

(2) 執行委員会は、理事会に対し責任を負い、その一般的指示の下に活動する。執行委員会は、この規約に基づいて明示的に与えられた権限及び任務並びに第二十六条(5)の規定に基づいて理事会から委任されるその他の権限及び任務を有する。

(3) 輸出国は、執行委員会において、輸入国と同数の合計票数を有する。執行委員会における輸出国の票数は、輸出国が定めるところに従つて輸出国間で配分する。ただし、いずれの輸出國も、輸出国の合計票数の四十パーセントをこえる票数を有してはならない。執行委員会における輸入国の票数は、輸入国が定めるところに従つて輸入国間で配分する。ただし、いずれの輸入国も、輸入国の合計票数の四十パーセントをこえる票数を有してはならない。

(4) 價格検討委員会は、合意によりその結論を出すものとする。価格検討委員会が討議する問題に直接の利害関係を有する同委員会のいずれの構成員も同委員会の結論に反対しないときは、その問題について合意が得られたものと了解する。価格検討委員会の結論に異議のある国が問題を理事会に付託する意思を宣言するときは、同委員会の結論は、反対されたものとみなす。

(5) 價格検討委員会の結論は、すべての加盟国に通報する。

(6) 價格検討委員会が合意に達しなかつたときは、理事会が招集される。価格検討委員会が提起した問題についての理事会のすべての決定は、理事会が招集されたものとみなす。

は、輸出国が投じた票の三分の二以上の多数及び輸入国が投じた票の三分の二以上の多数(そ



(2) この規約は、一千九百六十八年六月十七日の後  
に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託す

(b) 第四条から第十条までの規定については千九百六十八年七月一日。ただし、歐州經濟共同体及びその構成国並びに第三十六条(2)に掲げるその他のすべての政府が一千九百六十八年六月十七日までに前記の文書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、食糧援助規約が一千九百六十八年七月一日に効力を生ずることを条件とする。

(1) この規約は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府の間で次の日に効力を生ずる。

(2) 第四条から第十条までの規定については千九百六十八年の規定については一千九百六十八年六月十八日

(3) この規約に基づいて理事会により執られたものとみなされ、この規約の下において有効とする。  
(4) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することにより行なう。

(5) この規約の実施上、「附表Aに掲げる国」又は「附表Bに掲げる国」というときは、この条の規定に従つて理事会が定める条件でこの規約に加入した政府の属する國も、該当する附表に掲げられているものとみなす。

(6) この規約の実施上、「附表Aに掲げる国」又は「附表Bに掲げる国」というときは、この条の規定に従つて理事会が定める条件でこの規約に加入した政府の属する國も、該当する附表に掲げられているものとみなす。

(7) この規約の実施上、「附表Aに掲げる国」又は「附表Bに掲げる国」というときは、この条の規定に従つて理事会が定める条件でこの規約に加入した政府の属する國も、該当する附表に掲げられているものとみなす。

の前文を含むものとする

以上の証拠として、下名は、このため各自の政府から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にとの規約に署名した。

附表A

エクアドル エル・サルヴァドル 欧州経済共同体	フィンラン ガーナ グアテマラ ハイチ インド インドネシア イラン アイルランド イスラエル	フィンラン ガーナ グアテマラ ハイチ インド インドネシア イラン アイルランド イスラエル	フィンラン ガーナ グアテマラ ハイチ インド インドネシア イラン アイルランド イスラエル
トルコ アラブ連合共和国 連合王国	ウルグアイ ヴァチカン市国 ヴェネズエラ ヴィエトナム共和国 西サモア ユーボースラヴィア	ウルグアイ ヴァチカン市国 ヴェネズエラ ヴィエトナム共和国 西サモア ユーボースラヴィア	ウルグアイ ヴァチカン市国 ヴェネズエラ ヴィエトナム共和国 西サモア ユーボースラヴィア
コスタ・リカのために キューバのために	アルゼンティンのために A・C・アルソガライ 千九百六十七年十一月二十九日	アルゼンティンのために A・C・アルソガライ 千九百六十七年十一月二十九日	アルゼンティンのために A・C・アルソガライ 千九百六十七年十一月二十九日
コロンビアのために	オーストラリアのために キース・ウォーラー 千九百六十七年十月二十七日	オーストラリアのために キース・ウォーラー 千九百六十七年十一月二十八日	オーストラリアのために キース・ウォーラー 千九百六十七年十一月二十八日
チリのために	パラグアイのために ベル ノールウェー パキスタン パナマ ニュージェリア ノーラルウェー パキスタン	パラグアイのために ベル ノールウェー パキスタン パナマ ニュージェリア ノーラルウェー パキスタン	パラグアイのために ベル ノールウェー パキスタン パナマ ニュージェリア ノーラルウェー パキスタン
コロンビアのために	ブルガリアのために ボルトガル ルーマニア サン・マリノ共和国 サウディ・アラビア シエラ・レオーネ 南アフリカ 南ローデシア スイス シリア・アラブ共和国 トリニダード・トバゴ テュニジア	ブルガリアのために ボルトガル ルーマニア サン・マリノ共和国 サウディ・アラビア シエラ・レオーネ 南アフリカ 南ローデシア スイス シリア・アラブ共和国 トリニダード・トバゴ テュニジア	ブルガリアのために ボルトガル ルーマニア サン・マリノ共和国 サウディ・アラビア シエラ・レオーネ 南アフリカ 南ローデシア スイス シリア・アラブ共和国 トリニダード・トバゴ テュニジア
ドミニカ共和国のために エクアドルのために エル・サルヴァドルのために エクアドルのために チエコスロヴァキアのために デンマークのために フレミング・アゲループ 千九百六十七年十一月二十四日	ドミニカ共和国のために エクアドルのために エル・サルヴァドルのために エクアドルのために チエコスロヴァキアのために デンマークのために フレミング・アゲループ 千九百六十七年十一月二十四日	ドミニカ共和国のために エクアドルのために エル・サルヴァドルのために エクアドルのために チエコスロヴァキアのために デンマークのために フレミング・アゲループ 千九百六十七年十一月二十四日	ドミニカ共和国のために エクアドルのために エル・サルヴァドルのために エクアドルのために チエコスロヴァキアのために デンマークのために フレミング・アゲループ 千九百六十七年十一月二十四日



ものであり、かつ、受け入れられる銘柄及び品質のものでなければならぬ。  
(2) この規約の各締約國の最少換出量は、次のとおり定める。

	百分率	単位	ル・トン	千メートル・トン
アメリカ合衆国	四二・〇	一、八九〇	一、八九〇	一、八九〇
カナダ	一・〇	一、四九五	一、四九五	一、四九五
オーストラリア	五・〇	二二五	二二五	二二五
アルゼンティン	〇・五	二三	二三	二三
欧州経済共同体	一三・〇	一、〇三五	一、〇三五	一、〇三五
連合王国	五・〇	二二五	二二五	二二五
スイス	〇・七	三三	三三	三三
スウェーデン	一・二	五四	五四	五四
デンマーク	〇・六	二七	二七	二七
ノールウェー	〇・三	一四	一四	一四
フィンランド	〇・三	一四	一四	一四
日本国	五・〇	一一五	一一五	一一五
この規約に加入する國は、合意される基準によつて換出を行なう。				

- (4) 食糧援助計画への換出の全部又は一部を現金の形態で行なう國の換出額は、当該國について定められた数量（又は穀物で換出しない部分の数量）を一ブッシュルあたり一・七三合衆國ドルで換算して算出する。
- (5) 穀物の形態による食糧援助は、次の場合によつて換出を行なう。  
(a) 穀物の贈与又は輸入国のための穀物の買入とされるものとする。  
(b) 穀物の贈与又は輸入国から行なわれるものとする。贈与された資金の使用にあたつては、開発途上にある締約國の穀物の輸出の促進に対して特別の考慮が払われるものとする。このた

め、食糧援助にあてる穀物を買入れるための現金による換出額のうち二十五パーセント以上（この規約の各締約國の最少換出量は、次のとおり定める）  
(2) この規約の各締約國の最少換出量は、次のとおり定める。

- (1) 第六条に掲げる國及びこの規約に加入するその他の國で構成する食糧援助委員會が設立される。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任命する。
- (2) 第三条 食糧援助委員會  
(3) 第四条 運用規定  
(4) 第五条 不履行及び紛争  
(5) 第六条 署名  
(6) 第七条 批准、受諾又は承認  
(7) 第八条 加入  
(8) 第九条 暫定的適用  
(9) 第十条 効力発生

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約は、千九百六十七年十月十五日から同

年十一月三十日までの間、ワシントンで、アルゼ

ンティン、オーストラリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、日本国、ノールウェー、ス

ウェーデン、スイス、連合王国及びアメリカ合衆

國の政府並びに欧州経済共同体及びその構成國に

よる署名のため開放しておく。ただし、その署名

は、この規約及び小麦貿易規約の双方への署名を

条件とする。

この規約は、各署名國により、各自の憲法上又

は制度上の手続に従つて批准され、受諾され又は

承認されるものとする。ただし、各署名國が小麦

貿易規約を批准し、受諾し又は承認することを

条件とする。批准書、受諾書又は承認書は、千九

百六十八年七月一日までにアメリカ合衆國政府に

寄託するものとする。もつとも、同日までに批准

書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名國に

対しては、食糧援助委員會は、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第八条 加入

(1) この規約は、歐州経済共同体及びその構成國

その他の第六条に掲げる國の政府による加入のため開放しておく。ただし、その加入は、小麦貿易規約への加入を条件とする。この(1)の規定に

する他の政府については、その寄託の日に効力

を認めることができる。

(2) 食糧援助委員會は、同委員會が適當と認める

加入書を寄託しなかつた政府に対しても、食糧

援助委員會は、一回又は二回以上の期限の延長

を入れるために必要な部分が、開発途上にある國

で生産された穀物を買入れるために優先的に

使用されるものとする。換出國は、穀物の形態

による換出をル・トンにより行なるものとする。

自國の換出に関する、一又は二以上の受益國を

指定することができる。

第三条 食糧援助委員會

この規約に適用する場合に、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第六条 第三条 食糧援助委員會

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適当な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第七条 第四条 運用規定

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第八条 第五条 不履行及び紛争

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第九条 第六条 第五条 不履行及び紛争

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第十条 第七条 批准、受諾又は承認

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第十一条 第八条 加入

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第十二条 第九条 暫定的適用

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第十三条 第十条 効力発生

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第十四条 第十一条 不履行及び紛争

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第十五条 第十二条 暫定的適用

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第十六条 第十三条 不履行及び紛争

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第十七条 第十四条 暫定的適用

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第十八条 第十五条 不履行及び紛争

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第十九条 第十六条 暫定的適用

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第二十条 第十七条 不履行及び紛争

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第二十一条 第十八条 暫定的適用

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、適當な場合には、他の國

の他の國で構成する食糧援助委員會が設立され

る。同委員會は、議長一人及び副議長一人を任

命する。

第二十二条 第十九条 不履行及び紛争

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、

食糧援助委員會は、会合して適當な措置を執る。

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又は

この規約に基づく義務の不履行がある場合には、





五千五百円に引き上げる。

4 以上の措置は、昭和四十三年十月一日から実施する。

## 二 議案の修正議決理由

本案は、最近における国民生活水準の上昇等について、これを修正すると適當と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費として、昭和四十三年度一般会計予算に約三十五億五千五百万円が計上されている。

なお、昭和四十四年度以降平年度所要経費は、約百四十二億千九百万円の見込みである。

また、修正の結果必要とする経費は、昭和四十四年度以降年度所要額として、約七千万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、田中國務大臣より「政府としては、ただちに賛同しがたいが、院議をもつて決定されればこれを十分尊重したい。」旨の意見が述べられた。右報告する。

昭和四十三年四月二十三日

内閣委員長 三池 信

衆議院議長 石井光次郎殿

## 〔別紙〕

(小字及び一は修正)

〔恩給法の一部を改正する法律の一部改正〕

第一条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百五十五号)の一部を次のよろに改正する。

附則別表第一を次のよう改める。  
年十二月三十一日までの間は、その年月数を「昭和四十三年十二月三十一日までの間は、その年月数」に改める。

附則別表第六を次のよう改める。

〇〇〇円に改める。

附則別表第五中「九〇、〇〇〇円」を「九七、〇〇〇円」に、「九七、〇〇〇円」を「一〇一、〇〇〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「七四、〇〇〇円」に、「七四、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に改める。

に、「五四、〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に、「五八、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に、「四七、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のよう改める。

## 附則別表第六

階級	仮定期年額	第一欄		第二欄	
		第一	第二	第一	第二
大將	一、一七三、四〇〇円	九八一、六〇〇円	六九、五〇〇円	一一一、七〇〇円	一四六、六〇〇円
中將	九八一、六〇〇円	七六四、一〇〇円	五四、一〇〇円	九五、五〇〇円	八〇、九〇〇円
少將	七六四、一〇〇円	六四七、四〇〇円	五四、九〇〇円	八〇、九〇〇円	六〇、三〇〇円
大佐	六四七、四〇〇円	六一〇、四〇〇円	五四、三〇〇円	七六、三〇〇円	一〇、九〇〇円
少佐	六一〇、四〇〇円	四八〇、四〇〇円	三四、〇〇〇円	六〇、三〇〇円	一〇、九〇〇円
大尉	四八〇、四〇〇円	三〇三、二〇〇円	二八八、一〇〇円	二七、五〇〇円	一〇、九〇〇円
中尉	三〇三、二〇〇円	二六六、四〇〇円	二八八、一〇〇円	二七、五〇〇円	一〇、九〇〇円
少尉	二六六、四〇〇円	二〇三、一〇〇円	二〇三、一〇〇円	二七、九〇〇円	一〇、九〇〇円
准士官	二〇三、一〇〇円	一六六、四〇〇円	一八、九〇〇円	三三、一〇〇円	一〇、九〇〇円
曹長又は上等兵曹	一九三、七〇〇円	一六六、四〇〇円	一八、九〇〇円	三三、一〇〇円	一〇、九〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一八四、四〇〇円	一三三、八〇〇円	一六、五〇〇円	二九、一〇〇円	一〇、九〇〇円
伍長又は二等兵曹	一七七、一〇〇円	一九三、七〇〇円	一三、七〇〇円	二四、一〇〇円	一〇、九〇〇円
兵	一五五、八〇〇円	一八四、四〇〇円	一一、一〇〇円	一三、一〇〇円	一〇、九〇〇円

備考 各階級は、「これに相当するもの」とある。

附則別表第四中「七七、〇〇〇円」を「八一、

官 告 報 (号 外)

附  
則

田中久重著

第九卷 晴和四一三五九月三一十一月十一日

軍人若しくは旧選軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和四十三年十月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六

十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれに対応する改正後の同法附則別表第六の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料については、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

附則第二条第三項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「前項」と、「前二項」とあるのは「前項ただし書」と読み替わるものとする。

3 附則第四条第一項の規定は、第一項及び前項において準用する附則第一条第三項の規定によ

一一〇〇〇円	一九四〇〇円
る扶助料の年額の改定について準用する。	
	(法律五百五十五号附則第四十二条の改正に伴う経過措置)

及び第五項（同法第七十九条の二第六項において  
て適用する場合を含む。）の規定は、昭和四十三  
年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年  
金、准母子福祉年金及び老齢福祉年金について

右報告する

昭治三十一年四月十五日

商工委員長 小峯 柳冬

〔別紙〕  
衆議院議長 石井光次郎謹

## 日本万国博覧会の準備及び運営のために必

要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案二つある附帯決議

政府は、本法施行にあたり、日本万国博覧会を

全国民の合意と協力並びに諸外国の理解のもとに成功させるよう、特に次の諸点について適切な措

置を講すべきである。

# 日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書 議案の要旨及び目的

本案は、日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、これに参加する外国政府等の同博覧会に係る事業に従事する外国人の建設設営

術者等の住宅施設を確保する必要があるので、日本住宅公団の業務の特例を設け、日本住宅公団は、日本万国博覧会協会に対し、公団の本来の業務の遂行に支障のない範囲内で住宅施設を賃貸することができるることとするものである。

二 議案の可決理由  
本案は、日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 博覧会の準備及び運営について、經理面等の公正明朗を期するとともに、運営費調達にあたり一般国民の負担に依存しきることのないといふ配慮し、さらに、会場跡地の利用についても早期に計画を決定すること。

三 博覧会の準備及び運営について、經理面等の公正明朗を期するとともに、運営費調達にあたり一般国民の負担に依存しきることのないといふ配慮し、さらに、会場跡地の利用についても早期に計画を決定すること。



れ一九七〇年、七一年及び七二年の一月一日に実施する。

わが国は、本議定書に附屬するわが国の譲許表(第三十八表)において、二千百四十七品目(その一九六四年における輸入総額は約三十四億九千万ドル)について一九七二年一月一日までに有効となる最終税率を定めており、税率の引下げ開始は一九六八年七月一日とし、その段階的引下げの方針は前記(2)によることとしている。

また、関係交換公文は、わが国が、わが国の譲許表(第三十八表)においてホイルベース二七〇センチメートル以下の乗用自動車の最終税率を一定条件の下に修正することがあると規定していることについて、このような修正はこの交換公文の附屬書に規定するところに従つて行なわれることを規定し、同附屬書においては、イタリア政府が対外共通税率表番号八七・〇二号に分類されるわが国の乗用自動車について、その輸入わくを一定数以上増加する措置をとつた場合及び一九七〇年一月一日までに前記の措置に加えて自由化する措置をとつた場合のそれについて、ホイルベース二七〇センチメートル以下の乗用自動車に対するわが国の最終税率及び引下げ段階を具体的に規定している。

なお本議定書は、わが国が受諾する日にわが国について効力を生じ、関係交換公文に規定する取扱は、わが国が国内法上の手続を完了した

## (号外)

### 官報

旨を通告した日に効力を生ずることになつてゐる。よつて政府は、本議定書及び関係交換公文の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

#### 二 本件の議決理由

貿易に依存する度合いの高いわが国にとって、貿易の一層の発展に寄与すると考えられる本議定書及び関係交換公文を締結することは、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年四月二十四日

外務委員長 秋田 大助  
衆議院議長 石井光次郎殿

めの規則を定めた本協定が作成された。

本協定は、ガット第六条に規定されるダンピング防止措置の実施について、その乱用を防止するための国際的規制を詳細に定めており、ダンピングの存在を判定するに当たつての基準、ダンピングが国内産業に与えている損害を評価するに当たつての基準、「国内産業」の定義、ダンピングの調査及び行政上の手続、ダンピング防止税の賦課及びその期間並びに暫定措置等について詳細な規定を設けている。

なお本協定は、一九六八年七月一日までに受諾した国については同日に効力を生じ、同日以後受諾する国についてはその受諾の日に効力を生ずることになつていて、一方、一九六四年五月から一九六七年六月まで行なわれたいわゆるケネディ・ラウンド交渉において、その主目的である関税の一括引下げのほかに、穀物の価格安定及び開発途上国に対する食糧援助についても討議が行なわれたが、その結果、一九六七年六月三十日に、従来の国際小麦協定の主要締約国であるわが国を含む十箇国及びE.C.C.の間に「世界穀物協定の交渉のための主要項目に関する合意覚書」が作成された。

千九百六十七年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

#### 一 本件の要旨及び目的

わが国も締約国である一九六二年の国際小麦協定は、一九六五年七月末で失効することになつていたが、議定書により一九六八年七月末まで延長されていた。

#### 二 本件の要旨及び目的

一方、一九六四年五月から一九六七年六月まで行なわれたいわゆるケネディ・ラウンド交渉において、その主目的である関税の一括引下げのほかに、穀物の価格安定及び開発途上国に対する食糧援助についても討議が行なわれたが、その結果、一九六七年六月三十日に、従来の国際小麦協定の主要締約国であるわが国を含む十箇国及びE.C.C.の間に「世界穀物協定の交渉のための主要項目に関する合意覚書」が作成された。

以上の事情の下に、一九六七年七月から八月にかけて国際小麦会議がローマにおいて開かれ、その結果同会議において、前記の「合意覚書」を基礎として、一九六二年の国際小麦協定に代わるものとして、本協定が一九六七年八月十八日に採択された。本協定は小麦貿易規約及び食糧援助規約の二部から成つており、わが国など前記の「合意覚書」の署名国はこの両規約の双方に署名しなければならないことになつてお

り、その他の国は両規約のいずれか一方又は双方に参加することができることになつていて、よつてわが国は、一九六七年十一月九日この両

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一本件の要旨及び目的

一九六四年五月から六七年六月まで行なわれたいわゆるケネディ・ラウンド交渉において、

関税の一括引下げとともに、関税引下げの効果を減殺するおそれのある非関税障害の軽減又は

規定しているガット第六条の解釈及び適用のた

衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十三年四月二十四日

外務委員長 秋田 大助

規約の双方に署名したが、その際、開発途上国に対する食糧援助をこの協定によつて義務づけることは妥当でないとの立場から、食糧援助規約第二条の規定の受諾を留保した。

#### (一) 小麦貿易規約

この規約は、小麦の価格安定と需給調整とを目的とし、一九六二年の国際小麦協定を踏襲しこれを一部修正しているものであるが、この規約と一九六二年の協定との主な相違点は次のとおりである。

- 1 一九六二年の協定では、カナダのマニトバ一号の銘柄のみについて五大湖岸の倉庫渡しでの最低価格及び最高価格を規定しておいたが、この規約では、マニトバ一号を含む世界の主要十三銘柄について米国のメキシコ湾の港におけるFOBでの最低価格及び最高価格を規定し、さらに、価格帯の水準を若干引き上げたこと。
- 2 太平洋側の北西岸におけるFOB価格について、最低価格及び最高価格とも、米国のメキシコ湾の港における価格より一ヶ月当たり六セント安くしたこと。
- 3 価格が最高価格に達して最高価格宣言が行なわれる場合の輸入国に対する供給保証数量について、その輸入量が毎年増加していく輸入国に対しては、一定の方針によりその供給保証数量を増加させたこと。

- 4 従来は附表で定められていた締約国の票

数及び輸入国の輸入比率を、第一回の理事会で決定することとしたこと。

#### (二) 食糧援助規約

この規約は、開発途上国に対する食糧援助を規定しているもので、これまでの小麦協定にはなかつたものであるが、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この規約の締約国は、開発途上国に対する援助として、小麦、粗粒穀物又はこれらに代わる現金を一年につき穀物で四百五十万トンまで授出することとし、各締約国の中少授出数量を具体的に定めていること。  
(我が國の割当は、五パーセント、二十二万五千トン。)
- 2 ただしあが国は、この食糧援助義務を具体的に規定している第二条の規定の受諾を留保していること。

#### 二 本件の議決理由

わが国がこの協定を締結することは、安定した価格で小麦の輸入必要量を確保できるとともに小麦の国際貿易の拡大にも寄与し得ることとなるのにかんがみ、妥当な措置であると認められる。

一方、開発途上国に対する食糧援助はこの協定とは別途に行なうべきであるとの立場から、食糧援助規約第二条の規定の受諾を留保することも妥当な措置であると認められる。

よつて本件は承認すべきものと議決した次第である。

#### 三 本件に要する経費

本件に要する経費としては、昭和四十三年度

一般会計予算外務省所管国際分担金其他諸費の項に、国際小麦理事会分担金として六百八十四

万三千円が計上されている。

又は承認されることを条件として、一九六八年七月一日(ただし小麦貿易規約はその

第四条から第十条までの規定以外のすべての規定について一九六八年六月十八日)に効力を生じ、三年間効力を有することになつている。

衆議院議長 石井光次郎殿

外務委員長 秋田 大助

昭和四十三年四月二十四日

右報告する。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の要旨及び目的

別途今国会に提出された「地方交付税法の一部を改正する法律案」による地方交付税に係る特例措置に伴い、交付税及び譲与税配付金特別会計法について所要の改正を行なうするもので、その主な内容は、次のとおりである。

#### 1 昭和四十三年度において、地方交付税交付金の財源として一般会計からこの会計に繰り入れる金額は、所定の額から四百五十億円を控除した額とし、昭和四十四年度から昭和四

十六年度までの各年度における当該繰入金額は、所定の額に百五十億円を加算した額とする。

2 昭和四十二年度において、この会計の負担により二百五十億円を限り借入金をすることができる」とし、この金額を昭和四十四年度から昭和四十六年度までの二年度間にわたり償還できるよう措置すること。

3 昭和四十三年度から昭和五十六年度までの

各年度に交付することとされた特別事業債償還交付金に相当する額を、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとすること。

### 二 議案の可決理由

国及び地方を通じた財政運営を円滑化し、あわせて地方財政の健全な運営に資するための地方交付税に係る特例措置に伴う改正として妥当なものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

### 三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十三年度において、地方交付税交付金の財源として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額を、法定額から四百五十億円減額するとともに、この特別会計において資金運用部資金を二百五十億円借り入れ、地方交付税交付金を同額増額することとしている。

右報告する。

昭和四十三年四月二十四日

大蔵委員長 田村 元

衆議院議長 石井光次郎殿

消費者保護基本法案（砂田重民君外二十四  
名提出）に関する報告書

向上及び消費者からの苦情の適切な処理に努めなければならないものとする。

6 消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができるようにするための消費

品及び役務について、品質その他の内容の

関する施策に協力する責務を有するものとする。

また、事業者は、常に、その供給する商

業者等が、その供給する商品及び役務に

ついて危害の防止、適正な計量及び表示の

実施等必要な措置を講ずるとともに、国又

は地方公共団体が実施する消費者の保護に

する。

また、事業者は、常に、その供給する商

業者等が、その供給する商品及び役務に

ついて危害の防止、適正な計量及び表示の

実施等必要な措置を講ずるとともに、国又

は地方公共団体が実施する消費者の保護に

する。

また、事業者は、常に、その供給する商

業者等が、その供給する商品及び役務に

ついて危害の防止、適正な計量及び表示の

実施等必要な措置を講ずるとともに、国又

は地方公共団体が実施する消費者の保護に

する。

四 消費者の組織化

1 総理府に、附屬機関として、消費者保護

### 一 議案の要旨及び目的

消費者の利益の擁護及び増進に關し、國、地方公共団体及び事業者の果たすべき責務並びにその施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の果たすべき役割を明らかにすることによる総合的推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

2 国の責務等

1 國は、経済社会の発展に即応して、消費者保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するものとする。

2 地方公共団体は、國の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、經濟的状況に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有するものとする。

3 商品及び役務について、技術の進歩、消費者保護について、適正な計量の実施の確保を図るため必要な施策を講ずるものとする。

4 商品及び役務の品質その他内容について、適正な規格の整備及び普及を図るため必要な施策を講ずるものとする。

5 商品及び役務の価格等について、公正かつ自由な競争を確保し、國の決定認可等を必要とする価格形成については、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

6 消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができるようにするための消費

消費者啓発活動の推進を図るとともに消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

7 消費者の意見の國の施策への反映を図るために行動するように努めることにより、消费者的生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

8 消費者保護施策の実効を確保するため、試験、検査等を行なう施策の整備及び結果の公表等の施策を講ずるものとする。

9 情報処理体制の整備等

1 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努めなければならない。

2 市町村は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。

3 国及び都道府県は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るため必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

4 消費者の組織化

国は、消費者がその消費生活の安定及び向上を図るために健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

## 官報(号外)

会議(以下「会議」)を置き、消費者の保護に関する基本的な施策の企画に關して審議し、及びその施策の実施を推進する事務をつかさどる。

2 会議は会長及び委員をもつて組織し、会長は、内閣総理大臣をもつて充て、委員は、関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する。

3 消費者保護に関する基本的事項の調査審議については国民生活審議会において行なう。

## (内) その他

この法律<sup>(法律)</sup>公布の日から施行する。

## 二 議案の可決理由

国民の消費生活の安定及び向上を確保するため、本案の趣旨はきわめて妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十三年四月二十五日

物価問題等に関する特別委員長 八百板 正

衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十三年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号(二)

九六八

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価	一部	二十五円
<small>(支那實業紙二十五円)</small>		
發行所		
大藏省印刷局		
電話	東京	五八一 四四一一(大代)